

衆議院 法務委員会 議 録 第 八 号

平成二十九年四月五日(水曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 鈴木 淳司君

理事 今野 智博君

理事 平口 洋君

理事 宮崎 政久君

理事 赤澤 亮正君

理事 井野 俊郎君

理事 奥野 信亮君

理事 門 博文君

理事 城内 実君

理事 野中 厚君

理事 古田 圭一君

理事 山田 賢司君

理事 若狭 勝君

理事 吉田 宣弘君

理事 藤野 保史君

理事 上西小百合君

法務大臣

法務副大臣

法務大臣政務官

政府参考人

(法務省民事局長)

政府参考人

(法務省訟務局長)

法務委員会専門員

委員の異動

四月五日

辞任

辻 清人君

宮川 典子君

補欠選任

加藤 鮎子君

石川 昭政君

辞任

石川 昭政君

加藤 鮎子君

補欠選任

宮川 典子君

辻 清人君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

民法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八十九回国会閣法第六三三号)

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第百八十九回国会閣法第六四号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

ただいま、民進党・無所属クラブ所属委員の御出席が得られておりません。やむを得ず議事を進めます。

第百八十九回国会、内閣提出、民法の一部を改正する法律案及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案につきましては、第百九十二回国会におきまして既に趣旨の説明を聴取いたしておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○鈴木委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として法務省民事局長小川秀樹君及び法務省訟務局長定塚誠君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田宣弘君。

○吉田(宣)委員 おはようございます。公明党の吉田宣弘でございます。

本日も、民法大改正、質問の機会をいただきまして、皆様から心から感謝を申し上げて、質問に入らせていただきたいと思います。

残念ながら一部の方が出席をいただけないという点については少し心を痛めておりますけれども、しっかりと、この民法、国民の皆様のために資する法律であるということを御理解いただくために、また一歩でも二歩でも進めて審議というものを、議論を深めるといふ意味でも質問に臨ませていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。

これまで多くの委員の皆様、この民法、さまざま論点を拾い上げていただいて、議論が深まったというふうに理解しておりますが、私は、これまで触れられていない条文について少しお話をさせていただければと思います。

まず初めに、意思表示の中で、心裡留保という規定がございます。この規定、現行法でも心裡留保という言葉が使われておりまして、新しい改正法でも心裡留保という言葉が使われております。

心裡留保と聞くと、私は少し大学のころに学びましたので内容がわかりますけれども、なかなか国民の皆様にはなじみが薄いような気が少しいたしますが、何かいいネーミングとか、そういったものはなかったのかなとちょっと私は思っているところですので、例えば真意留保表示とか、これがいいかどうかはまた別にして、そういうふうな気持ちもしているんですけれども、もともとわかりやすい表現、何か御意見とかなかったのかなと思つて、審議過程であつたりとかそういった経緯についてちょっとお聞かせいただければと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

現行法九十三条の条見出し、これが心裡留保とされておまして、改正法案においてもこの見出しはそのまま維持されております。

今お話しございました改正法案の立案の過程の状況でございますが、この用語が難解であることなどを理由に、その変更をすることが検討されたことがございました。しかし、最終的には、他に置きかえるべき端の端のかつ適切な用語を見出すことができなかったということから、改正法案においてもこの用語を維持することとしております。

もともと、改正法案においては、従前の解釈に沿って九十三条の条文の文言を改めておりますので、心裡留保という見出しの文言は難解であるものの、これによって一定の、その実質的な意味内容の理解が容易になるというふうに考えております。

○吉田(宣)委員 ありがとうございます。

私もいろいろ考えたんですけども、なかなかいいネーミングというのは浮かばなかったんですね。そういう意味では、従来からの心裡留保という表示の名前でこれからいこうということですが、これも、この点も広く国民の皆様にはやはり知っていただきたいなと思ひまして、御質問させていた

できました。

この心裡留保ですけれども、どういう規定かといえ、いわゆる意思表示において表意者が、自分がそういうふうな思っていないんだけれども言ってしまう、言ってしまったというか、言うということについては、その言ったとおりに効果が生じますよというふうな規定でございます。これは恐らく、表示主義に基づく、いわゆる取引の安全を図るための規定だというふうに私は理解しておりますけれども。

一問、二の問いをちよつと飛ばしていただきますけれども、条文を見ると、九十三条は、以前は多分一項しかなかった、二項はなかったわけですから、二項が新設をされています。少し読ませていただくと、「前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。」というふうな規定が置かれているようでございます。同様の規定は、以前の法律でも、九十六条、詐欺または強迫の規定においてはこのような規定が見られたところでございますが、今般、この心裡留保の規定において第三者保護規定というものを設置した趣旨について教えていただければと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

現行法には、心裡留保による意思表示を信頼した第三者を保護する規定はございません。しかし、例えば心裡留保による意思表示によつて売買契約を結んだ場合、その契約の後、例えば売り主が売ったその物について、買い主から第三者がさらにその物を購入するという事例のように、心裡留保による意思表示を前提として、第三者がさらに契約などをするにはあり得るわけでござい

ます。心裡留保による意思表示が無効とされる場合であっても、真意ではないことを知りながら真意と異なる意思表示を行った表意者には、そのような無効な意思表示を行ったことについて責められるべき事情があることから、その意思表示を信頼した第三者があらわれたときは、表意者よりもその

第三者の方を保護すべきであると考えられるわけでございます。

このため、現行法に明文の規定はございませんが、判例の趣旨も、善意の第三者に対しては、心裡留保による意思表示の無効を主張することができな

きないとするものと考えられております。そこで、改正法案におきましては、この判例の趣旨に沿つて、心裡留保による意思表示の無効は善意の第三者に対抗することができない旨を明文化するとしております。

○吉田(宣)委員 非常に丁寧な説明、本当にありがとうございます。この新設の意味合いというのがよく国民に御理解いただけるようなお話であつただらうと思います。

少し細かい話に移りますけれども、今般新設されている改正法の九十五条の四項というものと及び改正法案の九十六条三項という規定にはこの「善意」というふうな、いずれも善意の第三者の保護規定ですけれども、わざわざ「過失がない」というふうな言葉がつけ加えられております。すなわち、無過失要件というものがはつきり書いてあるわけですね。

しかるに、この九十三条二項のただし書きは、「善意の」というふうな言葉だけでとどまつております。としますれば、ほかの条文からの対比で考えれば、この九十三条二項というのは、無過失というふうな要件は不要という理解でいいのかどうか。もしお許しただければ、先ほどの九十五条四項もしくは九十六条三項との違いもあわせて御説明を賜ればと思います。

○小川政府参考人 御指摘いただきましたとおり、九十三条二項では「善意の第三者」、それから、九十五条四項、九十六条三項では、過失がある善意の第三者は保護しないということとしております。このように、両者では、同じ第三者保護の規定でも要件が異なるわけでございますが、その理由は以下のとおりでございます。

まず、真意と異なることを認識しながらみずから真意と異なる意思表示をした心裡留保の表意者

については、真意と異なる意思表示をしたことを表意者本人が認識していない錯誤の場合の表意者ですとか、あるいは欺罔行為によつて誤解をして意思表示をした詐欺の場合の表意者、これらの者に比べますと、心裡留保の表意者については責められるべき事情が大きいというふうに考えられます。

そこで、錯誤または詐欺による意思表示を信頼した第三者を保護するに当たつては、その第三者が、心裡留保による意思表示を信頼した第三者よりも保護に値するものでなければ、バランスを欠くということになると考えられます。そこで、両者の要件に差異を設けまして、錯誤それから詐欺の場合につきましては、信頼したことにつき過失のある第三者は保護しないこととしたものでござ

います。

○吉田(宣)委員 ありがとうございます。しつかり、条文上でもはつきりわかるようにバランスをとるとのことであつたかと思ひます。続けて、実は、別の条文のことをちよつとお聞きしたいんですけれども、私は、大学に入つて一番最初に民法総則というのを勉強して、一番最初に教えられたのが九十四条だつたんですね。九

四条というのは虚偽表示規定ですけれども、今般、改正法の中に、新旧対照表の中に入つておりません。ということは、昔の、現行法そのままと

いうふうなことなんだろうと思ひます。すなわち改正がないということのように理解しておりますが、それはなぜなのでしょう。

○小川政府参考人 九十四条につきましては、御指摘のとおり改正はございません。ただ、立案の過程においては議論がございました。法制審議会の民法(債権関係)部会におきましては、通謀虚偽表示がされた場合における第三者保護を定めた九十四条二項について、第三者を保護するための要件を善意から善意無過失に変更すること、これは先ほど御答弁したことにかかわることでございますが、その点が検討されました。

しかし、通謀虚偽表示をした者は、真意と異なる

ことを認識しながら相手方と通謀して、みずから真意と異なる意思表示をした者でございまして、その責められるべき事情が大きいと考えられることから、第三者を保護するための要件としては、善意であればその過失の有無を問わないとする現行法の規律が相当であると考えられたところでございます。

そのため、九十四条については特段の変更をしてございません。

○吉田(宣)委員 ありがとうございます。

私は、今までのこの法務委員会における民法の改正、錯誤であつたり詐欺もしくは強迫であつたりというお話がほかの委員からもいろいろ行われたのをよく勉強させていただいて、私なりにその結論として、この改正法案に思うこと、意思表示に限つての話なのかもしれないけれども、意思表示というものは、法律というのは表示主義と意思主義というものが、要は価値が対立をして、その対立したいわゆる利益というものをどうバランスをとるのかというふうなことが、実はこれまでの現行法では解釈上に委ねられていた部分があつたのかなというふうに思つております。

例えば、今、無過失のお話をお聞きいたしましたけれども、大学のころに、この善意という言葉について、いつも、無過失が入るのかどうかというのがひつついて回つてきていまして、これについては判例があつたりとか学説であつたりとかいうふうな解決策というのがとられていたというふう

に理解をしています。今般の民法改正においては、しつかりこの点が国民にわかりやすい形で明示をされたというふう

に理解をしています。その意味におきましては、非常に、国民の、いわゆる民法を見るときの予測可能性、少しでもわかりやすいという努力が見られたというふうに私は高く評価をしたいと思つております。

実は、ほかにも質問の事項を用意しておりますが、時間が間もなく参るようでございますので、ここで私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○鈴木委員長 次は、藤原崇君。

○藤原委員 おはようございます。自由民主党の藤原崇であります。

私の方からも、引き続き民法についての質疑をさせていただきます。

民法は百二十年ぶりの大改正ということでありまして、平成二十一年に法制審に諮問をいたして、提出が二十七年ということ、特に最近、私は、知り合いの弁護士の方と会いますと、大体、民法はいつ通るのか、あるいは通らないんじゃないか、そういうようなことをよく言われております。先生方も、今までやってきたのというふうなニュアンスの方も多いんですが、ただ、やはり、私も、地域地域あるいはそういう法曹の方々とお話をしていると、非常に期待感、そして、そろそろ熟度としては高まってきたんだろうというふうに思っております。

そういう中で、さまざまな議論がなされたと思うんですが、私は、今回、小さな論点、個別の論点もあるんですが、法案が仮に成立した後、これは大改正ですので、それがどのようにスムーズにいくのかということについてお聞きをしたいと思っております。

この民法改正、判例の趣旨を取り込んだものもあれば、実質的な改正となっているところ、保証や法定利率、時効、約款など、行われております。このような大きな変更がなされて、周知期間が三年の間で用意されておるんですが、その間に法務省としてしっかりと国民の皆様周知徹底しなければいけないと思うんですが、その点について法務省はどのように対応なさるお考えでしょうか。政務官、よろしくお願ひします。

○井野大臣政務官 お答え申し上げます。

民法改正案についてでございますけれども、債権関係の諸規定を全面的に見直すものでございますので、国民の日常生活、経済活動に広く影響を与え得るものでございます。そのため、法案が成立した際には、その見直し内容を国民に対して十分に周知する必要があると考えているところでございます。

分には周知する必要があると考えているところでございます。

具体的な周知方法についてでございますけれども、国会における審議の結果や各種団体などを含めたさまざまな御意見を踏まえつつ今後検討していくところでございますけれども、例えば全国各地での説明会であったり、ホームページの一層の活用など、なるべくわかりやすい解説の公表といったことを検討しているところでございます。いずれにいたしましても、法務省としては、改正法が適切に施行されるよう効果的な周知活動を行うつもりでございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

この民法の改正というのは、何も法曹だけではなくて、不動産の取引、あるいは普通に飲食店なんかでも時効期間の変更ということで、非常に国民生活全般に影響がわたりますので、専門家だけではなくて、やはり広く周知徹底ということをお願いしたいと思っております。

それで、その中でも特にということで、公証人、この方々は、保証の関係はもちろんなんですけれども、売買の契約書であるとか、債権ではないんですが相続の公正証書遺言、そういうのもつくったりして、非常に国民生活、その権利利益に影響を与える割合が大きいと思っております。実際、公証人の仕事というのは公証なんですけれども、やはり事実上のアドバイスというのがあるわけなんです、ちょっと、今法律の規定がこうだから、こういうふうに変えた方がいいですよと。それも公証人の能力次第というところもあるんですけれども。

そういう中で、公証人に対する民法の改正の周知徹底は非常に大切だと思うんですが、それについて、法務局の協力体制についてお伺いできればと思っております。

○小川政府参考人 お答えいたします。

御指摘がありましたように、保証に関するものに限らず、公証人が改正法に基づいて適切に事務を遂行できるように環境を整備すること、このこ

とは、公証人を監督する法務局としても重要であるというふうに認識しております。

今後、公証人の全国組織であります日本公証人連合会において、改正法のもとでの公正証書の作成事務のあり方について、実務上の観点から具体的な検討が進められるものと承知しております。

また、当然のことながら、研修などを通じて周知の徹底を図っていきたいというふうに考えておりますが、そういった検討の成果も踏まえつつ、公証人と日常的に連絡をする関係にあります法務局といたしまして、改正法の運用に関して発出される、これは通達と考えられますので、こういった通達を初め、公証人一人一人に対し適切に情報を提供を行って、改正法の趣旨などの十分な周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○藤原委員 ありがとうございます。

保証、議論にも今回非常に時間を割きました。その規定の妥当性、それから、そもそもそれは使われるんですかと、そういう点、いろいろありますけれども、やはり現場現場の公証人の方々の法令に対する知識というのは必ず必要になりますので、その点は漏れないようにお願いをしたいと思っております。

今回の改正の一つのテーマとして、国民一般にわかりやすい民法、こういうこともうたわれております。これは非常にいいことでありまして、例えば消費者問題に関して、約款の規定あるいは貸借、この分野について、今までは基本的に、六何条でしたか、貸借の個別の条文があるだけで、敷金等については解釈、判例という形で処理をされておりました。これが条文で入った、一般の方でも見ればわかるようになったというのは、実際読んでわかるかどうかというのはあるんですけれども、これは非常にいいことだと思っております。

せっかくこういういい条文を入れたんですから、先ほど政務官、ホームページでとかそういうのがありました。例えば、貸借についてだけリーフレットで、敷金についてのルールがこう変

わりましたと、それを見開き三ページぐらいですか、例えば今の時期、大学生の方々が入学します、一番最初におつかる問題というのは貸借契約、そして特に退去するときですね。そう考えると、例えば大学の入学生に、オリエンテーションのときにそれを配ってもらうとか。あるいは、約款については、消費者庁と協力して、相談センターみたいなところに、約款についてこういうルールが定まりましたみたいな。

そういうふうに個別の論点で、特に一般の方々に関心がある部門、その部門はそういうリーフレットみたいなものをつくって、全部じゃなくて、全部つくるとんでもないことになりますので、それで、貸借、問題になりそうな大学生さんとかにまくとか、そういう形で周知徹底するというのが一つかなと思いますけれども、その点について御見解、もしあればと思っております。

○小川政府参考人 お答えいたします。

民法改正法案は、民法のうち債権関係の諸規定を全般的に見直すものでございまして、国民の日常生活や経済活動に広く影響を与え得るものでございます。したがって、法律として成立した後、その見直しの内容を国民に対して十分に周知する必要がありますと考えております。法務省としては、改正法が適切に施行されるよう効果的な周知活動を行う所存でございます。

その中でも、特に一般の国民に対して影響が大きい個別のテーマ、例えば御指摘いただきました貸借ですとか約款のような領域につきまして、委員が御提案されましたように、国民生活のうち具体的にどのような場面に影響があるかを踏まえつつ、各テーマ別の複数のリーフレットを作成することも効果的であると考えられるところでございます。

法務省といたしましては、効果的な周知活動のあり方について、関係諸機関とも協力しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○藤原委員 ありがとうございます。

せっかく一般の方にもわかりやすいということ

で条文で入れ込んでいくわけですので、関係すると思われる方々にそういう形で、個別で、一般の方に民法を全部わかつてくれと言わないですけれども、やはり、賃貸借についてこういうふうになつていきますよとか、そういうのは非常に今回の改正を生かす大事な手段だと思いますので、これが最後どうなるかというのはありますけれども、成立の暁には、そういう点で御配慮いただければと思つております。

それから、ちよつと個別の論点に移つてしまふんですけれども、不法行為の除斥期間二十年が消滅時効ということになりました。これは、法務省さんの方の答弁としては、除斥期間が消滅時効になつたことで、権利濫用とか、あるいはそういう規定で救済の余地が出てくる、そういうふうにおつちやつておるんですけれども、本当にそういう形で機能するんですか。やはりそこは被害者保護の観点から大事な点ですので、改めてこの点、答弁を求めたいと思つております。

○小川政府参考人 御指摘いただきましたように、改正法案におきましては、不法行為による損害賠償請求権についての長期の権利消滅期間を除斥期間ではなく消滅時効期間とすること、これは条文上も明記したわけですが、これによりまして、時効の中断、停止を、改正法で再構成いたしました概念であります更新ですとか完成猶予の規定が適用されるということになります。したがって、不法行為の被害者において、加害者に対する権利が時効によつて消滅することを防ぐための措置をとることが可能になります。

また、消滅時効期間の経過により権利が消滅したという主張が加害者側からされたとしても、裁判所は、個別の事案における具体的事情に依つて、加害者側からの時効の主張が信義則違反や権利濫用になると判断することが可能になるものでございまして、不法行為の被害者の救済の可能性が広がるものと認識しております。

このように、現行法七百二十四条後段の改正によりまして、被害者の救済を図る余地が広がるこ

とを期待しているものでございまして、この規定が適切に運用されるよう、弁護士や裁判官などの法律の専門家を主な対象として、その趣旨の周知徹底を図つてまいりたいというふうに考えております。

○藤原委員 ありがとうございます。

従来は除斥期間ということで、二十年たつてしまえば、原則として、泣いても笑つてももうだめですよというところを、消滅時効と整理するのであれば救済の余地が広がるということ、やはりこれは民法の改正で救済される実利的な一つのケースなんだろうと思つております。そういう意味でも、早急に成立をさせる必要もあるんだろうなと思つております。そういう中で、ぜひこの趣旨を周知徹底していただければと思つております。

これはちよつと、我々立法府としては、どう整理をしていかとあるんですけれども、昔、貸金業法に關してのみなし弁済規定というものがあつた。法律で通したんですけれども、いろいろな議論はあつたんですけれども、はっきり言えば、それは裁判所の判決によつて空文化をしてしまつたわけですね。空文化することが悪いとかいふとか私は言いませんけれども、実質的には妥当な結論ということになつたんだろうと思つております。

ただ、やはり一つ思うのは、立法府でつくつたものの、最後の解釈は、それは裁判所と。ただ、やはり、しっかりと我々が議論をしたことが裁判所に伝わっていくように、これはなかなか、行政、立法、司法の関係はあるんですけれども、そこはお願いをしていきたいというふうに思つております。

近時は非常に、法律、法治国家として、裁判あるいは弁護士を立てて話し合ひをするということが増えてまいりました。そういう中で、関連の質問として少し視点を変えてみますと、国の政策というの非常に裁判で動くことが多くなつてまいりました。原発の問題であるとか一票の格差訴訟、こういうのもまさにそのとおりでありま

す。国の形、国の仕組み、国の政策が、裁判の成否、裁判でどのような判決が出るかということによって大きく変わることが出ています。

これ自体は、まあそうなんだろうと思つておりますが、その意味で、訟務局の役割というのは非常に大きくなつていて、人材の拡充が大変大切なことと思つております。

例えば、重要なポイントにおいては、訟務局長ではなくて政務が出廷をすること。例えば、一票の格差訴訟の最高裁の弁論、これは訟務局長が出で、国としてもこの裁判にかけてしっかりとやつていくんだ、事務方だけではなくて政務も出ているんだ、そういう姿勢を示すことも大事なかなと思うんです。

一般論として、そもそもそういうことができるかどうかという点についてお伺いしたいと思ひます。

○定塚政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる法務大臣権限法、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律、この法律は、国を当事者とする民事訴訟や行政事件訴訟については、所部の職員でその指定するものに訴訟を行はせることができるというふう

に規定しております。

そもそも、法務大臣、法務副大臣あるいは法務大臣政務官は、法務行政全般を掌理して、多種多様な所管事項の監督等をする立場にございまして、こういう訴訟につきましても、法務大臣権限法の規定にのっとりまして、所部の職員である訟務事務を担当する訟務部局の職員において訴訟追行を行つていくところでございます。

○藤原委員 今の局長のお話というのは、結局、今までのところそういうことはしていない、そういうことなんだろうと思つております。

確かに、全国で何百と訴訟があるわけで、それ一件一件出ていたら話にならないわけでありますが、例えば諒解の問題であるとか原発の問題、

一票の格差訴訟、これはやはり、国の大きな行方、あるいは地域にとつて大きな影響を与える問題であります。そのときに、もちろん、大事な話であればポイントポイントで事務方から上がつてくるんでしようけれども、やはり交渉の場にも政務が出席をして、趣旨を把握して、あるいは政務として事務方の方々としっかりと議論をして結論を出す、そういうふうな、これからはそういう分野でもしっかりとインシアチブをとっていくことも一つの考えではないかなと思つております。

特に、これから国の政策を裁判の結果が左右することが多くなると思ふので、そういうことが必要と思ふんですが、これについて政務で、政務官は一応弁護士資格があつたということで、お伺いしたいと思ひます。そのようなお考え、どうでしょうか。

○井野大臣政務官 藤原先生の御指摘というか、本当に弁護士らしい視点での御質問かなというふうな思つていて、ところでございましてけれども、先ほど局長の方から御答弁がございましたとおり、訟務局の方で、訴訟に精通した職員を配置して、その職員が訴訟追行を行つていくところでございまして、我々政務としても、これらの訟務局からの適宜適切な報告を受け、そしてその上で訴訟指揮ないしは指導を行つていくところでござい

ます。

私自身も、弁護士としてこれまでの経験等を踏まえながら、そういった指導だったり指揮、アドバイス等をさせていただいていくところでございまして、こういった観点より我々としては重視しながら国民の負託に応えていきたいというふうに考えております。

○藤原委員 ありがとうございます。

今までの議論というのがそもそもなかったと思うんですね。今までの議論は、では、これからどうしていくかというのは、権限法の解釈等もあります、いろいろどういうふうにするかというのはあるんですが、やはり、一つそういう問題提起も議員の中から出てくる、そういうよ

うな時代になったということをちよつと御理解いただければと思っております。

それでは、最後に一点お伺いをしたいんですが、今回の改正は、債権法の分野、百二十年ぶりの大改正となっております。判決なんかを見渡しますと、約款の分野などで、まだ成立していないのに、事実上、既にそういう趣旨を取り込んだ判決というのも出てきている。そのように、大きな、もう事実上の影響力が出てきております。これは早期に成立をさせて、明文化したルールとして運用していくというのが必要だと思ひます。

一方、物権法あるいは相続法の分野なんかも、時代に合わなくなつてきているところもなくはないと思っております。

例えば、私、被災地岩手県の出身でして、不動産の登記というのは、今、任意で、やりたい人がやればいんだということになっておりますが、被災地で、では道路をつくらう、堤防をつくらうということでも登記を上げてみると、明治時代のままとか三十年、四十年前のままということで、全然更新されていないじゃないかと。それはそれで土地収用法の適正な運用で解決ができるというお話だったんですけれども、やはり、本当にそういうのでいいのかということも議論になるんだろうと思っております。

債権法を改正したからそれでおしまいというわけではなくて、物権法あるいは相続、親族、さまざまな分野について今後も改正の必要もあるのではないかと思っておりますが、この点について法務大臣のお考えを伺わせていただければと思っております。

○金田国務大臣 藤原委員から、法曹人としての、弁護士としてこれまで御活躍であつたわけでありまして、そういう意味においても、非常にこの民法の改正に当たつていい御質問をこの段階でいただいている、こういうふうに出ております。

御承知のとおりであります、今回の民法の債権法の部分に関する改正というのは、民法制定以来百二十年ぶりの、社会、経済の変化への対応を

図るということ、あるいは民法を国民一般にわかりやすいものにしていく、そういう目的を持ったこのたびの改正である、このように理解をしていただければ、こういうふうに出ておられるわけであります。

昨年の秋の臨時国会におきましては、十一月、十二月、十二月の十三日まで、ぎりぎりまでこの民法の改正についての議論をいただけてまいりました。そして、その中で、三十二時間を超える審議をこの法務委員会においていただきました。本当に意味のある質疑の中身だったのではないかな、こういうふうに出振返つてお聞きをしておりました。

そういう中で、さまざまな観点からいただいた議論、それをしかりと受けとめながらも、今藤原委員からの御指摘の部分も、やはり今後の民法の改正についての御意見でございしますから、私は、これについて私の思いを申し上げさせていたきたいな、こういうふうに出振返つてお聞きをしておりました。

今回の改正対象以外の分野というのは、御指摘のありました物権分野、あるいは相続分野、親族といったような分野だと思ひますが、民法を社会、経済の変化に適切に対応させていくということとは、やはりこの分野についても重要であります。したがって、今後とも、具体的な改正の必要性を見きわめながら、個別に見直しを検討してまいる所存であります。

具体的には、まず御指摘のあつた中で、相続法の分野につきましましては、高齢化社会の進展や家族のあり方に關します国民意識の変化等の社会情勢を鑑みて、法制審議会民法（相続関係）部会において、平成二十七年四月から調査審議が進められているところであります。

この部会においては、主として配偶者の居住権を保護するための方策、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策、あるいは遺産分割、遺言制度、遺留分制度といった見直しについての議論が現在されているものと承知をいたしております。加えまして、また御指摘がございました、所有

者の所在の把握が困難な土地に関する問題につきましましては、公共事業用地の取得、農地の集約化、森林の適正な管理を初めとして、さまざまな分野の問題となつておりまして、これは極めて重要な課題であるというふうに出振返つてお聞きしております。

民法の物権法の改正によつて対応すべき問題かどうかということにつきましては慎重な検討が必要でありますけれども、法務省といたしましては、関係機関と連携をしながら、どのような対応が可能か、引き続きしかりと検討してまいりたい、このように考えておる次第であります。

○藤原委員 ありがとうございます。

民法を初めとした基礎法は社会のインフラであります。金田大臣、あるいは盛山副大臣、そして井野政務官を初めとして法務省の皆様方には、ぜひ社会の基礎インフラとしての民法を初めとした法整備の促進に御尽力をいただければと思っております。

私の質問を終わります。ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

質問に先立ちまして、きょうの質疑が、昨日夕刻の職権立ての理事懇におきまして、一部の野党が、野党第一党が欠席のまま決定をされるということについて強く抗議をしたと思ひます。

しかも、中身としましては、先日、裁判関連二法が成立をし、今回は一般質疑のほうでありました。まさに与党からそういう提案があつたわけですが、しかし、その一般質疑を行わず、今回民法の審議に入ることでありまして、この中身の点でも強く抗議をしたと思ひます。やはり当委員会が国民の多様な要求にこたえていくという点で、その役割を果たしていかないということにもつながつてまいります。

そして、民法につきましましてこれからお聞きしていきます。

民法について、先ほど大臣の方から、一定の時間やってきたというお話がありました、しか

し、私どもで中身を調べてみますと、議論されている分野、主には、保証、個人保証等の問題、約款の問題、法定利率の問題、時効の問題、大体この四つのテーマで七割近く占めておりまして、広範な大改正なわけですが、議論はある意味集中している、とりわけ保証の問題に議論が集中しております。ですから、まだまだ、国民にとつて切実な問題、論点というのが十分に議論されていないというのが実態だと思ひます。その点で、これも協議事項に上つておりました参考人も含めて、さらに充実した審議を強く求めたいと思っております。

その上で、きょう私からは、消費貸借の問題についてお聞きしたいと思います。

現行民法の五百八十七条は、消費貸借、貸し借りの成立要件として、当事者の合意のほか、目的物の交付を必要としております。

法務省にお聞きしますが、今回、この点がどう改正されるのでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

御指摘ありましたように、現行法五百八十七条は、消費貸借は金銭等の目的物が相手方に交付されたときに成立するとしておりまして、このように契約の成立に目的物の交付を要する契約を、講学上、要物契約というふうに称しております。

しかし、金銭の借り入れについて貸し主と借り主が合意したにもかかわらず、契約はまだ成立していないとして借り主からの金銭の交付請求を貸し主が拒絶することができるとするのは、これは確実に融資を受けた借り主にとっては都合が悪いと思ひます。このため、判例は、現行法のもとにおきましても、当事者間の合意のみで貸し主に目的物を貸すことを義務づける契約をすることができるとしております。このような契約は諸成的消費貸借と呼ばれております。

改正法案におきましては、このような判例を踏まえまして、諸成的消費貸借に関する明文の規定を設けることとした上で、諸成的消費貸借は、消費貸借の合意に書面などがある場合に限つてその

成立を認めることとしております。

また、諾成的消費貸借の借り主の解除権についても規定を設けているところでございます。

○藤野委員 判例等で、目的物の交付なしに消費貸借を認める、いわゆる諾成的消費貸借が認められているということで、それを明文上規定する。ただ、全面的に合意だけではなくて、書面の交付というものを要求している。全面的な諾成ではなくて、書面を要求した、一定の要物性を残した、この趣旨は何なんでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

仮に、当事者の合意のみによりまして諾成的消費貸借契約が成立し、契約上の義務が生ずるといたしますと、貸し主は無利息で金銭などを貸すといった安易な口約束にも拘束されるということになります。また、口約束により成立した消費貸借契約については、借り主に解除の権限などを与えるといったしなくても、解除によって貸し主に対し損害賠償義務を負う事態が生ずる可能性も否定できません。

そこで、改正法案におきましては、諾成的消費貸借に関する明文の規定を設けることとした上で、軽率な契約の成立を防ぐため、諾成的消費貸借は、消費貸借の合意が書面あるいは電磁的な記録などによってされた場合に限りその成立を認めることとしております。

○藤野委員 今、軽率な契約の成立を防ぐという言葉がございました。

軽率というのが正しいかどうか別として、私がお聞きしたいのは、やはり、いわゆる、かつて問題になった高利貸し業者や闇金業者が一方的に押し貸しと言われるような形で契約を、金銭消費貸借を成立させてしまう、そういうものに、諾成というものをつくってしまうと、合意ができたんじゃないか、おまえに貸したんだということ、かつて横行した押し貸しというのが今回の改正によって新たな形で、まあ書面はありますけれども、かつての交付に比べれば、書面ということですから、別の形でできるんじゃないかということ

とが専門家からも指摘されております。

法制審議会でもこの点は議論になっておりまして、第五十四回、二〇一二年八月七日の資料をいただいたんですが、これによると、押し貸しという言葉が適切かどうかは分かりませんが、借り主が

資金需要がなくなったにもかかわらず、不用なお金を借りてコスト負担をしなければならぬ。そのような状況を是とするのか。そのような状況は、限りなくない方が好ましいという価値判断が背景にある

という指摘もされております。つまり、そういう価値判断ですね。そういう押し貸しという状況が生まれなようにするというので、今回、いろいろな手当てをされているというふうにも聞いております。先ほど答弁いただいた解除、解除を認めたというのもこれだということだと私は認識しておりますが、同時に、解除した場合に、損害賠償もできるんだと。

借り主はもう、例えば押し貸しされて、そんなのは借りていないし、とんでもないということで解除をしたい、しかし、闇金業者が、何だと言つて、損害賠償規定で逆に損害賠償でおどしをかける、こういうことが考えられると思うんですが、これでは、せっかく解除権を認めたにもかかわらず解除権が制約されてしまう、趣旨が没却されるのではないかとこの指摘があるんですが、これについてはどういう手当てをされるんでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

御指摘になりましたように、改正法案におきましては、諾成的消費貸借の借り主は目的物を受け取るまでは契約の解除をすることができるとして、取りまして、さらに、解除権行使した場合に貸し主が損害を受けた、こういう場合には、貸し主は損害賠償を請求することができる、こういう規定ぶりでございます。

諾成的消費貸借では、契約の成立後、実際に目的物が交付される前に、借り主の側において目的物を借りる必要がなくなることがあり得るわけですが、借り主に必要もないのに借りる債務を負わせることは行き過ぎであり、借り主に契約から離脱する手段を与える必要がございます。そこで、先ほど申し上げましたように、目的物を受け取るまでは借り主は契約の解除をすることができることとしております。

もともと、貸し主からしますと、費用をかけて、貸す債務を履行するための準備に着手している場合があるわけで、借り主が契約の解除をした場合には、これにより具体的な損害が生じていたときは、貸し主は借り主に対して損害賠償請求をすることができるとしてあります。

このように、諾成的消費貸借の借り主に目的物を借りる債務を負わせないために特別の解除権を付与したという趣旨に鑑みますと、この場合に損害賠償を請求することができると損害といたしましては、貸し主が金銭などを調達するために負担した費用相当額などにとどまるものと解され、現実には、目的物の交付を受けていないにもかかわらず、例えば弁済期までの利息相当額が損害となるなどと解する余地はないというふうに考えられます。

また、貸し主が金融機関であり、借り主が消費者であるケースのように、借り主の解除によって貸し付けができないこととなったといたしまして、貸し付けを予定していた資金を他の貸付先に流用することができるといような場合には、そもそも具体的な損害自体も発生していないと考えられます。

したがって、五百八十七条の二第二項後段の規定、損害賠償請求権の規定を設けることで借り主の解除権行使が阻害されることはないと考えっておりますし、法案が成立した場合には、このような趣旨につきまして十分に周知徹底を図っていただきたいというふうに考えております。

○藤野委員 周知徹底を図っていくということとあわせて、損害の中身が過大なものにならないようにする。つまり、解除したけれども、交付した後の弁済期までの利息を要求することがないよう

に損害の中身を限定していくんだということですが、それはしっかりと周知徹底していただきたいと一方では思うわけです。

他方で、例えば、全国で悪質な金融トラブルに巻き込まれた問題などに取り組んでいらっしゃる弁護士の方、全国クレサラ・生活再建問題対策協議会という団体がありまして、この民法改正についても意見をいただいているんですが、二〇一五年四月の決議でこう指摘もされております。

現実社会においては、悪質貸金業者等が現実に貸付を行っていないにもかかわらず、資金調達のためのコストを要したこと（高利貸金業者が更に高利貸金業者より資金調達をした場合）などを口実に、実際に借入をしていない「借主」に損害賠償請求名目で不当な取立を行う被害が生じる懸念がある。

とおっしゃっているんですね。

ですから、今、弁済期までの利息相当額が損害とならないとおっしゃいましたけれども、例えば、その資金調達にかかったコストという点で、それなら損害のうちに含めていいだろうというようなお話が仮にあった場合にでも、実際に考えられるように、高利からわざと借りたんだと、借りたかどうかは別としてです。借りたんだと、資金調達コストが物すごい高いんだと言つて、それを損害と口実をかけて、実際ににおどしをかけていく、こういうことが懸念されているわけですが、これについてはどういう手当てをされるんでしょうか。

○小川政府参考人 先ほど申し上げましたように、例えば、貸し主が金融機関であるような場合などは、その場合、借り主が消費者であるということになるわけですが、こういったケースのように、借り主の解除によって貸し付けができないこととなったと仮にいたしましても、そもそも貸し付けを予定していた資金、これは業者ですの、そういう資金を他の貸付先に流用するというこ

とができるわけですから、そういうふうを考えますと、そもそも具体的な損害自体も発生していないという考え方は十分可能だというふうに考えております。

また、調達コストが仮に損害賠償請求権の対象となるといたしましたが、もちろん、適正なものという点が前提でございまして、その点についても、先ほど申し上げましたように周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○藤野委員　ですから、適正なものが前提というふうには現実にはなかなかないわけですね。こういう規定が新たにできたことによつて、かつて押し貸しが問題になったのは二〇〇三年、四年のころであります。これができたことによつて新たな形で押し貸しが復活するのではないかと、いうことを専門家の弁護士の方が強く懸念されているということでもあります。ぜひ、これは周知徹底というだけではなくて、何らかの対策も含めて今後検討していただきたいと思うんですが、大臣、この点について。

○金田国務大臣　藤野委員のただいまの御指摘に對しましてお答えをいたします。

御指摘にありましたように、貸金業者等が消費者等に対して無理やり金銭を貸し付けて利息等を取るような、いわゆる押し貸しを防止することは重要である、このように認識をいたしておりますので、改正法案における対策は、ただいま局長からも御説明を申し上げましたが、諸成的消費貸借の成立に書面等を要求するという点とともに、諸成的消費貸借における借主に特別に解除権を認める、いわゆる押し貸しを防止することにつながる対策を講じているわけでありまして。

そして、まさにその周知徹底でございしますが、こうした対策の内容を含めて、今回の改正法案の趣旨というものを十分に周知徹底いたしまして、御指摘のような問題が生じないように今後とも努めてまいりたい、このように考えておる次第であります。

○藤野委員　もう終わりますが、ぜひ、この問題

は非常に懸念されておりますので、対策をとっていただきたいと思ひます。

きょうはちよつとでよかったんですが、このように、ほかにも、いろいろな論点がございまして。本日に生活に直接かわるような問題もございまして。そういう点では、引き続き、参考人も含めた充実した審議を強く求めて、質問を終わります。

○鈴木委員長　次に、松浪健太君。

○松浪委員　日本維新の会の松浪健太であります。

本日は、法案審議では憲政史上最短である、三分のみのお時間をいただきました。残りは、委員会のありように問題提起をするために、今回は与党に返上させていただきます。

本日の我が党の通告は、今回の民法、債権関係及び整備法の審議における日本維新の会のスタンスについてであり、答弁者は不要とさせていただきます。

理由は三つであります。

一つ、質疑時間は既に十分であります。

第百八十九回、平成二十七年の通常国会で、既に四国会を経過し、二十七時間の質疑に加えて、

参考人は五時間二十分に及んでおります。私の前任者の木下議員によりまして、前回の国会でのこの委員会での質疑は、同じ質問が何度も繰り返された、特に民進党のある議員はこの法案に関係のない質疑に終始をしたために、理事会で木下議員が抗議をしたという経緯もあります。

二つ、通告時間を余りに考慮しない運営であります。そもそも、一般質疑を我々は用意しておりました。それが昨日の午後四時から行われました理事懇談会におきましては、唐突にこの民法の質疑が提起をされたわけでありまして、私は、質疑者だけではなくて、法務省の答弁者の皆さんに対しては、これはもう本日に理不尽きままりない、時間の無駄、残業代の無駄ということを指摘せざるを得ないわけでありまして。

そして三つ目、採決がないことであります。冒頭申し上げましたように、十分な質疑時間を行い、こうして法案審議を立てるのであれば、本日に私は採決をすべきだと、これは国民の願いであらうと思ひます。

そして、民進党には六十六分を最後に残しているわけでありまして、これはもう本日に、これから、きょう終わつて、この後、暫時休憩にされて、今度、民進党に六十六分だけ質疑をさせて採決をするという、見え見えの予定調和ということでありまして、こうしたことは本日に我々は憤るべきだと思います。

答弁者は不要とさせていただきますので、委員長には、役所への負担、合理性を考慮して、今後、委員会運営をお願いしたいと思います。いかがですか。

○鈴木委員長　御発言を重く受けとめて、充実した審議に努めてまいりたいと思ひます。

松浪健太君。

○松浪委員　三分はたつておりませんが、これで終わります。

○鈴木委員長　民進党・無所属クラブ所属委員の御出席がいまだ得られません。

理事をして御出席を要請させていただきますので、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○鈴木委員長　速記を起こしてください。

理事をして御出席を要請しましたが、民進党・無所属クラブ所属委員の御出席が得られません。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時十一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

「第二節 行為能力(第四条―第二十一条) 第三節 住所(第二十一条―第二十四条) 第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告(第二十五条―第三十二条) 第五節 同時死亡の推定(第三十二条の二)」

能力(第三条の二)

能力(第四条―第二十一条)

(第二十一条―第二十四条)

者の財産の管理及び失踪の宣告(第二十五条―第三十二条)

死亡の推定(第三十二条の二)

条に、「第四百二十二条」を「第四百二十二条の二」に、「第二款 債権者代位権及び詐害行為取消権」に、「第四百二十二条」を「第四百二十三条―第四百三十三条」

第三款 詐害行為取消権 第一目 詐害行為取消権の要件(第四百二十四条―第四百三十三条) 第二目 詐害行為取消権の行使の方法等(第四百三十四条―第四百三十五条) 第三目 詐害行為取消権の行使の効果(第四百三十六条―第四百三十七条) 第四目 詐害行為取消権の期間の制限(第四百三十八条)

(第四百二十三条―第四百二十六条)」を

第一目 詐害行為取消権の要件(第四百二十四条―第四百三十三条) 第二目 詐害行為取消権の行使の方法等(第四百三十四条―第四百三十五条) 第三目 詐害行為取消権の行使の効果(第四百三十六条―第四百三十七条) 第四目 詐害行為取消権の期間の制限(第四百三十八条)

七)

二十四条の五)

の六―第四百二十四条の九)

第四百二十五条の四)

「第三款 連帯債務(第四百三十二条―第四百四十五条)
第四款 保証債務

第一目 総則(第四百四十六条―第四百六十五条)

第二目 貸金等根保証契約(第四百六十五条の二―第四百六十五

「第三款 連帯債権(第四百三十二条―第四百三十五条の二)
第四款 連帯債務(第四百三十六条―第四百四十五条)

第五款 保証債務

第一目 総則(第四百四十六条―第四百六十五条)

第二目 個人根保証契約(第四百六十五条の二―第四百六十五条の五)

第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則(第四百六十五条の六―第四百六十

に、「第四百七十三条」を「第四百六十九条」に、「第五節 債権の消滅」を

第五節 債務の
第一款 併存
第二款 免責
第六節 債権の

五条の十)」

引受け

的債務引受(第四百七十条・第四百七十一条)

的債務引受(第四百七十二條―第四百七十二條の四)

消滅

「第五款 混同(第五百二十条)」を

第七節 有価証券

第一款 指図証券

第二款 記名式所

第三款 その他の

第四款 無記名証

五百二十条)

(第五百二十条の二―第五百二十条の十二)

持人払証券(第五百二十条の十三―第五百二十条の十八)

記名証券(第五百二十条の十九)

券(第五百二十条の二十)

「第三款 契約上の地位の移転(第五百三十九条の二)

第五百四十八条)を「第四款 契約の解除(第五百四十条―第五百四十八条)

第五款 定型約款(第五百四十八条の二―第五百四十八条の四)」

「第三款 貸借の終了(第六百六十六条の二―第六百六十七條―第六百七十二條)」を

第四款 敷金(第六百七十二條の二)

百二十二条)に、「第七百二十四条」を「第七百二十四条の二」に改める。

第一編第二章第五節を同章第六節とする。

第一編第二章第四節の節名中「失踪」を「失踪」に

改め、同節を同章第五節とし、同章第三節を同章

第四節とする。

第十三条第一項に次の一号を加える。

十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未

成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七

条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以

下同じ。)の法定代理人としてすること。

第二十条第一項中「未成年者、成年被後見人、

被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補

助人をいう。以下同じ。』を削る。

第一編第二章中第二節を第三節とし、第一節の

次に次の一節を加える。

第二節 意思能力

第三条の二 法律行為の当事者が意思表示をした

時に意思能力を有しなかったときは、その法律

行為は、無効とする。

第八十六条第三項を削る。

第九十条中「事項を目的とする」を削る。

第九十三条ただし書中「表意者の真意」を「その

意思表示が表意者の真意ではないこと」に改め、

同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定による意思表示の無効

は、善意の第三者に対抗することができない。

第九十五条を次のように改める。

(錯誤)

第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づ

くものであって、その錯誤が法律行為の目的及

び取引上の社会通念に照らして重要なものであ

るときは、取り消すことができる。

一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二 表意者が法律行為の基礎とした事情につい

てのその認識が真実に反する錯誤

2 前項第二号の規定による意思表示の取消し

は、その事情が法律行為の基礎とされているこ

とが表示されていたときに限り、することがで

きる。

3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであつ

た場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の

規定による意思表示の取消しをすることができ

ない。

一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、

又は重大な過失によって知らなかったとき。

二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていた

とき。

4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善

意でかつ過失がない第三者に対抗することがで

きない。

第九十六条第二項中「知っていた」を「知り、又

は知ることができた」に改め、同条第三項中「善意

の」を「善意でかつ過失がない」に改める。

第九十七条の見出しを「(意思表示の効力発生時

期等)」に改め、同条第一項中「隔地者に対する」を

削り、同条第二項中「隔地者に対する」を削り、

「死亡」の下に、「意思能力を喪失し」を加え、

「を喪失した」を「の制限を受けた」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加

える。

2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到

達することを妨げたときは、その通知は、通常

到達すべきであった時に到達したものとみな

す。

第九十八条の二中「未成年者又は」を「意思能力

を有しなかったとき又は未成年者若しくは」に改

め、同条ただし書中「その法定代理人」を「次に掲

げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 相手方の法定代理人

二 意思能力を回復し、又は行為能力者となつ

た相手方

第一百一条第一項中「意思表示」を「代理人が相手

方に対してした意思表示」に改め、「不存在」の下

に、「錯誤」を加え、同条第二項中「場合において、及び本人の指図に従って」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

第百二条を次のように改める。

(代理人の行為能力)

第百二条 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。

第百五条を削る。

第百六条中「前条第一項」を「本人に対してその選任及び監督について」に改め、同条を第百五条とする。

第百七条第二項中「対して」の下に、「その権限の範囲内において」を加え、同条を第百六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(代理権の濫用)

第百七条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

第百八条の見出しを「(自己契約及び双方代理等)」に改め、同条中「法律行為については」を「法律行為について」に、「となり」として「に」となることはできない」としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本

人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

第百九条の見出しを「(代理権授与の表示による表見代理等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

第百十二条を次のように改める。

(代理権消滅後の表見代理等)

第百十二条 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によつてその事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

第百七条第一項中「証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかったときは」を「証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。

二 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によつて知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。

三 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。

第百二十条第一項中「制限行為能力者」の下に「(他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。)」を加え、同条第二項中「詐欺」を「錯誤、詐欺」に改める。

第百二十一条ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

(原状回復の義務)

第百二十一条の二 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であつたものとみなされた行為があつては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができ、その行為によつて現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

3 第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかつた者は、その行為によつて現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であつた者についても、同様とする。

第百二十二条ただし書を削る。

第百二十四条第一項中「追認」を「取り消すことができる行為の追認に、「消滅した」を「消滅し、かつ、取消権を有することを知つた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となつていた状況が消滅した後にすることを要しない。

一 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。

二 制限行為能力者(成年被後見人を除く)が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

第百二十四条第三項を削る。

第百二十五条中「前条の規定により」を削る。

第百三十条の見出しを「(条件の成就の妨害等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条件が成就することによつて利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかつたものとみなすことができる。

第百四十五条中「当事者」の下に「(消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。)」を加える。

第百四十七条から第百五十七条までを次のように改める。

(裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新)

第百四十七条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによつて権利が確定することなくその事由が終了した場合にあつては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。

一 裁判上の請求

二 支払督促

三 民事訴訟法第二百七十五条第一項の和解又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)による調停

四 破産手続参加 再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決

と同一の効力を有するものによつて権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

(強制執行等による時効の完成猶予及び更新)

第四百四十八条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消し)によつてその事由が終了した場合にあつては、その終了の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

一 強制執行

二 担保権の実行

三 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第九十五条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売

四 民事執行法第九十六条に規定する財産開示手続

2 前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによつてその事由が終了した場合は、この限りでない。

(仮差押え等による時効の完成猶予)

第四百四十九条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

一 仮差押え

二 仮処分

(催告による時効の完成猶予)

第五百五十条 催告があつたときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2 催告によつて時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

第五百五十一条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時点までの間は、時効は、完成しない。

一 その合意があつた時から一年を経過した時
二 その合意において当事者が協議を行う期間(一年に満たないものに限る)を定めたときは、その期間を経過した時
三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経過した時の間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかつたとすれば時効が完成すべき時から通じて五年を超えることができない。

3 催告によつて時効の完成が猶予されている間にされた第一項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。

4 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

5 前項の規定は、第一項第三号の通知について準用する。

(承認による時効の更新)

第五百五十二条 時効は、権利の承認があつたときは、その時から新たにその進行を始める。

2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。

(時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲)

第五百五十三条 第四百七十七条又は第四百八十八条の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

2 第四百四十九条から第五百十一条までの規定による時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

3 前条の規定による時効の更新は、更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

第四百五十四条 第四百四十八条第一項各号又は第四百四十九条各号に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、第四百四十八条又は第四百四十九条の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。

第四百五十五条から第四百五十七条まで 削除

第四百五十八条の見出し、第四百五十九条の見出し及び第四百六十条の見出し中「停止」を「完成猶予」に改める。

第四百六十一条の見出し中「停止」を「完成猶予」に改め、同条中「時効を中断する」を「第四百四十七条第一項各号又は第四百四十八条第一項各号に掲げる事由に係る手続を行う」に、「二週間」を「三箇月」に改める。

第四百六十六条の見出しを「(債権等の消滅時効)」に改め、同条第一項を次のように改める。

債権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

第四百六十六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項ただし書中「中断する」を「更新する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の次の一項を加える。

2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から二十年間行使しないと

きは、時効によつて消滅する。

第四百六十七条を次のように改める。
(人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求

権の消滅時効)

第四百六十七条 人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、前条第一項第二号の規定の適用については、同号中「十年間」とあるのは、「二十年間」とする。

第四百六十八条第一項を次のように改める。

定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から十年間行使しないとき。

二 前号に規定する各債権を行使することができる時から二十年間行使しないとき。

第四百六十八条第二項中「中断」を「更新」に改める。

第四百六十九条を次のように改める。

(判決で確定した権利の消滅時効)
第四百六十九条 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによつて確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、十年とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来して

いない債権については、適用しない。

第四百七十条の前の見出しを削り、同条から第七百七十条までを次のように改める。

第四百七十四条から第七百七十四条まで 削除

第四百七十四条の二を削る。

第四百八十四条第二項中「中断」を「更新」に改め、同条第三項中「停止の原因」を「完成猶予の事由」に改める。

第二百九十一条中「第六百六十七条第二項」を「第六百六十六条第二項」に改める。

第二百九十二条中「中断又は停止」を「完成猶予又は更新」に改める。

第三百六十六条中「貸貸人は、」の下に「第六百二十二条の二第一項に規定する」を加える。
第三百五十九条中「(昭和五十四年法律第四号)」を削る。

第三百六十三条を次のように改める。

第三百六十三条 削除

第三百六十四条の見出し中「指名債権」を「債権」に改め、同条中「指名債権を質権の目的としたとき」を「債権を目的とする質権の設定（現に発生していない債権を目的とするものを含む。）」に改め、「第三債務者に」の下に「その」を加える。

第三百六十五条を次のように改める。

第三百六十五条 削除

第三百七十条ただし書中「第四百二十四条の規定により債権者が債務者の行為を取り消す」を「債務者の行為について第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

第三百九十八条の二第三項中「債権又は」を「債権」に改め、「請求権」の下に「又は電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。次条第二項において同じ。）」を加える。

第三百九十八条の三第二項中「手形上又は」を「手形上若しくは」に改め、「請求権」の下に「又は電子記録債権」を加える。

第三百九十八条の七第三項中「又は債務者」を削り、「ときは、その当事者は、第五百八十八条を」場合における更改前の債権者は、第五百八十八条第一項に改め、同項に後段として次のように加える。

元本の確定前に債務者の交替による更改があった場合における債権者も、同様とする。

第三百九十八条の七第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 元本の確定前に免責的債務引受があった場合における債権者は、第四百七十二条の四第一項の規定にかかわらず、根抵当権を引受人が負担する債務に移すことができる。

第四百条中「するまで、」の下に「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる」を加える。

第四百四条中「年五分とする」を「その利息が生じた最初の時点における法定利率による」に改

め、同条に次の四項を加える。

2 法定利率は、年三パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

第四百十条第一項中、「初めから不能であるもの又は後に至つて不能となつたものがある」を「不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものである」に改め、同条第二項を削る。

第四百十二条第二項中「債務者は、」の下に「その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又は」を、「知つた時」の下に「のいずれか早い時」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（履行不能）

第四百十二条の二 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。

2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の

時に不能であつたことは、第四百十五条の規定によりその履行の不能によつて生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

第四百十三条を次のように改める。

（受領遅滞）

第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもつて、その物を保存すれば足りる。

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによつて、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

第四百十三条の次に次の一条を加える。

（履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由）

第四百十三条の二 債務者がその債務について遅滞の責任を負つている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によつてその債務の履行が不能となつたときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があつた時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によつてその債務の履行が不能となつたときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

第四百十四条第一項中「その強制履行」を「民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項を」前項に改め、同項を同条第二項とする。

第四百十五条を次のように改める。

（債務不履行による損害賠償）

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができるときは、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

一 債務の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務が契約によつて生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

第四百十六條第二項中「予見し、又は予見することができた」を「予見すべきであつた」に改める。

第四百十七條の次に次の一条を加える。

（中間利息の控除）

第四百十七條の二 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。

第四百十八條中「不履行」の下に「又はこれによる損害の発生若しくは拡大」を加える。

第四百十九條第一項中「額は、」の下に「債務者が遅滞の責任を負つた最初の時点における」を加える。

第四百二十條第一項後段を削る。

第三編第一章第二節第一款中第四百二十二条の次に次の一条を加える。

(代償請求権)

第四百二十二条の二 債務者が、その債務の履行が不能となったの同一の原因により債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。

第三編第一章第二節第二款の款名を次のように改める。

第二款 債権者代位権

第四百二十三条の見出しを「債権者代位権の要件」に改め、同条第一項中「保全するため」の下に「必要があるときは」を、「に属する権利」の下に「(以下「被代位権利」という。)」を加え、同項ただし書中「権利」の下に「及び差押えを禁じられた権利」を加え、同条第二項中「裁判上の代位によらなければ、前項の権利」を「被代位権利」に改め、同条に次の一項を加える。

3 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができる。

第四百二十三条の次に次の六条、款名及び目名を加える。

(代位行使の範囲)

第四百二十三条の二 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。

(債権者への支払又は引渡し)

第四百二十三条の三 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。

(相手方の抗弁)

第四百二十三条の四 債権者が被代位権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。

(債務者の取立てその他の処分の権限等)

第四百二十三条の五 債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。

(被代位権利の行使に係る訴えを提起した場合の訴訟告知)

第四百二十三条の六 債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。(登記又は登録の請求権を保全するための債権者代位権)

第四百二十三条の七 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。この場合においては、前三条の規定を準用する。

第三款 詐害行為取消権

第一目 詐害行為取消権の要件

第四百二十四条の見出しを「(詐害行為取消請求)」に改め、同条第一項中「法律行為」を「行為」に改め、同項ただし書中「又は転得者がその行為又は転得」を「(以下この款において「受益者」という。)」がその行為に、「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第二項中「法律行為」を「行為」に改め、同条に次の二項を加える。

3 債権者は、その債権が第一項に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、同項の規定による請求(以下「詐害行為取消請求」という。)をすることができる。

4 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができる。

第四百二十四条の次に次の四条、一目及び目名を加える。

(相当の対価を得てした財産の処分行為の特則)

第四百二十四条の二 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更ににより、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分(以下この条において「隠匿等の処分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。

二 債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

(特定の債権者に対する担保の供与等の特則)

第四百二十四条の三 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その行為が、債務者が支払不能(債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。次項第一号において同じ。)の時に行われたものであること。

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

2 前項に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、同項の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その行為が、債務者が支払不能になる前三十日以内に行われたものであること。

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

(過大な代物弁済等の特則)

第四百二十四条の四 債務者がした債務の消滅に関する行為であつて、受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、第四百二十四条に規定する要件に該当するときは、債権者は、前条第一項の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請求をすることができる。

(転得者に対する詐害行為取消請求)

第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その転得者が受益者から転得した者である場合、その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害するを知っていたとき。

二 その転得者が他の転得者から転得した者である場合、その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害するを知っていたとき。

第二目 詐害行為取消権の行使の方法等

(財産の返還又は価額の償還の請求)

第四百二十四条の六 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によつて受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

2 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

(被告及び訴訟告知)

第四百二十四条の七 詐害行為取消請求に係る訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を被告とする。

- 一 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え 受益者
- 二 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え 転得者

2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

(詐害行為の取消しの範囲)

第四百二十四条の八 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。

2 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

(債権者への支払又は引渡し)

第四百二十四条の九 債権者は、第四百二十四条の六第一項前段又は第二項前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する

場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。

2 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

第三目 詐害行為取消権の行使の効果

第四百二十五条を次のように改める。

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

第四百二十五条の次に次の三条及び目名を加える。

(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)

第四百二十五条の二 債務者がした財産の処分に関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。

(受益者の債権の回復)

第四百二十五条の三 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合(第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く。)において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。

(詐害行為取消請求を受けた転得者の権利)

第四百二十五条の四 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによつて消滅した債権の価額の限度とする。

一 第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとするば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

二 前条に規定する行為が取り消された場合(第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く。) その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたとするれば前条の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権

第四目 詐害行為取消権の期間の制限

第四百二十六条を次のように改める。

第四百二十六条 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知つて行為をしたことを債権者が知つた時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときも、同様とする。

(不可分債権)

第四百二十八条 次款(連帯債権)の規定(第四百三十三条及び第四百三十五条の規定を除く。)は、債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときについて準用する。

第四百二十九条の見出しを「(不可分債権者の一人との間の更改又は免除)」に改め、同条第一項中「分与される」を「分与されるべき」に改め、同条第

二項を削る。

(不可分債務)

第四百三十条 第四款(連帯債務)の規定(第四百四十条の規定を除く。)は、債務の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債務者があるときについて準用する。

第四百四十六条第三項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第四百四十八条の見出しを「(保証人の負担と主たる債務の目的又は態様)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであつても、保証人の負担は加重されない。

第四百五十七条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第二項中「の債権による相殺」を「が主張することができる抗弁」に改め、同条に次の一項を加える。

3 主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によつて主たる債務者がその債務を免れるべき限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

第四百五十八条を次のように改める。

(連帯保証人について生じた事由の効力)

第四百五十八条 第四百三十八条、第四百三十九条第一項、第四百四十条及び第四百四十一条の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について準用する。

第四百五十八条の次に次の二条を加える。

(主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務)

第四百五十八条の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の

請求があつたときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到來しているものの額に関する情報を提供しなければならぬ。

(主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務)

第四百五十八条の三 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知つた時から二箇月以内に、その旨を通知しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知をしなかつたときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかつたとしても生ずべきものを除く)に係る保証債務の履行を請求することができない。

3 前二項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。

第四百五十九条第一項中「過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は「及び「を削り、「消滅させるべき行為」を「消滅させる行為(以下「債務の消滅行為」という。))に、「対して」を「対し、そのために支出した財産の額(その財産の額がその債務の消滅行為によつて消滅した主たる債務の額を超える場合にあつては、その消滅した額)の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(委託を受けた保証人が弁済期前に弁済等をした場合の求償権)

第四百五十九条の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に對し、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償

権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によつて消滅すべきであつた債務の履行を請求することができる。

2 前項の規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。

3 第一項の求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行つて使用することができない。第四百六十条第三号を次のように改める。

三 保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたとき。

第四百六十一条第一項中「前二条」を「前条」に改める。

第四百六十二条第一項を次のように改める。

第四百五十九条の二第一項の規定は、主たる債務者の委託を受けてないで保証をした者が債務の消滅行為をした場合について準用する。

第四百六十二条に次の一項を加える。

3 第四百五十九条の二第三項の規定は、前二項に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。

第四百六十三条を次のように改める。

(通知を怠つた保証人の求償の制限等)

第四百六十三条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由をもつてその保証人に対抗することができない。この場合において、相殺をもつてその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によつて消滅すべきであつた債務の履行を請求することができる。

2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを怠つ

たため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、その債務の消滅行為を有効であつたものとみなすことができる。

3 保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務の消滅行為をした場合においては、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をしたときは、保証人が債務の消滅行為をしたことを主たる債務者に通知することを怠つたため、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をしたときも、主たる債務者は、その債務の消滅行為を有効であつたものとみなすことができる。第三編第一章第三節第四款第二目の目名を次のように改める。

第二目 個人根保証契約

第四百六十五条の二の見出しを「個人根保証契約の保証人の責任等」に改め、同条第一項中「その債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務(以下「貸金等債務」という。))が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」を「保証人が法人でないもの(以下「個人根保証契約」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項及び第三項中「貸金等根保証契約」を「個人根保証契約」に改める。

第四百六十五条の三の見出しを「個人貸金等根保証契約の元本確定期日」に改め、同条第一項中「貸金等根保証契約」を「個人根保証契約」であつてその主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務(以下「貸金等債務」という。))が含まれるもの(以下「個人貸金等根保証契約」という。))に、「貸金等根保証契約の」を「個人貸金等根保証契約の」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「貸金等根保証契約」を「個人貸金等根保証契約」に改める。

第四百六十五条の四の見出しを「個人根保証契約の元本の確定事由」に改め、同条中「貸金等根保証契約」を「個人根保証契約」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第一号に掲げる場合にあつては、強

制執行又は担保権の実行の手続の開始があつたときに限る。

第四百六十五条の四第一号中「主たる債務者又は「を削り、ただし書を削り、同条第二号中「主たる債務者又は」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、個人貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場合にも確定する。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があつたときに限る。

一 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

二 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

第四百六十五条の五を次のように改める。

(保証人が法人である根保証契約の求償権)

第四百六十五条の五 保証人が法人である根保証契約において、第四百六十五条の二第一項に規定する極額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。

2 保証人が法人である根保証契約であつてその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第四百六十五条の三第一項若しくは第三項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。

3 前二項の規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に求償権に係る債務が含まれる根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しない。

第三編第一章第三節第四款に次の一目を加える

る。

第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則

(公正証書の作成と保証の効力)

第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人にならうとする者が保証債務を履行する意思表示をしていなければ、その効力を生じない。

2 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一 保証人にならうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。

イ 保証契約(ロに掲げるものを除く。) 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思(保証人にならうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。

ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定め有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五条の四

第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時までに生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たる全てのものの全額について履行する意思(保証人にならうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。

二 公証人が、保証人にならうとする者の口述を筆記し、これを保証人にならうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

三 保証人にならうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。

ただし、保証人にならうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作つたものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

3 前二項の規定は、保証人にならうとする者が法人である場合には、適用しない。

(保証に係る公正証書の方式の特則)

第四百六十五条の七 前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証人にならうとする者が口がきけない者である場合には、公証人の前で、同条第二項第一号イ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、同号の口授に代えなければならない。この場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。

2 前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証人にならうとする者が耳が聞こえない者である

場合には、公証人は、同条第二項第二号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により保証人にならうとする者に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

3 公証人は、前二項に定める方式に従って公正証書を作つたときは、その旨をその証書に付記しなければならない。

(公正証書の作成と求償権についての保証の効力)

第四百六十五条の八 第四百六十五条の六第一項及び第二項並びに前条の規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。

2 前項の規定は、保証人にならうとする者が法人である場合には、適用しない。

(公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外)

第四百六十五条の九 前三条の規定は、保証人にならうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。

一 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

二 主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者

イ 主たる債務者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができ得る事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。)の過半数を有する者

ロ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社がある場合に於ける当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ハ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数

を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

二 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者

三 主たる債務者(法人であるものを除く。以下この号において同じ。)と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者(契約締結時の情報の提供義務)

第四百六十五条の十 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に對し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

一 財産及び収支の状況

二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

三 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

2 主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによつて保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。

第三編第一章第三節第四款を同節第五款とする。

第四百四十一条を削る。

第四百四十条中「第四百三十四条から前条まで」

を「第四百三十八条、第四百三十九条第一項及び前条に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

第四百四十条を第四百四十一条とし、第四百三十九条を削り、第四百三十八条を第四百四十条とし、第四百三十七条を削る。

第四百三十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「についてのみ他の連帯債務者が相殺を援用する」を「の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒む」に改め、同条を第四百三十九条とする。

第四百三十五条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第四百三十八条とし、第四百三十四条を削り、第四百三十三条を第四百三十七条とする。

第四百三十二条の見出しを「連帯債務者に対する履行の請求」に改め、同条中「数人が連帯債務」を「債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によつて数人が連帯して債務」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第四百三十六条とする。

第四百四十二条第一項中「連帯債務者は」の下に「、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず」を加え、「各自の負担部分について」を「その免責を得るために支出した財産の額（その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあつては、その免責を得た額）のうち各自の負担部分に応じた額の」に改める。

第四百四十三条第一項中「連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けた」を「他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得る」に、「過失のある」を「その」に改め、同条第二項中「連帯債務者の一人が」を削り、「共同の免責を得た」の下に「連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながらその免責を得た」を加え、「弁済をし、その他有償の行為をもつて免責を得た」を「弁済その他自己の財産をもつて免責を得るための行為をした」に、「その免

責を得た」を「当該他の」に、「自己の弁済その他免責のためにした」を「その免責を得るための」に改める。

第四百四十四条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、等しい割合で分割して負担する。

3 前二項の規定にかかわらず、償還を受けることができないことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。

第四百四十五条を次のように改める。

（連帯債務者の一人との間の免除等と求償権）

第四百四十五条 連帯債務者の一人に対して債務の免除がされ、又は連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、第四百四十二条第一項の求償権を行使することができる。

第三編第一章第三節第三款を第四款とし、第二款の次に次の一款を加える。

第三款 連帯債権

（連帯債権者による履行の請求等）

第四百三十二条 債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によつて数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができ、

（連帯債権者の一人との間の更改又は免除）

第四百三十三条 連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があつたときは、その連帯債権者がその権利を失わなければ分与されるべき利益に係る部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができない。

（連帯債権者の一人との間の相殺）

第四百三十四条 債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対しては、その効力を生ずる。

（連帯債権者の一人との間の混同）

第四百三十五条 連帯債権者の一人と債務者との間に混同があつたときは、債務者は、弁済をしたものとみなす。

（相対的効力の原則）

第四百三十五条の二 第四百三十二条から前条までに規定する場合を除き、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の連帯債権者に対してその効力を生じない。ただし、他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従う。

第四百六十六条第二項を次のように改める。

2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであつても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

第四百六十六条に次の二項を加える。

3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によつて知らなかつた譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもつてその第三者に対抗することができる。

4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

第四百六十六条の次に次の見出し及び五条を加える。

（譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託）

第四百六十六条の二 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあつては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ）の供託所に供託することができる。

2 前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。

3 第一項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。

第四百六十六条の三 前条第一項に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があつたときは、譲受人（同項の債権の全額を譲り受けた者であつて、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができないものに限り）は、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によつて知らなかつたときであつても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

（譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え）

第四百六十六条の四 第四百六十六条第三項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、譲受人その他の第三者が譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によつて知らなかつた場合において、その債権者が同項の債権に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもつて差押債権者に対抗することができる。

（預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力）

第四百六十六条の五 預金口座又は貯金口座に係

る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第四百六十六条第二項の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によつて知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。 2 前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。 （将来債権の譲渡性） 第四百六十六条の六 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。	三の場合における同項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。 （債権の譲渡における相殺権） 第四百六十九条 債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもつて譲受人に対抗することができる。 2 債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とする。 ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。 一 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権 二 前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権	は、この限りでない。 4 前三項の規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。 第三編第一章第五節第一款第一目中第四百七十四条の前に次の一条を加える。 （弁済） 第四百七十三条 債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。 第四百七十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（弁済として引き渡した物の取戻し）」を付する。 第四百七十六条を削る。 第四百七十七条中「前二条を」前条に改め、同条を第四百七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。 （預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済） 第四百七十七条 債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによつてする弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。 第四百七十八条の見出しを「（受領権者としての外観を有する者に対する弁済）」に改め、同条中「債権の準占有者」と「受領権者」債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によつて弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であつて取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するもの」に改める。 第四百七十九条の見出しを「（受領権者以外の者に対する弁済）」に改め、同条中「弁済を受領する権限を有しない者」を「受領権者以外の者」に改める。 第四百八十条を次のように改める。 第四百八十条 削除 第四百八十一条の見出しを「（差押えを受けた債権の第三債務者の弁済）」に改め、同条第一項中	「支払の差止めを受けた」を「差押えを受けた債権の」に改める。 第四百八十二条中「債務者が、債権者の承諾を得て、その」を「弁済をすることができる者（以下「弁済者」という。）が、債権者との間で、債務者の」に改め、「給付を」の下に「することにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付を」を加える。 第四百八十三条中「である」の下に「場合において、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができない」を加える。 第四百八十四条の見出しを「（弁済の場所及び時間）」に改め、同条に次の一項を加える。 2 法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができる。 第四百八十六条中「した者は」を「する者は、弁済と引換えに」に、「受領した」を「受領する」に改める。 第四百八十八条の見出しを「（同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当）」に改め、同条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「とき」の下に「（次条第一項に規定する場合を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。 4 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも第一項又は第二項の規定による指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。 一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。 二 全ての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。 三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。 四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済
---	---	--	--

は、各債務の額に應じて充当する。
第四百八十九条を次のように改める。

(二) 元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当
第四百八十九条 債務者が一個又は數個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合(債務者が數個の債務を負担する場合にあっては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする數個の債務を負担するときに限る。)において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならぬ。

2 前条の規定は、前項の場合において、費用、利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときについて準用する。
第四百九十一条を削る。

第四百九十条中「前二条を「前三条」に改め、同条を第四百九十一条とし、第四百八十九条の次に次の一条を加える。

(合意による弁済の充当)

第四百九十条 前二条の規定にかかわらず、弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充当する。
第四百九十二条中「の不履行」を「を履行しないこと」に改め、「一切の」を削る。

第四百九十四条を次のように改める。
(供託)

第四百九十四条 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができ、この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

一 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。

二 債権者が弁済を受領することができないとき。

2 弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

第四百九十七条を次のように改める。
(供託に適しない物等)

第四百九十七条 弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。

一 その物が供託に適しないとき。

二 その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。

三 その物の保存について過分の費用を要するとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。

第四百九十八条の見出しを「(供託物の還付請求等)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

弁済の目的物又は前条の代金が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。

第四百九十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(弁済による代位の要件)」を付し、同条第一項中「その弁済と同時に債権者の承諾を得て」及び「ことができない」を削り、同条第二項を削る。

第五百条を次のように改める。

第五百条 第四百六十七条の規定は、前条の場合(弁済をするについて正当な利益を有する者が債権者に代位する場合を除く。)について準用する。

第五百一条中「自己の権利に基づいて求償をすることができ、その範囲内において」を削り、後段及び各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができ、その範囲内(保証人の一人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができ、その範囲内)に限り、することができる。

3 第一項の場合には、前項の規定によるほか、次に掲げるところによる。

一 第三取得者(債務者から担保の目的となつて、債権者を譲り受けた者をいう。以下この項において同じ。)は、保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しない。

二 第三取得者の一人は、各財産の価格に應じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。

三 前号の規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債権者に代位する場合について準用する。

四 保証人と物上保証人との間においては、その数に應じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に應じて、債権者に代位する。

五 第三取得者から担保の目的となつて、債権者を譲り受けた者は、第三取得者とみなして第一号及び第二号の規定を適用し、物上保証人から担保の目的となつて、債権者を譲り受けた者は、物上保証人とみなして第一号、第三号及び前号の規定を適用する。

第五百二条第一項中「代位者は」の下に「債権者の同意を得て」を、「行使する」の下に「ことができない」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合であっても、債権者は、単独でその権利を行使することができる。

3 前二項の場合に債権者が行使する権利は、その債権の担保の目的となつて、債権者の売却代金その他の当該権利の行使によつて得られる金銭について、代位者が行使する権利に優先する。

第五百四条中「第五百条の規定により代位をすることができ、その範囲内において」を「正当な利益を有する者(以下この項において「代位権者」という。)」に、「その代位をすることができ、その」を「その代位権者は、代位をするに当

たつて担保の」に、「できなくなった」を「できなくなる」に改め、同条に後段として次のように加える。

その代位権者が物上保証人である場合において、その代位権者から担保の目的となつて、債権者を譲り受けた第三者及びその特定承継人についても、同様とする。

第五百四条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、債権者が担保を喪失し、又は減少させたことについて取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、適用しない。

第五百五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、又は重大な過失によつて知らなかつたときに限り、その第三者に対抗することができる。

第五百九条を次のように改める。

(不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止)

第五百九条 次に掲げる債務の債務者は、相殺をもつて債権者に対抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から譲り受けたときは、この限りでない。

一 悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務

二 人の生命又は身体への侵害による損害賠償の債務(前号に掲げるものを除く。)

第五百十一条の見出し中「支払の差止め」を「差押え」に改め、同条中「支払の差止めを受けた」を「差押えを受けた債権の」に、「その」を「差押え」に、「ができない」を「はできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもつて対抗することができない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもつて差押債権者に対抗することができる。

できる。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。 第五百十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(相殺の充当)」を付し、同条を次のように改める。 第五百十二条 債権者が債務者に対して有する一個又は数個の債権と、債権者が債務者に対して負担する一個又は数個の債務について、債権者が相殺の意思表示をした場合において、当事者が別段の合意をしなかったときは、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適するようになった時期の順序に従って、その対当額について相殺によって消滅する。 2 前項の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときであつて、当事者が別段の合意をしなかったときは、次に掲げるところによる。 一 債権者が数個の債務を負担するとき(次号に規定する場合を除く)は、第四百八十八条第四項第二号から第四号までの規定を準用する。 二 債権者が負担する一個又は数個の債務について元本のほかに利息及び費用を支払うべきときは、第四百八十九条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前条」とあるのは、「前条第四項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。 3 第一項の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその有する債権の全部を消滅させるのに足りないときは、前項の規定を準用する。 第三編第一章第五節第二款第五百十二条の次に次の一条を加える。 第五百十二条の二 債権者が債務者に対して有する債権に、一個の債権の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺については、前条の規定を準用する。債権者が債務者に対して負担する債務に、一個の債務の弁済として	て数個の給付をすべきものがある場合における相殺についても、同様とする。 第五百十三条第一項中「債務の要素を変更する」を「従前の債務に代えて、新たな債務であつて次に掲げるものを発生させる」に、「その」を「従前の」に改め、同項に次の各号を加える。 一 従前の給付の内容について重要な変更をするもの 二 従前の債務者が第三者と交替するもの 三 従前の債権者が第三者と交替するもの 第五百十三條第二項を削る。 第五百十四條ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。 この場合において、更改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。 第五百十四條に次の一項を加える。 2 債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。 第五百十五條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(債権者の交替による更改)」を付し、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によつてすることができる。 第五百十六條及び第五百十七條を次のように改める。 第五百十六條及び第五百十七條 削除 第五百十八條中「更改の当事者を」を「債権者(債権者の交替による更改にあつては、更改前の債権者)に改め、同条に次の一項を加える。 2 前項の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方(債権者の交替による更改にあつては、債務者)に対してする意思表示によつてしなければならない。 第三編第一章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。 第五節 債務の引受け	第一款 併存的債務引受 (併存的債務引受の要件及び効果) 第四百七十条 併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。 2 併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によつてすることができる。 3 併存的債務引受は、債務者と引受人となる者との契約によつてもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。 4 前項の規定によつてする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定に従う。 (併存的債務引受における引受人の抗弁等) 第四百七十一条 引受人は、併存的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもつて債権者に対抗することができる。 2 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によつて債務者がその債務を免れるべき限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。 (免責的債務引受における引受人の求償権) 第四百七十二條の三 免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。 (免責的債務引受による担保の移転) 第四百七十二條の四 債権者は、第四百七十二條第一項の規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。 2 前項の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に対してする意思表示によつてしなければならない。 3 前二項の規定は、第四百七十二條第一項の規定により債務者が免れる債務の保証をした者があるときについて準用する。 4 前項の場合において、同項において準用する第一項の承諾は、書面で行ななければ、その効力を生じない。 5 前項の承諾がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その承諾は、書面によつてされたものとみなして、同項の規定を適用する。 第三編第一章に次の一節を加える。 第七節 有価証券 第一款 指図証券 (指図証券の譲渡) 第五百二十條の二 指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。	第四百七十二條の二 引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもつて債権者に対抗することができる。 2 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によつて債務者がその債務を免れることができる限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。 (免責的債務引受における引受人の求償権) 第四百七十二條の三 免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。 (免責的債務引受による担保の移転) 第四百七十二條の四 債権者は、第四百七十二條第一項の規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。 2 前項の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に対してする意思表示によつてしなければならない。 3 前二項の規定は、第四百七十二條第一項の規定により債務者が免れる債務の保証をした者があるときについて準用する。 4 前項の場合において、同項において準用する第一項の承諾は、書面で行ななければ、その効力を生じない。 5 前項の承諾がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その承諾は、書面によつてされたものとみなして、同項の規定を適用する。 第三編第一章に次の一節を加える。 第七節 有価証券 第一款 指図証券 (指図証券の譲渡) 第五百二十條の二 指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。
--	--	--	--

(指図証券の裏書的方式)

第五百二十条の三 指図証券の譲渡については、その指図証券の性質に応じ、手形法(昭和七年法律第二十号)中裏書的方式に関する規定を準用する。

(指図証券の所持人の権利の推定)

第五百二十条の四 指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

(指図証券の善意取得)

第五百二十条の五 何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

(指図証券の譲渡における債務者の抗弁の制限)

第五百二十条の六 指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

(指図証券の質入れ)

第五百二十条の七 第五百二十条の二から前条までの規定は、指図証券を目的とする質権の設定について準用する。

(指図証券の弁済の場所)

第五百二十条の八 指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。

(指図証券の提示と履行遅滞)

第五百二十条の九 指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

(指図証券の債務者の調査の権利等)

第五百二十条の十 指図証券の債務者は、その証

券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

(指図証券の喪失)

第五百二十条の十一 指図証券は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百条に規定する公示催告手続によつて無効とすることができ

(指図証券喪失の場合の権利行使方法)

第五百二十条の十二 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることができる。

第二款 記名式所持人払証券

(記名式所持人払証券の譲渡)

第五百二十条の十三 記名式所持人払証券(債権者を指名する記載がされている証券であつて、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下同じ)の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。

(記名式所持人払証券の所持人の権利の推定)

第五百二十条の十四 記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

(記名式所持人払証券の善意取得)

第五百二十条の十五 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

(記名式所持人払証券の譲渡における債務者の抗弁の制限)

第五百二十条の十六 記名式所持人払証券の債務

者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

(記名式所持人払証券の質入れ)

第五百二十条の十七 第五百二十条の十三から前条までの規定は、記名式所持人払証券を目的とする質権の設定について準用する。

(指図証券の規定の準用)

第五百二十条の十八 第五百二十条の八から第五百二十条の十二までの規定は、記名式所持人払証券について準用する。

第三款 その他の記名証券

第五百二十条の十九 債権者を指名する記載がされている証券であつて指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもつてのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができ

2 第五百二十条の十一及び第五百二十条の十二の規定は、前項の証券について準用する。

第四款 無記名証券

第五百二十条の二十 第二款(記名式所持人払証券)の規定は、無記名証券について準用する。

第五百二十五条を削る。

第五百二十四条中「隔地者に対して」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

第五百二十四条に次の二項を加える。

2 対話者に対してした前項の申込みは、同項の規定にかかわらず、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができる。

3 対話者に対してした第一項の申込みに対して対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは、

この限りでない。
第五百二十四条を第五百二十五条とし、第五百二十三条を第五百二十四条とし、第五百二十二条を削る。

第五百二十一条第一項中「契約の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

第五百二十一条を第五百二十三条とし、第三編第二章第一節第一款中同条の前に次の二条を加える。

(契約の締結及び内容の自由)

第五百二十一条 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をしようとする自由を決定することができる。

2 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。

(契約の成立と方式)

第五百二十二条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

第五百二十六条及び第五百二十七条を次のように改める。

(申込者の死亡等)

第五百二十六条 申込者が申込みの通知を発した後に死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたこととすればその申込みは効力を有しない旨の意思表示を發したとき、又はその相手方が承諾の通知を發するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない。

(承諾の通知を必要としない場合における契約の成立時期)

第五百二十七条 申込者の意思表示又は取引上の

慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。

第五百二十九条中「この款において」を削り、「その行為をした者」の下に「がその広告を知っていたかどうかにかかわらず、その者」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(指定した行為をする期間の定めのある懸賞広告)

第五百二十九条の二 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めてした広告を撤回することができない。ただし、その広告において撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

2 前項の広告は、その期間内に指定した行為を完了する者がいないときは、その効力を失う。

(指定した行為をする期間の定めのない懸賞広告)

第五百二十九条の三 懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がいない間は、その指定した行為をする期間を定めないうちにその指定した行為を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。

第五百三十条を次のように改める。

(懸賞広告の撤回の方法)

第五百三十条 前の広告と同一の方法による広告の撤回は、これを知らない者に対して、その効力を有する。

2 広告の撤回は、前の広告と異なる方法によっても、することができ。ただし、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。

第五百三十三条中「その債務の履行」の下に「(債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。)」を加える。

第五百三十四条及び第五百三十五条を次のように改める。

第五百三十四条及び第五百三十五条 削除

第五百三十六条第一項中「前二条に規定する場合

第一類第三号 法務委員会議録第八号 平成二十九年四月五日

合を除き、」を削り、「債務者」を「債権者」に、「を受ける権利を有しない」を「の履行を拒むことができる」に改め、同条第二項中「債務者」を「債権者」に、「を受ける権利を失わない」を「の履行を拒むことができない」に改め、「において」の下に、「債務者は」を加える。

第五百三十七条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であっても、そのためにその効力を妨げられない。

第五百三十八条に次の一項を加える。

2 前条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第一項の契約の相手方は、その第三者の承諾を得なければ、契約を解除することができない。

第五百四十一条の見出しを「(催告による解除)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第五百四十二条及び第五百四十三条を次のように改める。

(催告によらない解除)

第五百四十二条 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

一 債務の全部の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、

特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないのでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

一 債務の一部の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(債権者の責めに帰すべき事由による場合)

第五百四十三条 債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

第五百四十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。

第五百四十八条の見出し中「行為等」を「故意による目的物の損傷等」に改め、同条第一項中「自己の行為」を「故意」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。

第五百四十八条第二項を削る。

第三編第二章第一節第三款を第四款とし、第二款の次に次の一款を加える。

第三款 契約上の地位の移転

第五百三十九条の二 契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲

渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。

第三編第二章第一節に次の一款を加える。

第五款 定型約款

(定型約款の合意)

第五百四十八条の二 定型取引がある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

(定型約款の内容の表示)

第五百四十八条の三 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(定型約款の変更)

第五百四十八条の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があつたものとみなし、個別に相手方と合意することなく契約の内容を変更することができる。

一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

第五百四十九条中「自己の」を「ある」に改める。
第五百五十条の見出し中「撤回」を「解除」に改め、同条中「撤回する」を「解除する」に改める。
第五百五十一条の見出しを「贈与者の引渡義務等」に改め、同条第一項を次のように改める。
贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、

贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

第五百五十七条第一項中「当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して」を「買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

第五百五十七条第二項中「第五百四十五条第三項を」第五百四十五条第四項に改める。

第五百六十条から第五百六十二条までを次のように改める。

(権利移転の對抗要件に係る売主の義務)
第五百六十条 売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての對抗要件を備えさせる義務を負う。

(他人の権利の売買における売主の義務)
第五百六十一条 他人の権利(権利の一部が他人に属する場合におけるその権利の一部を含む。)を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。

(買主の追完請求権)
第五百六十二条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

第五百六十三条の前の見出しを削り、同条から第五百六十七条までを次のように改める。

(買主の代金減額請求権)
第五百六十三条 前条第一項本文に規定する場合

において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(買主の損害賠償請求及び解除権の行使)
第五百六十四条 前二条の規定は、第四百五十五条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。

(移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売主の担保責任)
第五百六十五条 前三条の規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合(権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。)について準用する。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)
第五百六十六条 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時

から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(目的物の滅失等についての危険の移転)
第五百六十七条 売主が買主に目的物(売買の目的として特定したものに限る。以下この条において同じ。)を引き渡した場合において、その引渡しがあつた時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によつて滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。

2 売主が契約の内容に適合する目的物をもつて、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があつた時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によつてその目的物が滅失し、又は損傷したときも、前項と同様とする。

第五百六十八条の見出しを「(競売における担保責任等)」に改め、同条第一項中「強制競売を」民事執行法その他の法律の規定に基づく競売(以下この条において単に「競売」という。)に、「第五百六十一条から前条までを」第五百四十一条及び第五百四十二条の規定並びに第五百六十三条(第五百六十五条において準用する場合を含む。)に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については、適用しない。

第五百七十条及び第五百七十一条を次のように改める。

(抵当権等がある場合の買主による費用の償還

3 第一項又は前項後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。

4 第一項又は第二項後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、第六百八条の規定による費用の償還に係る債務及び第六百二十二条の二第一項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継する。

(合意による不動産の賃貸人たる地位の移転)
第六百五十五条の三 不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

(不動産の賃借人による妨害の停止の請求等)
第六百五十五条の四 不動産の賃借人は、第六百五十五条の二第一項に規定する対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。

一 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき
二 その不動産を第三者が占有しているとき
三 その第三者に対する返還の請求

第六百六条の見出しを「(賃貸人による修繕等)」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によつてその修繕が必要となつたときは、この限りでない。

第六百七条の次に次の一条を加える。

(賃借人による修繕)

第六百七条の二 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知つたにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕

をしないとき。

二 急迫の事情があるとき。
第六百九条中「収益を目的」を「耕作又は牧畜を目的」に改め、ただし書を削る。

第六百十一条の見出しを「(賃借物の一部滅失等による賃料の減額等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなつた部分の割合に応じて、減額される。

第六百十一条第二項中「前項の」を「賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた」に改める。

第六百十三條第一項中「に対して直接に」を「賃借人との間の賃貸借に基づく賃借人の債務の範囲を限度として、賃借人に対して転賃借に基づく債務を直接履行する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 賃借人が適法に賃借物を転賃した場合には、賃借人は、賃借人との間の賃貸借を合意により解除したことをもつて転賃人に対抗することができない。ただし、その解除の当時、賃借人が賃借人の債務不履行による解除権を有していたときは、この限りでない。

第六百十六條の見出しを「(賃借人による使用及び収益)」に改め、同条中「第五百九十七條第一項及び第五百九十八條を削る。

第三編第二章第七節第三款中第六百十七條の前に次の一条を加える。

(賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了)

第六百十六條の二 賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合には、賃貸借は、これによつて終了する。

第六百十九條第二項ただし書中「ただし、」の下に「第六百二十二條の二第一項に規定する」を加え

る。

第六百二十條中「において、当事者の一方に過失があつたときは、その者に対する」を「においては」に改める。

第六百二十一条及び第六百二十二條を次のように改める。

(賃借人の原状回復義務)

第六百二十一条 賃借人は、賃借物を受け取つた後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によつて生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同じ)がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(使用貸借の規定の準用)

第六百二十二條 第五百九十七條第一項、第五百九十九條第一項及び第二項並びに第六百條の規定は、賃貸借について準用する。

第三編第二章第七節に次の一款を加える。

第四款 敷金

第六百二十二條の二 賃貸人は、敷金(いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この条において同じ)を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に対し、その受け取つた敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

一 賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき。

二 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。

2 賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対

し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第六百二十四條の次に次の一条を加える。

(履行の割合に応じた報酬)

第六百二十四條の二 労働者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 使用者の責めに帰することができない事由によつて労働に従事することができなくなつたとき。

二 雇用が履行の途中で終了したとき。

第六百二十六條第一項中「雇用が当事者の一方若しくは第三者の終身の間継続すべき」を「その終期が不確定である」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「ときは、三箇月前に」を「者は、それが使用者であるときは三箇月前、労働者であるときは二週間前に」に改める。

第六百二十七條第二項中「には」の下に「使用者からの」を加える。

第六百三十四條の前の見出しを削り、同条から第六百三十六條までを次のように改める。

(注文者が受ける利益の割合に応じた報酬)

第六百三十四條 次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によつて注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 注文者の責めに帰することができない事由によつて仕事を完成することができなくなつたとき。

二 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

第六百三十五條 削除

(請負人の担保責任の制限)

第六百三十六條 請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しな

いとき)は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適合であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。 第六百三十七条の前の見出しを削り、同条から第六百四十条までを次のように改める。 (目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限) 第六百三十七条 前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から一年以内、その旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。	2 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。 第六百四十八条第三項を次のように改める。 3 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。 一 委任者の責めに帰することができない事由によつて委任事務の履行をすることができなくなったとき。 二 委任が履行の途中で終了したとき。 第六百四十八条の次に次の一条を加える。 (成果等に対する報酬) 第六百四十八条の二 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。	第六百五十七條の二 寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができず、この場合において、受寄者は、その契約の解除によつて損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。 2 無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができない。ただし、書面による寄託については、この限りでない。 3 受寄者(無報酬で寄託を受けた場合にあつては、書面による寄託の受寄者に限る)は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができない。 第六百五十八條第一項中「使用し、又は第三者にこれを保管させる」を「使用する」に改め、同条第二項を次のように改める。 2 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。 第六百五十八條に次の一項を加える。 3 再受寄者は、寄託者に対して、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。	第六百五十九條の見出しを「(無報酬の受寄者の注意義務)」に改め、同条中「寄託を受けた者」を「(受寄者)」に改める。 第六百六十條の見出しを「(受寄者の通知義務等)」に改め、同条に次のただし書を加える。 ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。 第六百六十條に次の二項を加える。 2 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならぬ。ただし、受寄者が前項の通知をした場合又は同項ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む)があつたときであつて、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。 3 受寄者は、前項の規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならぬ場合には、寄託者(その寄託物を引き渡したことによつて第三者に損害が生じたときであつても、その賠償の責任を負わない)。 第六百六十二條の見出しを「(寄託者による返還請求等)」に改め、同条に次の一項を加える。 2 前項に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによつて損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。 第六百六十四條の次に次の一条を加える。 (損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限) 第六百六十四條の二 寄託物の一部滅失又は損傷によつて生じた損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。 2 前項の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。 第六百六十五條中「第六百五十條まで(同条第三項を除く。)」を「第六百四十八條まで、第六百四十九條並びに第六百五十條第一項及び第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (混合寄託) 第六百六十五條の二 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。 2 前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができる。 3 前項に規定する場合において、寄託物の一部
第六百三十八條から第六百四十條まで 削除 第六百四十二條第一項後段を削り、同項に次のただし書を加える。 ただし、請負人による契約の解除については、仕事を完成した後は、この限りでない。 第六百四十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項に規定する場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。 第六百四十四條の次に次の一条を加える。 (復受任者の選任等) 第六百四十四條の二 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。	2 前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時)において、請負人が同項の不適合を知り、又は重大な過失によつて知らなかったときは、適用しない。 第六百三十八條から第六百四十條まで 削除 第六百四十二條第一項後段を削り、同項に次のただし書を加える。 ただし、請負人による契約の解除については、仕事を完成した後は、この限りでない。 第六百四十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項に規定する場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。 第六百四十四條の次に次の一条を加える。 (復受任者の選任等) 第六百四十四條の二 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。	第六百五十七條の二 寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができず、この場合において、受寄者は、その契約の解除によつて損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。 2 無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができない。ただし、書面による寄託については、この限りでない。 3 受寄者(無報酬で寄託を受けた場合にあつては、書面による寄託の受寄者に限る)は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができない。 第六百五十八條第一項中「使用し、又は第三者にこれを保管させる」を「使用する」に改め、同条第二項を次のように改める。 2 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。 第六百五十八條に次の一項を加える。 3 再受寄者は、寄託者に対して、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。 第六百五十九條の見出しを「(無報酬の受寄者の注意義務)」に改め、同条中「寄託を受けた者」を「(受寄者)」に改める。 第六百六十條の見出しを「(受寄者の通知義務等)」に改め、同条に次のただし書を加える。 ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。 第六百六十條に次の二項を加える。 2 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならぬ。ただし、受寄者が前項の通知をした場合又は同項ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む)があつたときであつて、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。 3 受寄者は、前項の規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならぬ場合には、寄託者(その寄託物を引き渡したことによつて第三者に損害が生じたときであつても、その賠償の責任を負わない)。 第六百六十二條の見出しを「(寄託者による返還請求等)」に改め、同条に次の一項を加える。 2 前項に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによつて損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。 第六百六十四條の次に次の一条を加える。 (損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限) 第六百六十四條の二 寄託物の一部滅失又は損傷によつて生じた損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。 2 前項の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。 第六百六十五條中「第六百五十條まで(同条第三項を除く。)」を「第六百四十八條まで、第六百四十九條並びに第六百五十條第一項及び第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (混合寄託) 第六百六十五條の二 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。 2 前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができる。 3 前項に規定する場合において、寄託物の一部	第六百五十七條の二 寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができず、この場合において、受寄者は、その契約の解除によつて損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。 2 無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができない。ただし、書面による寄託については、この限りでない。 3 受寄者(無報酬で寄託を受けた場合にあつては、書面による寄託の受寄者に限る)は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができない。 第六百五十八條第一項中「使用し、又は第三者にこれを保管させる」を「使用する」に改め、同条第二項を次のように改める。 2 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。 第六百五十八條に次の一項を加える。 3 再受寄者は、寄託者に対して、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。 第六百五十九條の見出しを「(無報酬の受寄者の注意義務)」に改め、同条中「寄託を受けた者」を「(受寄者)」に改める。 第六百六十條の見出しを「(受寄者の通知義務等)」に改め、同条に次のただし書を加える。 ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。 第六百六十條に次の二項を加える。 2 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならぬ。ただし、受寄者が前項の通知をした場合又は同項ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む)があつたときであつて、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。 3 受寄者は、前項の規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならぬ場合には、寄託者(その寄託物を引き渡したことによつて第三者に損害が生じたときであつても、その賠償の責任を負わない)。 第六百六十二條の見出しを「(寄託者による返還請求等)」に改め、同条に次の一項を加える。 2 前項に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによつて損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。 第六百六十四條の次に次の一条を加える。 (損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限) 第六百六十四條の二 寄託物の一部滅失又は損傷によつて生じた損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。 2 前項の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。 第六百六十五條中「第六百五十條まで(同条第三項を除く。)」を「第六百四十八條まで、第六百四十九條並びに第六百五十條第一項及び第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (混合寄託) 第六百六十五條の二 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。 2 前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができる。 3 前項に規定する場合において、寄託物の一部

が滅失したときは、寄託者は、混合して保管されている総寄託物に対するその寄託した物の割合に応じた数量の物の返還を請求することができる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。

第六百六十六條を次のように改める。

(消費寄託)

第六百六十六條 受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。

2 第五百九十條及び第五百九十二條の規定は、前項に規定する場合について準用する。

3 第五百九十一條第二項及び第三項の規定は、預金又は貯金に係る契約により金銭を寄託した場合について準用する。

第六百六十七條の次に次の二條を加える。

(他の組合員の債務不履行)

第六百六十七條の二 第五百三十三條及び第五百三十六條の規定は、組合契約については、適用しない。

2 組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしないことを理由として、組合契約を解除することができる。

(組合員の一人についての意思表示の無効等)

第六百六十七條の三 組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があつても、他の組合員の間においては、組合契約は、その効力を妨げられない。

第六百七十條の見出し中「業務の」の下に「決定及び」を加え、同条第一項中「の執行」を削り、「で決するを」をもって決定し、各組合員がこれを執行するに改め、同条第二項を次のように改める。

2 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。

第六百七十條第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の委任を受けた者(以下「業務執行者」という。)は、組合の業務を決定し、これを執行する。この場合において、業務執行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行する。

4 前項の規定にかかわらず、組合の業務については、総組合員の同意によつて決定し、又は総組合員が執行することを妨げない。

第六百七十條の次に次の一條を加える。

(組合の代理)

第六百七十條の二 各組合員は、組合の業務を執行する場合において、組合員の過半数の同意を得たときは、他の組合員を代理することができる。

2 前項の規定にかかわらず、業務執行者があるときは、業務執行者のみが組合員を代理することができる。この場合において、業務執行者が数人あるときは、各業務執行者は、業務執行者の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。

第六百七十一條中「業務を」の下に「決定し、又は」を加える。

第六百七十二條第一項中「組合契約で」を「組合契約の定めるところにより」に改め、「業務の」の下に「決定及び」を加える。

第六百七十三條中「を執行する」を「の決定及び執行をする」に改める。

第六百七十五條の見出しを「組合の債権者の権利の行使」に改め、同条中「その債権の発生の際に組合員の損失分担の割合を知らなかつたときは、各組合員に対して等しい割合で」を「組合財産について」に改め、同条に次の一項を加える。

2 組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の

債権者がその債権の発生の際に各組合員の損失分担の割合を知つていたときは、その割合による。

第六百七十六條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができる。

第六百七十七條を次のように改める。

(組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止)

第六百七十七條 組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。

第六百七十七條の次に次の一條を加える。

(組合員の加入)

第六百七十七條の二 組合員は、その全員の同意によつて、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。

2 前項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。

第六百八十條の次に次の一條を加える。

(脱退した組合員の責任等)

第六百八十條の二 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求することができる。

2 脱退した組合員は、前項に規定する組合の債務を弁済したときは、組合に対して求償権を有する。

第六百八十二條中「その目的である事業の成功又はその成功の不能を」次に掲げる事由に改め、同条に次の各号を加える。

一 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能

二 組合契約で定めた存続期間の満了

三 組合契約で定めた解散の事由の発生

四 総組合員の同意

第六百八十五條第二項中「総組合員」を「組合員」に改める。

第六百八十六條を次のように改める。

(清算人の業務の決定及び執行の方法)

第六百八十六條 第六百七十條第三項から第五項まで並びに第六百七十條の二第二項及び第三項の規定は、清算人について準用する。

第六百八十七條中「組合契約で」を「組合契約の定めるところにより」に改める。

第七百二十二條の見出し中「方法」の下に「中間利息の控除を加え、同条第一項中「第四百七十七條」の下に「及び第四百七十七條の二」を加える。

第七百二十四條を次のように改める。

(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百二十四條 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

第三編第五章中第七百二十四條の次に次の一條を加える。

(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百二十四條の二 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効については、前条第一号の規定の適用については、同条中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

第七百四十五條を次のように改める。

第六百四十五條を削る。

第六百四十八條第二項中「第三項」の下に「並びに第六百四十八條の二」を加える。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十七条の規定 公布の日

二 附則第三十三條第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第二十一條第二項及び第三項の規定 公布の日から起算して二年九月を超えない範囲内において政令で定める日

(意思能力に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の民法(以下「新法」という。第三條の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。前にされた意思表示については、適用しない。)

(行為能力に関する経過措置)

第三条 施行日前に制限行為能力者(新法第十三條第一項第十号に規定する制限行為能力者をいう。以下この条において同じ。)が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、同項及び新法第二百二條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(無記名債権に関する経過措置)

第四条 施行日前に生じたこの法律による改正前の民法(以下「旧法」という。第八十六條第三項に規定する無記名債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。))については、なお従前の例による。

(公序良俗に関する経過措置)

第五条 施行日前にされた法律行為については、新法第九十條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(意思表示に関する経過措置)

第六条 施行日前にされた意思表示については、新法第九十三條、第九十五條、第九十六條第二項及び第三項並びに第九十八條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に通知が発せられた意思表示については、新法第九十七條の規定にかかわらず、な

お従前の例による。

(代理に関する経過措置)

第七条 施行日前に代理権の発生原因が生じた場合(代理権授与の表示がされた場合を含む。)におけるその代理については、附則第三條に規定するもののほか、なお従前の例による。

2 施行日前に無権代理人が代理人として行為をした場合におけるその無権代理人の責任については、新法第一百七七條(新法第一百八條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(無効及び取消しに関する経過措置)

第八条 施行日前に無効な行為に基づく債務の履行として給付がされた場合におけるその給付を受けた者の原状回復の義務については、新法第二百二一條の二(新法第八百七十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に取り消すことができる行為がされた場合におけるその行為の追認(法定追認を含む。)については、新法第二百二條、第二百二十四條及び第二百二十五條(これらの規定を新法第八百七十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(条件に関する経過措置)

第九条 新法第三百三十條第二項の規定は、施行日前にされた法律行為については、適用しない。

(時効に関する経過措置)

第十条 施行日前に債権が生じた場合(施行日以後に債権が生じた場合であつて、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。)におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第四百四十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第四百四十七條に規定する時効の中断の事由又は旧法第五百八條から第六百六十一條までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力について

は、なお従前の例による。

3 新法第五百一一條の規定は、施行日前に権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合(その合意の内容を記録した電磁的記録(新法第五百一一條第四項に規定する電磁的記録をいう。附則第三十三條第二項において同じ。))によつてされた場合を含む。)におけるその合意については、適用しない。

4 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

(債権を目的とする質権の對抗要件に関する経過措置)

第十一條 施行日前に設定契約が締結された債権を目的とする質権の對抗要件については、新法第三百六十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(指図債権に関する経過措置)

第十二條 施行日前に生じた旧法第三百六十五條に規定する指図債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

(根抵当権に関する経過措置)

第十三條 施行日前に設定契約が締結された根抵当権の被担保債権の範囲については、新法第三百九十八條の二第三項及び第三百九十八條の三第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第三百九十八條の七第三項の規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する契約については、適用しない。

3 施行日前に締結された更改の契約に係る根抵当権の移転については、新法第三百九十八條の七第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(債権の目的に関する経過措置)

第十四條 施行日前に債権が生じた場合におけるその債務者の注意義務については、新法第四百條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五條 施行日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権に係る法定利率については、新法第四百四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第四百四條第四項の規定により法定利率に初めて変動があるまでの各期における同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により法定利率に変動があつた期のうち直近のもの(以下この項において「直近変動期」という。)」とあるのは「民法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行後最初の期」と、「直近変動期における法定利率」とあるのは「年三パーセント」とする。

第十六條 施行日前に債権が生じた場合における選択債権の不能による特定については、新法第四百十條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(債務不履行の責任等に関する経過措置)

第十七條 施行日前に債務が生じた場合(施行日以後に債務が生じた場合であつて、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。附則第二十五條第一項において同じ。)におけるその債務不履行の責任等については、新法第四百十二條第二項、第四百十二條の二から第四百十三條の二まで、第四百十五條、第四百十六條第二項、第四百十八條及び第四百二十二條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第四百十七條の二(新法第七百二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に生じた将来において取得すべき利益又は負担すべき費用についての損害賠償請求権については、適用しない。

3 施行日前に債務者が遅滞の責任を負つた場合における遅延損害金を生ずべき債権に係る法定利率については、新法第四百十九條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前にされた旧法第四百二十條第一項に規定する損害賠償の額の予定に係る合意及び旧法第四百二十一條に規定する金銭でないものを

損害の賠償に充てるべき旨の予定に係る合意については、なお従前の例による。

(債権者代位権に関する経過措置)

第十八条 施行日前に旧法第四百二十三条第一項に規定する債務者に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る債権者代位権については、なお従前の例による。

2 新法第四百二十三条の七の規定は、施行日前に生じた同条に規定する譲渡人が第三者に対して有する権利については、適用しない。

(詐害行為取消権に関する経過措置)

第十九条 施行日前に旧法第四百二十四条第一項に規定する債務者が債権者を害することを知つてした法律行為がされた場合におけるその行為に係る詐害行為取消権については、なお従前の例による。

(不可分債権、不可分債務、連帯債権及び連帯債務に関する経過措置)

第二十条 施行日前に生じた旧法第四百二十八条に規定する不可分債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む)については、なお従前の例による。

2 施行日前に生じた旧法第四百三十条に規定する不可分債務及び旧法第四百三十二条に規定する連帯債務(これらの原因である法律行為が施行日前にされたものを含む)については、なお従前の例による。

3 新法第四百三十二条から第四百三十五条の二までの規定は、施行日前に生じた新法第四百三十二条に規定する債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む)については、適用しない。

(保証債務に関する経過措置)

第二十一条 施行日前に締結された保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。

2 保証人になろうとする者は、施行日前においても、新法第四百六十五条の六第一項(新法第四百六十五条の八第一項において準用する場合を含む)の公正証書の作成を嘱託することができ

る。

3 公証人は、前項の規定による公正証書の作成の嘱託があつた場合には、施行日前においても、新法第四百六十五条の六第二項及び第四百六十五条の七(これらの規定を新法第四百六十五条の八第一項において準用する場合を含む)の規定の例により、その作成をすることができ

(債権の譲渡に関する経過措置)

第二十二条 施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、新法第四百六十六条から第四百六十九条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(債務の引受けに関する経過措置)

第二十三条 新法第四百七十条から第四百七十二

条の四までの規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する契約については、適用しない。

(記名式所持人私債権に関する経過措置)

第二十四条 施行日前に生じた旧法第四百七十一条に規定する記名式所持人私債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む)については、なお従前の例による。

(弁済に関する経過措置)

第二十五条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、次項に規定するもののほか、なお従前の例による。

2 施行日前に弁済がされた場合におけるその弁済の充当については、新法第四百八十八条から第四百九十一条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(相殺に関する経過措置)

第二十六条 施行日前にされた旧法第五百五条第二項に規定する意思表示については、なお従前の例による。

2 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権を受働債権とする相殺については、新法第五百九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

る。

3 施行日前の原因に基づいて債権が生じた場合におけるその債権を自動債権とする相殺差押えを受けた債権を受働債権とするものに限る。

(更改に関する経過措置)

第二十七条 施行日前に旧法第五百十三條に規定する更改の契約が締結された更改については、なお従前の例による。

(有価証券に関する経過措置)

第二十八条 新法第五百二十条の二から第五百二十条の二十までの規定は、施行日前に発行された証券については、適用しない。

(契約の成立に関する経過措置)

第二十九条 施行日前に契約の申込みがされた場合におけるその申込み及びこれに対する承諾については、なお従前の例による。

(契約の効力に関する経過措置)

第三十条 施行日前に締結された契約に係る同時履行の抗弁及び危険負担については、なお従前の例による。

(新法第五百三十七條第二項及び第五百三十八條第二項の規定は、施行日前に締結された第三者のためにする契約については、適用しない。

(契約上の地位の移転に関する経過措置)

第三十一条 新法第五百三十九條の二の規定は、施行日前にされた契約上の地位を譲渡する旨の合意については、適用しない。

(契約の解除に関する経過措置)

第三十二条 施行日前に契約が締結された場合におけるその契約の解除については、新法第五百四十一条から第五百四十三条まで、第五百四十五条第三項及び第五百四十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(定型約款に関する経過措置)

第三十三条 新法第五百四十八条の二から第五百四十八条の四までの規定は、施行日前に締結された定型取引(新法第五百四十八条の二第一項に規定する定型取引をいう)に係る契約についても、適用する。ただし、旧法の規定によつて生じた効力を妨げない。

2 前項の規定は、同項に規定する契約の当事者の一方(契約又は法律の規定により解除権を現に行使することができ者を除く)により反対の意思表示が書面であつた場合(その内容を記録した電磁的記録によつてされた場合を含む)には、適用しない。

(贈与等に関する経過措置)

第三十四条 施行日前に贈与、売買、消費貸借(旧法第五百八十九条に規定する消費貸借の予約を含む)、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託又は組合の各契約が締結された場合におけるこれらの契約及びこれらの契約に付随する買戻しその他の特約については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、新法第六百四十四条第二項の規定は、施行日前に賃貸借契約が締結された場合において施行日以後にその契約の更新に係る合意がされるときにも適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、新法第六百五十五条の四の規定は、施行日前に不動産の賃貸借契約が締結された場合において施行日以後にその不動産の占有を第三者が妨害し、又はその不動産を第三者が占有しているときにも適用する。

(不法行為等に関する経過措置)

(不法行為等に関する経過措置)

(不法行為等に関する経過措置)

(不法行為等に関する経過措置)

(不法行為等に関する経過措置)

(不法行為等に関する経過措置)

第三十五条 旧法第七百二十四条後段(旧法第九百三十四條第三項(旧法第九百三十六條第三項、第九百四十七條第三項、第九百五十條第二項及び第九百五十七條第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 新法第七百二十四条の二の規定は、不法行為による損害賠償請求権の旧法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。
(遺言執行者の復任権及び報酬に関する経過措置)

第三十六条 施行日前に遺言執行者となった者の旧法第七百二十六条第二項において準用する旧法第一百五十五条に規定する責任については、なお従前の例による。

2 施行日前に遺言執行者となった者の報酬については、新法第七百二十八条第二項において準用する新法第六百四十八條第三項及び第六百四十八條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由
社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を變動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

係法律の整備等に関する法律

目次

第一章 法務省関係(第一条―第五十九条)

第二章 内閣官房関係(第六十条―第六十一条)

第三章 内閣府関係

第一節 本府関係(第六十二条―第六十五条)

第二節 国家公安委員会関係(第六十六条―第六十九条)

第三節 金融庁関係(第七十条―第九十三条)

第四節 消費者庁関係(第九十四条―第一百三条)

第四章 復興庁関係(第一百四条―第一百五条)

第五章 総務省関係(第一百六条―第一百八条)

第六章 財務省関係(第一百九条―第一百四十二条)

第七章 文部科学省関係(第一百四十三条―第一百五十九条)

第八章 厚生労働省関係(第一百六十条―第二百三十八条)

第九章 農林水産省関係(第二百三十九条―第二百六十七條)

第十章 経済産業省関係(第二百六十八條―第三百二条)

第十一章 国土交通省関係(第三百三条―第三百四十九條)

第十二章 環境省関係(第三百五十條―第三百五十八條)

第十三章 防衛省関係(第三百五十九條―第三百六十条)

第十四章 罰則に関する経過措置及び政令への委任(第三百六十一条―第三百六十二条)

附則

第一章 法務省関係

(民法施行法の一部改正)

第一条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五十七條を次のように改める。

第五十七條 削除

(民法施行法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に作成された前条の規定による改正前の民法施行法第四條に規定する証書の証拠力については、なお従前の例による。

2 施行日前に発行された指図証券、無記名証券及び民法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号。以下「民法改正法」という。)による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号。以下「旧民法」という。)第四百七十一条に規定する証券に係る権利の失権については、なお従前の例による。
(商法の一部改正)

第三条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五百九十二条」を「第五百九十二条ノ二」に改める。

第十八条の二第二項ただし書中「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第二項中「二十年」を「十年」に改める。

第五百七条を次のように改める。

第五百七条 削除

第五百八条第二項中「第五百二十三条」を「第五百二十四条」に改める。

第五百十三條第一項中「(次条の法定利率による利息をいう。以下同じ。)」を削る。

第五百十四條を次のように改める。

第五百十四條 削除

第五百十六條第二項を削る。

第五百十七條から第五百二十條までを次のように改める。

第五百十七條から第五百二十條までを次のように改める。

第五百十七條から第五百二十條までを次のように改める。

第五百十七條から第五百二十條までを次のように改める。

第五百十七條から第五百二十條までを次のように改める。

第五百十七條から第五百二十條までを次のように改める。

第五百十七條から第五百二十條までを次のように改める。

第五百十七條から第五百二十條までを次のように改める。

項の規定による検査により売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、直ちに売主に對してその旨の通知を發見しなければ、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。売買の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを直ちに發見することができない場合において、買主が六箇月以内にその不適合を發見したときも、同様とする。

第五百二十六條第三項中「売主がその瑕疵又は数量の不足につき」を「売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことにつき売主が」に改める。

第五百六十七條中「債権ハ」の下に「之ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加える。

第五百七十六條を次のように改める。

第五百七十六條 運送品ノ全部又ハ一部ガ其性質又ハ瑕疵ニ因リテ滅失シタルトキハ荷送人ハ運送賃ノ支払ヲ拒ムコトヲ得ズ
第二編第八章第三節中第五百九十二条の次の一条を加える。

第五百九十二条ノ二 第五百六十七條ノ規定ハ旅客ノ運送人ニ之ヲ準用ス

第六百十三條第二項中「手形法」の下に「(昭和七年法律第二十号)」を加える。

第七百六十五條中「債權ハ」の下に「之ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加える。

第七百九十八條第二項中「ヨリ」の下に「、船舶ノ衝突ニ付テハ損害及ビ加害者ヲ知りタル時ヨリ」を加える。

(商法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に商人の他の商人に対する営業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその営業譲渡については、前条の規定による改正後の商法(以下この条において「新商法」という。)第十八條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた前条の規定による改正前の商法(以下この条において「旧商法」という。)第五百七条に規定する契約の申込みについては、なお従前の例による。

3 施行日前に旧商法第五百十四条に規定する商事法定利率による利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権(商行為によつて生じたものに限る。)に係る法定利率については、なお従前の例による。施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における遅延損害金を生ずべき債権(商行為によつて生じたものに限る。)に係る法定利率についても、同様とする。

4 施行日前に生じた指図債権及び無記名債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)に係る弁済の場所及びその証券の提示については、なお従前の例による。

5 施行日前に発行された旧商法第五百十八条に規定する有価証券に係るその喪失の場合の権利行使方法並びにその譲渡方法及び善意取得については、なお従前の例による。

6 施行日前にされた商行為によつて生じた債務に係る取引時間については、なお従前の例による。

7 施行日前にされた商行為によつて生じた債権に係る消滅時効の期間については、なお従前の例による。

8 施行日前に締結された売買契約に係る買主による目的物の検査及び通知については、新商法第五百二十六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 施行日前に締結された運送契約に係る運送賃については、新商法第五百七十六條(新商法第七百六十六條(新商法第七百八十七條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 新商法第五百九十二條ノ二の規定は、施行日前に締結された運送契約に係る旅客の運送人の債権については、適用しない。

11 施行日前に船舶の衝突による債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、新商法第七百九十八條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(工場抵当法の一部改正)

第五條 工場抵当法明治三十八年法律第五十四号の一部を次のように改正する。

第二條第一項ただし書中「民法第四百二十四條ノ規定ニ依リ債権者ガ債務者ノ行為ヲ取消ス」を「債務者ノ行為ニ付キ民法明治二十九年法律第八十九号(第四百二十四條第三項ニ規定スル詐欺行為取消請求ヲスル)」に改める。

(漁業財団抵当法の一部改正)

第六條 漁業財団抵当法(大正十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「民法第四百二十四條ノ規定ニ依リ債権者ガ債務者ノ行為ヲ取消ス」を「債務者ノ行為ニ付キ民法明治二十九年法律第八十九号(第四百二十四條第三項ニ規定スル詐欺行為取消請求ヲスル)」に改める。

第三條ノ二第二項中「前條第四項」を「第二條第四項」に改める。

(抵当証券法の一部改正)

第七條 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第四号中「シテ其ノ弁済期ガ抵当権者ノ債権ノ弁済期以前ニ到来スルモノ」を削る。

第四十條中「民法第四百七十條、第四百七十二條、商法第五百十六條第二項、第五百十七條、第五百十八條」を削り、「第六十九條及民法施行法第五十七條」を「及第六十九條」に改める。

(抵当証券法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 施行日前の原因に基づいて債権が生じた場合におけるその債権を理由とする抵当証券の交付又は再交付に関する異議については、前条の規定による改正後の抵当証券法(以下この条において「新抵当証券法」という。)第七條第一項

第四号(新抵当証券法第二十二條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に発行された抵当証券については、新抵当証券法第四十條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(手形法の一部改正)

第九條 手形法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「指名債権」を「民法明治二十九年法律第八十九号第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権」に改める。

第二十條第一項ただし書中「指名債権」を「民法第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権」に改める。

第四十八條第一項第二号中「年六分ノ率」を「法定利率(国内ニ於テ振出し且支払フべき為替手形以外ノ為替手形ニ在リテハ年六分ノ率次条第二号ニ於テ同ジ)」に改める。

第四十九條第二号中「年六分ノ率」を「法定利率」に改める。

第七十一條一中「中断ハ」を「完成猶予又ハ更新ハ」に改め、「中断ノ」を削る。

第八十六條を次のように改める。

第八十六條 裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対スル為替手形上及約束手形上ノ請求權ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為シタルトキハ訴訟ガ終了スル(確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノ)ニ依リテ其ノ訴ニ係ル權利ガ確定セズシテ訴訟ガ終了シタル場合ニ在リテハ其ノ終了ノ時ヨリ六月ガ経過スル迄ノ間ハ完成セズ

前項ノ場合ニ於テ確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル權利ガ確定シタルトキハ時効ハ訴訟ノ終了ノ時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム

(手形法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 施行日前に満期が到来した為替手形又は

約束手形の所持人の請求権については、前条の規定による改正後の手形法(以下この条において「新手法」という。)第四十八條第一項(新手法第七十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に支払をした為替手形又は約束手形を受け戻した者のその前者に対する請求権については、新手法第四十九條(新手法第七十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に前条の規定による改正前の手形法(以下この項において「旧手法」という。)第七十一條(旧手法第七十七條第一項において準用する場合を含む。)又は第八十六條に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(小切手法の一部改正)

第十一條 小切手法(昭和八年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「指名債権」を「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権」に改める。

第二十四條第一項中「指名債権」を「民法第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権」に改める。

第三十三條中「又ハ行為能力ヲ失フモ」を「意思能力ヲ喪失シ又ハ行為能力ノ制限ヲ受クルモノ」に改める。

第四十四條第二号中「年六分ノ率」を「法定利率(国内ニ於テ振出し且支払フべき小切手以外ノ小切手ニ在リテハ年六分ノ率次条第二号ニ於テ同ジ)」に改める。

第四十五條第二号中「年六分ノ率」を「法定利率」に改める。

第五十二條中「中断ハ」を「完成猶予又ハ更新ハ」に改め、「中断ノ」を削る。

第七十三條を次のように改める。

第七十三條 裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対スル小切手ノ請求權ノ消滅時効ハ其ノ者ガ

ヲ爲シタルトキハ訴訟ガ終了スル（確定判決）又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル權利ガ確定セズシテ訴訟ガ終了シタル場合ニ在リテハ其ノ終了ノ時ヨリ六月ガ経過スル）迄ノ間ハ完成セズ

(小切手法の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日前に小切手を提示したその所持人の遡

3 施行日前に支払をした小切手を受け戻した者

4 施行日前に前条の規定による改正前の小切手

(刑事補償法の一部改正)

第四条第五項中「すでに」を「既に」に、「年五

(刑事補償法の一部改正に伴う経過措置)

(自動車抵当法の一部改正)

第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同

債務者の行為を取り消す」を「債務者の行為につ

(航空機抵当法の一部改正)

第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同条中「但し」を「ただし」と、「定款」を「定款」と改め、

二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求を

九十七号)の一部を次のように改正する。

「定めが」に、「民法（明治二十九年法律第八十九

(企業担保法の一部改正)

第一類第三号
法務委員會會議錄第八号
平成二十九年四月五日

第四十九条の見出しを「債権の譲渡の通知」に改め、同条第一項中「指名債権」を「債権（民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る。）」に改め、同条第二項中「指名債権」を「その債権」に改める。

第十九条 施行日前に売却された指名債権の譲渡

(執行官法の一部改正)

行使することができる時から五年間行使しな

第二十一条

第十九条第一項中「年六パーセントの割合」を

第三十条第一項中「まで年六パーセントの割

第五十四条を次のように改める。

には、責任制限手

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の)

第二十条 施行日前に發生した事故に係る責任制限事件における供託命令及び受託者が供託しなかつた場合の義務については、前条の規定による改正後の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(以下この項において「新責任制限法」

七条第二項において準用する場合を含む。） 第二十二條第一項（下質三則限去第三一第二項

十八條第二項において準用する場合を含む。

に規定する時効の中断の事由が生じた場合にお

第二十三条 民事執行法（

を、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民

第八十八条第二項中「までの」の下に「配当等

がそれぞれ当該各号に定める旨を命ずる方法

行 債務者の費用で第三者に当該作為をさ

分をすべきこと。

第七十一條第三項、第四項及び第六項中「第一項の」の下に「規定による」を加える。
(民事執行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 施行日前に配当等(前条の規定による改正前の民事執行法第八十四條第三項に規定する配当等をいう。以下この条において同じ。)の日がある場合におけるその配当等の額については、前条の規定による改正後の民事執行法(以下この条において「新民事執行法」という。)第八十八條第二項(新民事執行法第一百一十條(新民事執行法第八十八條において準用する場合を含む。)、第三百三十九條第四項及び第四百二十二條第二項(これらの規定を新民事執行法第九十二條において準用する場合を含む。)、第六百六十一條第六項及び第六百六十六條第二項(これらの規定を新民事執行法第九十三條第二項において準用する場合を含む。)、第六百六十七條の十一第七項並びに第八十八條において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(借地借家法の一部改正)

第二十五條 借地借家法(平成三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。
第十條の見出しを「(借地権の対抗力)」に改め、同条第三項及び第四項を削る。
第二十九條第二項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。
第三十一條の見出しを「(建物賃貸借の対抗力)」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十一條の見出しを「(建物賃貸借の対抗力)」に改め、同条第二項及び第三項を削る。
(借地借家法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 施行日前に前条の規定による改正前の借地借家法(次項において「旧借地借家法」という。)第十條第一項又は第二項の規定により第三者に対抗することができ、借地権の目的である土地の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る契約の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧借地借家法第三十一條第一項の規定により効力を有する賃貸借の目的である建

物の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る契約の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。

(民事訴訟法の一部改正)
第二十七條 民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四十九條の見出し中「中断等」を「完成猶予等」に改め、同条中「主張して、」を「主張する者が」に、「その参加は、」を「時効の完成猶予に關しては、当該に、」さかのぼって時効の中断又は法律上の期間の遵守の効力を生ずる」を、「裁判上の請求があつたものとみなす」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項に規定する場合には、その参加は、訴訟の係属の初めに遡って法律上の期間の遵守の効力を生ずる。

第四百七十七條を次のように改める。
(裁判上の請求による時効の完成猶予等)
第四百四十七條 訴えが提起されたとき、又は第四百四十三條第二項(第四百四十四條第三項及び第四百四十五條第四項において準用する場合を含む。))の書面が裁判所に提出されたときは、その時に時効の完成猶予又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求があつたものとする。

(民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)
第二十八條 施行日前に前条の規定による改正前の民事訴訟法以下この条において「旧民事訴訟法」という。)第四十九條(旧民事訴訟法第五十條第三項(旧民事訴訟法第五十一條において準用する場合を含む。))及び第五十一條において準用する場合を含む。又は第四百七十七條(旧民事訴訟法第二百九十七條(旧民事訴訟法第三百十三條(旧民事訴訟法第三百二十七條第二項(旧民事訴訟法第三百四十一條及び第三百八十條第二項において準用する場合を含む。))及び第三百四十一條において準用する場合を含む。))及び第三百四十一條及び第三百八十四條において準用す

る場合を含む。))に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)
第二十九條 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「指名債権であつて」を削り、「とするもの」の下に「であつて、民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるもの」を加え、「民法」を「同法」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。
3 債権譲渡登記がされた場合においては、民法第四百六十六條の六第三項、第四百六十八條第一項並びに第四百六十九條第一項及び第二項の規定は、前項に規定する場合に限り適用する。この場合において、同法第四百六十六條の六第三項中「譲渡人が次条」とあるのは「譲渡人若しくは譲受人が動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百四号)第四條第二項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

4 第一項及び第二項の規定は当該債権の譲渡に係る第十條第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消登記について、民法第四百六十八條第一項並びに第四百六十九條第一項及び第二項の規定はこの項において準用する第二項に規定する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百六十八條第一項中「対抗要件具備時」とあるのは「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四條第四項において準用する同条第二項に規定する通知又は承諾がされた時(以下「対抗要件具備時」という。))と、同項並びに同法第四百六十九條第一項及び第二項中「譲渡人」とあるのは「譲受人」と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と読み替えるものとする。

第十四條第一項中「第四條及び」を「第四條(第三項を除く。))及び」に、「法人」を「法人」に、「当該質権」を「当該質権」に改め、「について」の下に「民法第四百六十八條第一項の規定はこの項において準用する第四條第二項に規定する場合について、それぞれを加え、」から同条第三項までを「及び同条第二項に、「民法第四百六十七條を同法第四百六十七條に、「民法第三百六十四條を同法第三百六十四條に、「から同条第四項までを」及び同条第四項に改め、「第十二條第三項の下に」並びに民法第四百六十八條第一項を加え、「第四條第二項から第四項までを」を「第四條第二項及び第四項」に改め、「第十條第一項並びに第十一條第二項第一号」の下に「並びに民法第四百六十八條第一項」を、「質権者」との下に、「第四條第四項中「民法第四百六十八條第一項並びに第四百六十九條第一項及び第二項」とあるのは「民法第四百六十八條第一項」とを加え、「同法第四百六十七條を「民法第四百六十七條」に、「同法第三百六十四條を「民法第三百六十四條」に改め、「設定し、」を「設定し、」に、「について準用する」を「について、それぞれ準用する」に改める。

(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十條 施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、前条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四條第一項、第三項及び第四項並びに第十四條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十條 施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、前条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四條第一項、第三項及び第四項並びに第十四條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十條 施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、前条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四條第一項、第三項及び第四項並びに第十四條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十條 施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、前条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四條第一項、第三項及び第四項並びに第十四條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十條 施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、前条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四條第一項、第三項及び第四項並びに第十四條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法の一部改正)

第三十一条 特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法(平成十一年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「それぞれその前者に対する否認の原因のある」を「特定破産法人がした行為が破産債権者を害する」に改める。

第五条の見出しを「(否認権行使の期間の特例)」に改める。

(特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 施行日前にされた破産手続開始の申立て又は施行日前に職権でされた破産手続開始の決定に係る破産事件における否認及び施行日前に特定破産法人(前条の規定による改正前の特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法第二条第二項に規定する特定破産法人をいう。)によりされた行為の破産事件における否認については、なお従前の例による。

(民事再生法の一部改正)

第三十三条 民事再生法(平成十一年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号、第十六条第四項第一号及び第三十二条中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十四条の四第一項」に改める。

第四十条の二第一項中「第四百二十三条若しくは第四百二十四条」を「第四百二十三条第一項、第四百二十三条の七若しくは第四百二十四条第一項」に改め、同条第二項中「第四百二十三条」を「第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七」に改める。

第八十七条第一項第一号中「法定利息を」再生手続開始の時ににおける法定利率による利息に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時ににおける」を加える。

第二百二十七条第一項ただし書及び第二百

号ただし書中「害する事実を」害すること」に改める。

第二百二十七条の二第一項第一号中「害する」の下に「こととなる」を加え、「この条並びに第三百三十二条の二第二項及び第三項において」を削る。

第二百二十七条の三第一項第二号ただし書及び第三百三十二条第二項中「害する事実を」害すること」に改める。

第三百三十四条第一項中「次に掲げる場合には」を「次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは」に改め、「否認権は、」の下に「当該各号に規定する」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該転得者が他の転得者から転得した者である場合においては、当該転得者の前に転得した全ての転得者に対しても否認の原因があるときに限る。

第三百三十四条第一項第一号及び第二号ただし書中「それぞれその前者に対する否認の原因のある」を「再生債務者がした行為が再生債権者を害する」に改め、同項第三号中「場合において、それぞれその前者に対して否認の原因が」を「者で」に改める。

第三百三十四条の三を第百三十四条の五とし、第百三十四条の二を第百三十四条の四とし、第百三十四条の次に次の二条を加える。

(再生債務者の受けた反対給付に関する転得者の権利等)

第百三十四条の二 再生債務者がした第百二十七条第一項若しくは第三項又は第百二十七条の二第二項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第百三十二条の二第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、同項第一号に掲げる場合において、再生債務者の受けた反対給付の価額が、第四項に規定する転

得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は、共益債権者として再生債務者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第百三十二条の二第二項第二号に掲げる場合において、当該行為の当時、再生債務者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が再生債務者がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

3 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

5 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によって否認しようとするときは、第百三十二条第一項の規定により再生債務者財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により共益債権となる額(第百三十二条の二第一項第一号に掲げる場合(第一項ただし書に該当するときを除く。))にあつては、再生債務者の受けた反対給付の価額を控除した額の償還を請求することができる。

(相手方の債権に関する転得者の権利)
第百三十四条の三 再生債務者がした第百二十七条の三第一項に規定する行為が転得者に対

する否認権の行使によって否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によって否認されたとすれば第百三十三条の規定により原状に復すべき当該行為の相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

第百三十九条中「二十年」を「十年」に改める。
第百四十条第一項中「第四百二十四条」を「第四百二十四条第一項」に改める。
第百四十三条第五項中「完成猶予及び更新」に改める。
第百三十八条中「第四百二十三条」を「第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七」に改める。

(民事再生法の一部改正に伴う経過措置)
第三十四条 施行日前に再生手続開始の決定があつた再生事件における再生債権者の議決権については、前条の規定による改正後の民事再生法(第三項において「新民事再生法」という。)第八十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における否認及び施行日前にされた行為の再生事件における否認については、なお従前の例による。

3 施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者(前条の規定による改正前の民事再生法(次項において「旧民事再生法」という。))第二十一条第一号に規定する再生債務者をいう。)について施行日以後に新民事再生法第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件における否認については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧民事再生法第百四十三条第五項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例

第二十九条の見出しを「仲裁手続の開始並びに時効の完成猶予及び更新」に改め、同条第二項中「時効中断」を「時効の完成猶予及び更新」に

改める。

(仲裁法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 施行日前に前条の規定による改正前の仲裁法第二十九条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(破産法の一部改正)

第四十一条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第四百二十三条又は第四百二十四条を」第四百二十三条第一項、第四百二十三條の七又は第四百二十四条第一項に改める。

第九十九条第一項第二号中「法定利息」を「破産手続開始の時間における法定利率による利息」に改め、同項第四号中「額が」の下に「破産手続開始の時間における」を加える。

第六十条第一項第一号ただし書及び第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第六十一条第一項第一号中「害する」の下に「こととなる」を加え、「この条並びに第六十八條第二項及び第三項において」を削る。

第六十二条第一項第二号ただし書及び第六百六十七條第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第七十条第一項中「次に掲げる場合には」を「次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは」に改め、「否認権は、」の下に「当該各号に規定する」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該転得者が他の転得者から転得した者である場合においては、当該転得者の前に転得した全ての転得者に対しても否認の原因があるときに限る。

第七十条第一項第一号及び第二号ただし書中「それぞれその前者に対する否認の原因のある」を「破産者がした行為が破産債権者を害す

る」に改め、同項第三号中「場合において、それぞれその前者に対して否認の原因が」を「者で」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(破産者の受けた反対給付に関する転得者の権利等)

第七十条の二 破産者がした第六十条第一項若しくは第三項又は第六十一条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によつて否認されたときは、転得者は、第六十八條第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、同項第一号に掲げる場合において、破産者の受けた反対給付の価額が、第四項に規定する転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は、財団債権者として破産者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第六十八條第一項第二号に掲げる場合において、当該行為の当時、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が破産者がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

3 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第六十一条第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによつて消滅した債権の価額を限度とする。

5 破産管財人は、第一項に規定する行為を転

得者に対する否認権の行使によつて否認しようとするときは、第六十七條第一項の規定により破産財団に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により財団債権となる額(第六十八條第一項第一号に掲げる場合(第一項ただし書に該当するときを除く。))にあつては、破産者の受けた反対給付の価額を控除した額の償還を請求することができる。

(相手方の債権に関する転得者の権利)

第七十条の三 破産者がした第六十二条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によつて否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によつて否認されたときは、第六十九條の規定により原状に復すべき相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

第七十六條中「二十年」を「十年」に改める。

第七十八條第四項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十五條第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第二百四十四條の十第四項中「第六十八條第二項」の下に「及び第七十条の二第二項」を加え、「同項の」をこれらの規定に規定する」に改める。

(破産法の一部改正に伴う経過措置)
第四十二条 施行日前に破産手続開始の決定があつた破産事件における劣後的破産債権(前条の規定による改正前の破産法(第三項において「旧破産法」という。))第九十九條第一項に規定する劣後的破産債権をいう。については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた破産手続開始の申立て又は施行日前に職権でされた破産手続開始の決定に係る破産事件における否認及び施行日前にされ

た行為の破産事件における否認については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧破産法第七十八條第四項(旧破産法第二百四十四條の十一第三項において準用する場合を含む。)に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(不動産登記法の一部改正)

第四十三条 不動産登記法(平成十六年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第九十六条中「代金」の下に「民法第五百七十九條の別段の合意をした場合にあつては、その合意により定めた金額」を加える。

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正)

第四十四条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「中断等」を「完成猶予等」に改める。

第二十五条の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十五条 施行日前に認証紛争解決手続(前条の規定による改正前の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(会社法の一部改正)
第四十六条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項ただし書中「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第二項中「二十年」を「十年」に改める。

第五十一条第一項中「第九十三条ただし書を」
「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を、「詐欺又は」に改める。

第二百二条第五項中「第九十三条ただし書を」
「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第六項中「を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を、「詐欺又は」に改める。

第二百七条第四項、第二百九条第四項、第二百七十二条第四項、第二百七十九条の八第二項及び第二百八十二条の五第四項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

第二百一十一条第一項中「第九十三条ただし書を」
「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として募集株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を、「詐欺又は」に改める。

第三百五十六条第二項中「同項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第四百七十条第四項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

第五百四十五条第三項中「中断を」完成猶予及び更新」に改める。

第五百八十一条第二項中「ときは」の下に「これらの権利の行使によって持分会社がその債務を免れるべき限度において」を加える。

第五百九十三条第四項中「第六百四十八条第二項の下に」、第六百四十八条の二を加え、
「第六百四十八条第三項」を「第六百四十八条第三項第一号中委任事務」とあり、及び同項第二号」に改める。

第五百九十五条第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第六百一十一条第六項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

第七百一十一条第一項中「償還請求権は、」の下に「これを行行使することができる時から」を加え、

同条第二項中「請求権は、」の下に「これを行行使することができる時から」を加える。

第七百五十五条第三項中「請求権は、」の下に「これを行行使することができる時から」を加える。

第七百五十九条第四項ただし書中「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第六項中「二十年」を「十年」に改める。

第七百六十一条第四項ただし書中「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第六項中「二十年」を「十年」に改める。

第七百六十四条第六項及び第七百六十六条第六項中「二十年」を「十年」に改める。

第七百七十八条第四項、第七百八十六条第四項、第七百八十八条第四項、第七百九十一条第四項、第八百七条第四項及び第八百九条第四項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

第八百六十三条第二項中「第四百二十五条及び第四百二十六条」を「第四百二十四条の五、第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十六条まで」に、「会社法を」を「会社法」に改め、「掲げる行為によつて」との下に「同法第四百二十四条の五第一号中「債務者」とあるのは「清算持分会社（会社法第六百四十五条に規定する清算持分会社をいい、合名会社及び合資会社に限る。以下同じ。）」と、同条第二号並びに同法第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十六条までの規定中「債務者」とあるのは「清算持分会社」とを加える。

第八百六十五条第四項中「及び第四百二十五条」を「第四百二十四条の五、第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十五条の四まで」に、「害すべき事実」を「害すること」に改め、「であること」との下に「同法第四百二十四条の五各号中「債権者を害すること」とあるのは「著しく不公正であること」とを加える。
(会社法の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 施行日前に会社の他の会社に対する事業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその事業の譲渡については、前条の規定による改正後の会社法（以下この条において「新会社法」という。）第二十三条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた意思表示に係る設立時発行株式（前条の規定による改正前の会社法（以下この条において「旧会社法」という。）第二十五条第一項第一号に規定する設立時発行株式をいう。）の引受けについては、新会社法第五十一条並びに第二百二条第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 次の各号に掲げる裁判所が決定した価格に対する利息については、当該各号に定める規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 施行日前に旧会社法第六十六条第一項各号の行為に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合（同項各号の行為をするために株主総会の決議を要しない場合にあっては、当該行為に係る取締役会の決議又は取締役若しくは執行役の決定が行われたとき）におけるその行為に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第六百七十七条第四項

二 施行日前に旧会社法第六十八条第一項各号に掲げる定款の変更に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその定款の変更に係る新株予約権買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第六百九条第四項

三 施行日前に旧会社法第七十一条第一項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその全部取得条項付種類株式の取得について裁判所が決定した価格 新会社法第七十二条第四項

四 施行日前に旧会社法第七十九条の三第一項の規定による通知がされた場合におけるその株式等売渡請求について裁判所が決定した

価格 新会社法第七十九条の八第二項

五 施行日前に旧会社法第八十条第二項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその株式の併合に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第八十二条の五第四項

六 施行日前に事業譲渡等（旧会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。以下この号において同じ。）に係る契約が締結された場合におけるその事業譲渡等に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第四百七十条第四項

4 施行日前にされた意思表示に係る募集株式（旧会社法第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。）の引受けについては、新会社法第二百一十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日前に取締役、執行役又は清算株式会社（旧会社法第四百七十六条に規定する清算株式会社をいう。）の清算人となった者の利益相反取引については、新会社法第三百五十六条第二項（新会社法第四百九条第二項及び第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日前に旧会社法第五百四十五条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

7 施行日前に持分会社（旧会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）の社員となった者の当該持分会社の債務を弁済する責任については、新会社法第五百八十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 施行日前に持分会社の業務を執行する社員又は旧会社法第五百九十八条第一項の規定により選任された社員の職務を行うべき者（次項において単に「社員の職務を行うべき者」という。）となった者の報酬については、新会社法第五百九

十三条第四項(新会社法第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する民法改正法による改正後の民法(以下「新民法」という。)第六百四十八条第三項及び第六百四十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 施行日前に持分会社の業務を執行する社員、社員の職務を行うべき者又は清算持分会社(旧会社法第六百四十五条に規定する清算持分会社をいう。)の清算人となった者の利益相反取引については、新会社法第五百九十五条第二項(新会社法第五百九十八条第二項及び第六百五十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 施行日前に提起された除名の訴えに係る退社に伴う持分の払戻しについては、新会社法第六百五十一条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 施行日前に合併契約、吸収分割契約若しくは株式交換契約が締結され、又は組織変更計画、新設分割計画若しくは株式移転計画が作成された組織変更、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。

12 施行日前に旧会社法第八百六十三条第一項各号に掲げる行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四十八条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十条第三項第二号を次のように改める。

二 金銭債権(民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。)(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正)

第四十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項中「同項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第四百四十条第一項中「第九十三条ただし書を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中」を理由として基金の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第六百六十五条の見出し中「無効又はを削り、同条中」を理由として財産の提出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十条 施行日前に理事又は清算人となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下この条において「新一般社団・財団法人法」という。)(第八十四条第二項(新一般社団・財団法人法第九十七条及び第二百三十三条第四項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた意思表示に係る基金(前条の規定による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十一条に規定する基金をいう。)の引受けについては、新一般社団・

財団法人法第四十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前にされた意思表示に係る財産の提出については、新一般社団・財団法人法第六百六十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(信託法の一部改正)

第五十一条 信託法(平成十八年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「害すべき事実を知って」を「害することを知って」に、「第四百二十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求する」を「第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、受益者が現に存する場合においては、当該受益者(当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者の全部が、受益者としての指定(信託行為の定めにより又は第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定されることをいう。以下同じ。))を受けたことを知った時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時)において債権者を害することを知っていたときに限る。

第十一条第二項中「請求」を「詐害行為取消請求」に、「害すべき事実」を「害すること」に改め、同項ただし書中「取消し」を「詐害行為取消請求」に改め、同条第四項中「第四百二十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求する」を「第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、当該受益者(当該受益者が受益権を譲り受けた者である場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)が、受益者としての指定を受けたこと

を知った時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時)において債権者を害することを知っていたときに限る。

第十一条第七項中「害すべき事実」を「害すること」に改める。

第十二条第一項中「受けた者」の下に「が、その行為の当時」を加え、「これによって利益を受けた受益者の全部又は一部」を「受益者が現に存する場合においては、当該受益者(当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)の全部が信託法第十一条第一項に規定する受益者としての指定を受けたことを知った時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時)において」と、「知らなかったときは、この限りでない」とあるのは「知っていたときに限る」に改め、同条第三項中「受けた者」の下に「が、その行為の当時」を加え、「これによって利益を受けた受益者の全部又は一部」を「受益者が現に存する場合においては、当該受益者(当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)の全部が信託法(平成十八年法律第八号)第十一条第一項に規定する受益者としての指定を受けたことを知った時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時)において」と、「知らなかったときは、この限りでない」とあるのは「知っていたときに限る」に改める。

第二十三条第二項ただし書を削り、同条第三項中「第十一条第七項」を「第十一条第一項ただし書、第七項」に改める。

第四十三条の見出し中「損失てん補責任等」を「損失填補責任等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四十一条の規定による責任に係る債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 受益者が当該債権を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二 当該債権を行使することができる時から十年間行使しないとき。

第五十四条第四項中「第三項」の下に「並びに第六百四十八条の二を加える。」

第九十三条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、受益権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の信託行為の定め（以下この項において「譲渡制限の定め」という。）は、その譲渡制限の定めがされたことを知り、又は重大な過失によつて知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。

第九十六条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、受益権の質入を禁止し、又は制限する旨の信託行為の定め（以下この項において「質入制限の定め」という。）は、その質入制限の定めがされたことを知り、又は重大な過失によつて知らなかった質権者その他の第三者に対抗することができる。

（信託法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 施行日前にされた信託の詐害行為取消請求、否認並びに受益権の譲渡し及び返還の請求については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた信託に係る信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限等については、前条の規定による改正後の信託法（第四項において「新信託法」という。）第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に前条の規定による改正前の信託法（以下この条において「旧信託法」という。）第四十一条又は第二百五十四条第一項の規定による責任に係る債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

4 施行日前にされた信託に係る受託者の信託報酬については、新信託法第五十四条第四項において準用する新民法第六百四十八条第三項及び第六百四十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日前に旧信託法第九十三条第二項に規定する別段の定めがされた場合における受益権の譲渡については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧信託法第九十六条第二項に規定する別段の定めがされた場合における受益権の質入については、なお従前の例による。

（電子記録債権法の一部改正）

第五十三条 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「無効又は」を削り、同条第一項中「第九十三条ただし書若しくは第九十五条の規定による無効又は同法を」第九十五条第一項又は「に改め、」及び第二項を削り、「取消しに」を強迫による意思表示の取消しに」に改め、同条第二項第二号中「無効又は」を削る。

第十三条中「第百七十七条第二項」を「第百七十七条第二項第二号」に、「同項を」同号に改める。

第十六条第一項第四号中「不可分債権」の下に「又は連帯債権」を加える。

第二十三条中「電子記録債権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

第三十四条第二項中「の債権による相殺」を「が主張することができる抗弁」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するとき、これらの権利の行使によつて主たる債務者がその債務を免れるべき限度において、当該電子記録保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

第三十五条第一項中「第四百五十九条の下に「第四百五十九条の二」を加える。」

第七十七条第二項及び第三項中「指名債権」を「債権」に改める。

（電子記録債権法の一部改正に伴う経過措置）

第五十四条 施行日前に電子記録（前条の規定による改正前の電子記録債権法第三項において「旧電子記録債権法」という。）第二條第一項に規定する電子記録をいう。）の請求における相手方にされた意思表示については、前条の規定による改正後の電子記録債権法（以下この条において「新電子記録債権法」という。）第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に無権代理人が代理人として行為をした場合におけるその無権代理人の責任については、新電子記録債権法第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前にされた電子記録保証（旧電子記録債権法第二条第九項に規定する電子記録保証をいう。）については、新電子記録債権法第三十四条第二項及び第三項並びに第三十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（保険法の一部改正）

第五十五条 保険法（平成二十年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項中「三年間行わない」を「これらを行行使することができる時から三年間行わない」に改め、同条第二項中「一年間行わない」を「これを行行使することができる時から一年間行行使しない」に改める。

（非訟事件手続法の一部改正）

第五十六条 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「裁判上の地位に関する事件（第八十五条第九十一条）」を「削除」に改める。

第三編第一章を次のように改める。

第一章 削除

第八十五条から第九十一条まで 削除

第九十二条第一項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）を加える。」

第九十四条第五項中「第六百五十八條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条 民法改正法附則第十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる債権者代位権に関する非訟事件の手続については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の非訟事件手続法第九十四条第二項の規定により選任し、又は同条第三項の規定により改任された保管者の寄託物の保管については、なお従前の例による。

（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の一部改正）

第五十八条 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項及び第四項を削る。

（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条 施行日前に前条の規定による改正前の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第四條第一項又は第二項の規定により第三者に対抗することができる借地権の目的である土地の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る契約の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。

第二章 内閣官房関係

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第六十条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二十八条中「権利は、」の下に「これを行行使することができる時から」を加え、「行わない」を「行行使しない」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条 施行日前に前条の規定による改正前

の国家公務員災害補償法第二十四条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第三章 内閣府関係

第一節 本府関係

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第六十二条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「権利は、」の下に「これらを行行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第三項中「民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。
(子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 施行日前に前条の規定による改正前の子ども・子育て支援法第七十八条第二項又は第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第六十四条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の五中「第四百九十四条後段」を「第四百九十四条第二項ただし書」に、「同条後段中「過失なく」を「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。
(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 施行日前に前条の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律第三十六条の五に規定する損失補償額の払渡しの義務が生じた場合におけるその損失補償額の供託については、なお従前の例による。

第二節 国家公安委員会関係

(古物営業法の一部改正)

第六十六条 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百九十九条に規定する有価証券」を「指図証券、記名式所持人証証券(民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百二十条の十三に規定する記名式所持人証証券をいう。及び無記名証券)」に改める。
(古物営業法の一部改正に伴う経過措置)

第六十七条 施行日前に発行された有価証券に係る回復の求めについては、前条の規定による改正後の古物営業法第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律等の一部改正)

第六十八条 次に掲げる法律の規定中「二年間行わない」を「これを行行使することができる時から二年間行行使しない」に改める。

一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)第九條

二 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第十六條

三 オウム真理教犯罪被害者等を救済するため
の給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)第十三條

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第六十九条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九條第二十号中「瑕疵がない」を「が契約の内容に適合している」に、「瑕疵」を「不適合」に改める。

第三節 金融庁関係

(金融商品取引法の一部改正)

第七十条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第

二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

(虚偽記載のある届出書の届出者等に対する賠償請求権の時効)

第二十条 第十八条の規定による賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 請求権者が有価証券届出書又は目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知つた時又はは相当な注意をもつて知ることができる時から三年間行行使しないとき。

二 当該有価証券の募集又は売出しに係る第四條第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間(第十條第一項又は第十一條第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。)行行使しないとき。

第二十一条の三中「有価証券届出書若しくは」を「同条第一号中「有価証券届出書又は」に、「当該有価証券の募集若しくは」を「同条第二号中「当該有価証券の募集又は」に改める。
第二十三条の二中「第二十條前段」を「第二十条第一号」に改める。

第二十三条の十二第五項中「第二十条」を「第二十条第一号」に、「第四條第一項」を「同条第二号中「第四條第一項」に改める。

第二十七条の十二第一項中「第二十七條の二十一第一項及び第二項」を「第二十七條の二十一第一項第二号及び第二項第二号」に改める。

第二十七條の二十一を次のように改める。

(公開買付けに係る違反行為による賠償請求権の時効)

第二十七條の二十一 第二十七條の十七第一項の規定による請求権及び第二十七條の十八第

二項の規定の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 請求権者が当該違反を知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間行行使しないとき。

二 当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間行行使しないとき。

2 前条第二項の規定の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 請求権者が公開買付開始公告等、公開買付届出書、公開買付説明書又は対質問回答報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載若しくは表示があり、又は記載若しくは表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを知つた時又はは相当な注意をもつて知ることができる時から一年間行行使しないとき。

二 当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間行行使しないとき。

第二十七條の三十三中「第十八條」と、「有価証券届出書若しくは」を「第十八條第一項」と、同条第一号中「有価証券届出書又は」に、「有価証券の募集若しくは」を「同条第二号中「有価証券の募集又は」に改める。

第一百一条の十五第一項中「第九十三條ただし書」を「第九十三條第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第百五十六條の五十一の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)

第七十一条 前条の規定による改正前の金融商品取引法(以下この条において「旧金融商品取引

法」という。第二十條後段(旧金融商品取引法第二十一條の三(旧金融商品取引法第二十七條及び第二十七條の三十四において準用する場合を含む。)、第二十三條の十二第五項(旧金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條及び第二十七條の三十三において準用する場合を含む。)、第二十七條の二十一第一項後段(旧金融商品取引法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))又は第二十七條の二十一第二項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

に「これを行つてすることができる時から」を加える。

百二十七條の一部を次のように改正する。

より救済金融機関又は特定救済金融機関等が引き受ける債務に係る債権者、救済金融機関又は特定救済金融機関等が譲り受ける譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者及び救済金融機関又は特定救済金融機関等が譲り受ける契約上の地位に係る契約の相手方(以下この項において「移転債権者等」という。))が第四項に、「債務の引受け等は」を「当該特定事業譲渡等に係る債務の引受け、譲渡制限の意思表示がされた債権の譲渡及び契約上の地位の移転(以下この項において「債務の引受け等」という。))は、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「及び譲渡禁止の特約のある」を「譲渡制限の意思表示がされた」に改め、「債務者」の下に「及び契約上の地位に係る契約の相手方」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 施行日前にされた意思表示に係る組織変更時発行株式(旧金融商品取引法第百一条の九第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。))の引受けについては、前条の規定による改正後の金融商品取引法(次項において「新金融商品取引法」という。))第百一条の十五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五十三條第三項第五号の二中「指名金銭債権又は指名金銭債権を」を「金銭債権(民法第三編第一章第七節第一款(指図証券)に規定する指図証券、同節第二款(記名式所持人払証券)に規定する記名式所持人払証券、同節第三款(その他の記名証券)に規定するその他の記名証券及び同節第四款(無記名証券)に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第百二二號)第二条第一項(定義)に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。))又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第五十八條第二項第十一号の二中「指名金銭債権又は指名金銭債権を」を「金銭債権(民法第三編第一章第七節第一款(指図証券)に規定する指図証券、同節第二款(記名式所持人払証券)に規定する記名式所持人払証券、同節第三款(その他の記名証券)に規定するその他の記名証券及び同節第四款(無記名証券)に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第百二二號)第二条第一項(定義)に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。))又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

2 民法第四百六十六條第三項及び第四百六十六條の五第一項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る特定事業譲渡等に係る譲渡制限の意思表示(同法第四百六十六條第二項に規定する譲渡制限の意思表示をいう。第四項及び第七項において同じ。))がされた債権の譲渡については、適用しない。

3 施行日前に紛争解決手続(旧金融商品取引法第百五十六條の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう。))においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第百五十六條の五十一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七十五條 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の信用金庫法(以下この条において「新信用金庫法」という。))第三十五條の五第二項(新信用金庫法第六十四條において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七十八條 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の労働金庫法(以下この条において「新労働金庫法」という。))第三十七條の三第二項(新労働金庫法第六十八條において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 民法第四百六十六條第三項及び第四百六十六條の五第一項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る特定事業譲渡等に係る譲渡制限の意思表示(同法第四百六十六條第二項に規定する譲渡制限の意思表示をいう。第四項及び第七項において同じ。))がされた債権の譲渡については、適用しない。

(船主相互保険組合法の一部改正)
第七十二條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七號)の一部を次のように改正する。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第七十五條 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の信用金庫法(以下この条において「新信用金庫法」という。))第三十五條の五第二項(新信用金庫法第六十四條において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(預金保険法の一部改正)
第七十九條 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四號)の一部を次のように改正する。

第八十條 施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、前条の規定による改正後の預金保険法第百三十一條第二項、第四項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十七條第一項中「双方代理」を「双方代理等」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)
第七十六條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七號)の一部を次のように改正する。

第八十一條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九號)の一部を次のように改正する。

第七十三條 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八號)の一部を次のように改正する。

第七十七條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二

百二十七號)の一部を次のように改正する。

第十條第二項第五号の二中「指名金銭債権又

第七十三條 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八號)の一部を次のように改正する。

第七十七條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二

百二十七號)の一部を次のように改正する。

第十條第二項第五号の二中「指名金銭債権又

は指名金銭債権を「金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人私証券）に規定する記名式所持人私証券、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権に改め、「限る」の下に。以下この号において同じ）を加え、「これを」特定社債に改める。

第三十六條第二項中「（明治二十九年法律第八十九号）を削り、「指名債権」を「債権」に改める。

第五十二條の五十九第五項中「期間の制限」を「消滅時効」及び第七百二十四條の二（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）に改める。

第五十二條の七十四の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第八十二條 前条の規定による改正前の銀行法（以下この条において「旧銀行法」という。）第五十二條の五十九第五項において準用する旧民法第七百二十四條後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の銀行法次項において「新銀行法」という。）第五十二條の五十九第五項において準用する新民法第七百二十四條の二の規定は、旧銀行法第五十二條の五十九第一項及び第三項の請求権の同条第五項において準用する旧民法第七百二十四條前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

3 施行日前に紛争解決手続（旧銀行法第二条第二十項に規定する紛争解決手続をいう。）においてその目的となった請求がされた場合における

その請求に係る時効の特例については、新銀行法第五十二條の七十四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（貸金業法の一部改正）

第八十三條 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一條の五十一の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（貸金業法の一部改正に伴う経過措置）

第八十四條 施行日前に紛争解決手続（前条の規定による改正前の貸金業法第二条第二十一項に規定する紛争解決手続をいう。）においてその目的となった請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の貸金業法第四十一條の五十一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（保険業法の一部改正）

第八十五條 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二十一條の見出しを「（会社法等の準用）」に改め、同条第二項中「及び第五百二十三條」を削る。

第三十條の五第二項中「第九十三條ただし書」を「第九十三條第一項ただし書」に改め、同条第三項中「を理由として設立時に募集をする基金の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第三十六條中「三年間行わない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第六十一條の七第三項中「請求権は」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

第九十六條の三第一項中「第九十三條ただし書」を「第九十三條第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第九十八條第一項第四号の二中「指名金銭債

権又は指名金銭債権を「金銭債権（民法第三編第一章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人私証券）に規定する記名式所持人私証券、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権に改め、「限る」の下に。以下この号において同じ）を加え、「これを」特定社債に改める。

第四百四十條第三項及び第七十三條の七第三項中「指名債権」を「債権」に改める。

第九十八條第二項中「及び第五百二十三條」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第二百四十七條の五第一項中「双方代理」を「双方代理等」に改める。

第二百八十三條第五項中「期間の制限」を「消滅時効」及び第七百二十四條の二（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）に改める。

第三百八條の十四の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第八十六條 施行日前にされた意思表示に係る相互会社（前条の規定による改正前の保険業法（以下この条において「旧保険業法」という。）第二条第五項に規定する相互会社をいう。）の設立時若しくは成立後に募集をする基金の拠出又は旧保険業法第七十八條第一項の募集に係る基金の拠出については、前条の規定による改正後の保険業法（以下この条において「新保険業法」という。）第三十條の五第二項及び第三項（これらの規定を新保険業法第六十條の二第四項及び第七十八條第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた意思表示に係る組織変更時発行株式（旧保険業法第九十二條第一号に規定

する組織変更時発行株式をいう。）の引受けについては、新保険業法第九十六條の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 旧保険業法第二百八十三條第五項において準用する旧民法第七百二十四條後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

4 新保険業法第二百八十三條第五項において準用する新民法第七百二十四條の二の規定は、旧保険業法第二百八十三條第一項及び第三項の請求権の同条第五項において準用する旧民法第七百二十四條前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

5 施行日前に紛争解決手続（旧保険業法第二条第三十九項に規定する紛争解決手続をいう。）においてその目的となった請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新保険業法第三百八條の十四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第八十七條 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七條の二第一項中「第四百二十三條若しくは第四百二十四條」を「第四百二十三條第一項、第四百二十三條の七若しくは第四百二十四條第一項」に改める。

第五十七條第一項第一号ただし書及び第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第五十七條の二第一項第一号中「害する」の下に「こととなる」を加える。

第五十七條の三第一項第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第六十條中「第二項及び第四項」の下に「第九十三條の二第五項」を、「第九十一條の二第一

類第三号 法務委員会議録第八号 平成二十九年四月五日

項及び第四項の下に「並びに第九十三条の二第二項を加え、「同条第三項及び同法第九十三条第一項第二号」を「同法第九十一条の二第三項、第九十三条第一項第二号及び第九十三条の二第三項」に改め、「第九十二条の下」及び第九十三条の三を加える。

第二百二条の二第二項中「第四百二十三条若しくは第四百二十四条」を「第四百二十三条第一項、第四百二十三条の七若しくは第四百二十四条第一項」に改める。

第二百二十三条第一項第一号ただし書及び第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第二百二十三条の二第二項第一号中「害する」の下に「こととなる」を加える。

第二百二十三条の三第一項第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第二百二十六条中「及び第四項の下に」並びに第九十三条の二第二項を加え、「同条第三項及び同法第九十三条第一項第二号」を「同法第九十一条の二第三項、第九十三条第一項第二号及び第九十三条の二第三項」に改め、「第九十二条の下」及び第九十三条の三を加える。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十八条 施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件(前条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下この条において「旧更生特例法」という。))第四條第三項に規定する更生事件をいう。以下この項及び次項において同じ。における否認及び施行日前にされた行為の更生事件における否認については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件における更生協同組織金融機関(旧更生特例法第四條第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。)(又は開始前協同組織金融機関(同条第六項に規定する開始前協同組織金融機関をいう。))について施行日以後に前条の規定

による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(第四項において「新更生特例法」という。))第五百八条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件における否認については、なお従前の例による。

3 施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件(旧更生特例法第六十九條第三項に規定する更生事件をいう。以下この項及び次項において同じ。における否認及び施行日前にされた行為の更生事件における否認については、なお従前の例による。

4 施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件における更生会社(旧更生特例法第六十九條第七項に規定する更生会社をいう。)(又は開始前会社(同条第六項に規定する開始前会社をいう。))について施行日以後に新更生特例法第三十三條の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件における否認については、なお従前の例による。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第八十九条 資産の流動化に関する法律(平成十一年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「双方代理」を「双方代理等」に改め、「同項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第二百二十七條第三項中「請求権は」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

第二百八條第二項第二号を次のように改める。

二 債権(民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権を除く。第二百二条において同じ。)

第二百二条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第二百二条中「指名債権」を「債権」に改め、「又は電子記録債権」を削り、「総称する」を「いう」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 施行日前に取締役又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律(以下この条において「新資産流動化法」という。))第八十条第二項(新資産流動化法第七十條第三項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第九十一条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十五條の見出し中「停止」を「完成猶予」に改める。

(信託業法の一部改正)

第九十二条 信託業法(平成十六年法律第五百十四号)の一部を次のように改正する。

第八十五條の十四の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

(信託業法の一部改正に伴う経過措置)

第九十三条 施行日前に紛争解決手続(前条の規定による改正前の信託業法第二條第十三項に規定する紛争解決手続をいう。))においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の信託業法第八十五條の十四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四節 消費者庁関係

(特定商取引に関する法律の一部改正)

第九十四条 特定商取引に関する法律(昭和五十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第九條の三第二項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。

第十五條の二第二項ただし書中「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」を「電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律」に改める。

(特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十五条 施行日前にされた意思表示については、前条の規定による改正後の特定商取引に関する法律(以下この条において「新特定商取引法」という。))第九條の三第二項(新特定商取引法第二十四條の二第二項、第四十條の三第二項、第四十九條の二第二項及び第五十八條の二第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(製造物責任法の一部改正)

第九十六条 製造物責任法(平成十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

(消滅時効)

第五條 第三條に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したとき。

2 人の生命又は身体を侵害した場合における損害賠償の請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

3 第一項第二号の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(製造物責任法の一部改正に伴う経過措置)

第九十七条 前条の規定による改正前の製造物責任法(次項において「旧製造物責任法」という。))

第五条第一項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の製造物責任法第五条第二項の規定は、旧製造物責任法第三条に規定する損害賠償の請求権の旧製造物責任法第五条第一項前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

(消費者契約法の一部改正)

第九十八条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。

第八条第一項第五号を削り、同条第二項中「前項第五号」を「前項第一号又は第二号」に改め、「条項」の下に「のうち、消費者契約が有償契約である場合において、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき(当該消費者契約が請負契約である場合には、請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合には、仕事を終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき。以下この項において同じ。))に、これにより消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を免除するもの」を加え、同項第一号中「当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵がある」を「引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」「瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する」を「履行の追完をする責任又は不適合の程度に応じた代金若しくは報酬の減額をする」に改め、同項第二号中「当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵がある」を「引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」に、「当該瑕疵」を「その目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと」に、「瑕疵のない物を

もつてこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する」を「又は履行の追完をする」に改める。

第十二条第三項中「第八条第一項第五号」を「第八条第一項第一号又は第二号」に、「同条第二項各号に掲げる場合」を「同条第二項の場合」に改める。

(消費者契約法の一部改正に伴う経過措置)

第九十九条 施行日前にされた意思表示については、前条の規定による改正後の消費者契約法(以下この条において「新消費者契約法」という。)(第四条第五項(新消費者契約法第五条第一項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に締結された消費者契約(前条の規定による改正前の消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。)(の条項については、新消費者契約法第八条及び第十二条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。)(独立行政法人国民生活センター法の一部改正) 第一百条 独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条(見出しを含む。)(中「中断」を「完成猶予」に改める。)(独立行政法人国民生活センター法の一部改正に伴う経過措置)

第一百一条 施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人国民生活センター法第十九条第一項の規定により和解の仲介の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の独立行政法人国民生活センター法第二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正) 第二百二条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

成二十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第二項中「から第五号まで」を「及び第四号」に改め、同項第一号中「物品、権利その他の消費者契約の目的となるもの(役務を除く。以下この号及び次号において同じ。))の瑕疵」を削り、「消費者契約の目的となるもの」を「物品、権利その他の消費者契約の目的となるもの(役務を除く。次号において同じ。))に改め、同項第三号中「消費者契約の目的となる役務の瑕疵」を削り、同条第三項第一号中「第四号を「第三号」に改め、同項第二号中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改める。

第六条第二項第一号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号中「第三号第一項第五号」を「第三号第一項第四号」に改める。

第三十八条(見出しを含む。)(中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。)(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三条 施行日前に締結された消費者契約(前条の規定による改正前の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下この条において「旧消費者裁判手続法」という。))第二条第三号に規定する消費者契約をいう。)(に関する請求(旧消費者裁判手続法第三条第一項第五号に掲げる請求については、施行日前に行われた加害行為に係る請求)に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴え(旧消費者裁判手続法第二条第四号に規定する共通義務確認の訴えをいう。))については、前条の規定による改正後の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(次項において「新消費者裁判手続法」という。))第三条及び第六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に債権届出(旧消費者裁判手続法第

三十条第二項に規定する債権届出をいう。以下この項において同じ。))がされた場合におけるその債権届出に係る時効の特例については、新消費者裁判手続法第三十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四章 復興関係

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第一百四十四条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の五中「第四百九十四条後段」を「第四百九十四条第二項ただし書」に、「同条後段中「過失なく」を「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。(東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第五百五条 施行日前に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十三条の五に規定する損失補償額の払渡しの義務が生じた場合におけるその損失補償額の供託については、なお従前の例による。

第五章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第一百六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十六条第一項中「五年間これをを行なわない」を「これを行使することができる時から五年間行使しない」に、「より」を「よつて」に改め、同条第三項中「中断、停止」を「完成猶予、更新」に改め、同条第四項中「民法第五百三十三条(前項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二百四十二条の二第八項及び第九項を次のように改める。

8 前項の訴訟告知があつたときは、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完

成しない。

9 民法第五百三十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第七百七条 施行日前に前条の規定による改正前の地方自治法第二百三十六条第四項又は第二百四十二條の二第八項若しくは第九項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(当せん金付証券法の一部改正)

第八百八条 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「一年間これを行わない」を「これを行使用することができるときから一年間行使しない」に、「因つて」を「よつて」に改める。

(旧簡易生命保険法の一部改正)

第九百九条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第八十七條中「返還義務は」を「返還義務に係る請求権はこれらを行使用することができる時から」に、「払込義務は」を「払込義務に係る請求権はこれを行使用することができる時から」に改める。

(地方税法の一部改正)

第一百十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十條中「の連帯納付義務又は連帯納入義務」を「を」連帯して納付し、又は納入する義務」に、「第四百三十二條から第四百三十四條まで」を「第四百三十六條」に、「第四百三十九條から第四百四十四條まで」を「第四百四十一條から第四百四十五條まで」に改める。

第十八條第三項中「定が」を「定めが」に改める。

第十八條の二の見出しを「(時効の完成猶予及び更新)」に改め、同条第一項中「つき、その処分効力が生じた時に中断し、当該各号に定める」とつては、当該各号に定める期間は完成せず、その「に、更に進行する」を「新たにその進行を始める」に改め、同条第二項中「の規定により時効が中断された場合には、その」を「に掲げる」に、「ときを」場合」に、「なお時効中断の効力は、失われぬ」を「同項の規定による時効の完成猶予及び更新は、その効力を妨げられない」に改め、同条第三項中「本項を」この項」に改め、同条第五項中「中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された」を「完成せず、又は新たにその進行を始めるときは、その完成せず、又は新たにその進行を始める」に、「につき、その時効が中断する」を「の時効は、完成せず、又は新たにその進行を始める」に改め、同条に次の一項を加える。

6 地方税が納付されたときは、その納付された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権の時効は、その納付の時から新たに進行を始める。

第二十條の七の見出し中「取消を」取消し」に改め、同条中「第四百二十三條及び第四百二十四條」を「第三編第一章第二節第二款及び第三款」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第一百一十條 施行日前に生じた前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。第十條に規定する地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧地方税法第十八條の二第一項又は第五項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

3 施行日前に納税者又は特別徴収義務者(旧地方税法第一条第一項第十号に規定する特別徴収

義務者をいう。次項において同じ。)に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る旧地方税法第二十條の七において準用する旧民法第四百二十三條の規定による債権者代位権については、なお従前の例による。

4 施行日前に納税者又は特別徴収義務者が地方団体を害することを知つてした法律行為がされた場合におけるその行為に係る旧地方税法第二十条の七において準用する旧民法第四百二十四條の規定による詐害行為取消権については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一百十二條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一百七條第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第四百四十四條の二十三第一項中「行わない」を「行使しない」に改め、同条第二項中「二年間行わない」を「これらを行使用することができる時から二年間行使しない」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第一百十三條 施行日前に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第一百七條第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第一百十四條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五十一條第四項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第六十三條中「権利は、」の下に「これを行使用することができる時から」を加え、「行なわない」を「行使しない」に改める。

第七十條第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第一百十五條 施行日前に前条の規定による改正前の地方公務員災害補償法第五十一條第四項又は第七十條第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(公害紛争処理法の一部改正)

第一百十六條 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の二の見出しを「(時効の完成猶予等)」に改め、同条中「中断」を「完成猶予」に改める。

第四十二條の二十五の見出しを「(時効の完成猶予等)」に改め、同条第一項中「中断及び」を「完成猶予及び更新並びに」に改め、同条第二項中「中断」を「完成猶予」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正に伴う経過措置)

第一百十七條 施行日前に前条の規定による改正前の公害紛争処理法(以下この条において「旧公害紛争処理法」という。第二十六條第一項に規定する調停の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の公害紛争処理法第三項において「新公害紛争処理法」という。第三十六條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に旧公害紛争処理法第四十二條の二十五第一項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

3 施行日前に責任裁定(旧公害紛争処理法第四十二條の十二第一項に規定する責任裁定をいう。の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、新公害紛争処理法第四十二條の二十五第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(電気通信事業法の一部改正)

第一百十八條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第百六十七條の次に次の一条を加える。

(民法の特例)

第百六十七條の二 電気通信事業による電気通信役務の提供に係る取引に関して民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八條の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

第六章 財務省関係

(国債に関する法律の一部改正)

第百十九條 国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八條中「民法施行法第五十七條を」民法明治二十九年法律第八十九号)第五百二十條の十一(同法第五百二十條の十八(同法第五百二十條の二十二に於て準用スル場合ヲ含ム)及第五百二十條の十九第二項に於て準用スル場合ヲ含ム)に改める。

第九條第一項中「消滅時効ハ」の下に「其ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ、」を加え、同條第二項中「消滅時効ハ」の下に「其ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加える。

(企業再建整備法の一部改正)

第百二十條 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「第四百二十四條を」第三編第一章第二節第三款に改める。

(会計法の一部改正)

第百二十一條 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十條中「五年間これをを行わない」を「これを行使用することができるときから五年間行使しない」に、「因り」を「よつて」に改める。

第三十一條第二項中「中断、停止」を「完成猶予、更新」に改める。

第三十二條中「民法第五百五十三條(前条において準用する場合を含む)」の規定にかかわらず、時効中断を「時効の更新」に改める。

(会計法の一部改正に伴う経過措置)

第百二十二條 施行日前に前条の規定による改正前の会計法第三十二條に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(閉鎖機関令の一部改正)

第百二十三條 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「第四百二十四條の規定による取消し」を「第四百二十四條第三項に規定する詐害行為取消請求」に改める。

(旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正)

第百二十四條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六條中「第四百二十四條を」第三編第一章第二節第三款に改める。

(相続税法の一部改正)

第百二十五條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第四項中「中断及び停止」を「完成猶予及び更新」に改める。

(国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部改正)

第百二十六條 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令(昭和二十五年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第七條中「第百六十七條第一項」を「第百六十六條第一項」に改める。

(関税法の一部改正)

第百二十七條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二第二項中「中断及び停止」を「完成猶予及び更新」に改め、「同条第五項」の下に「及び第六項」を加え、「当該国税」とあるのは「当該関税」とを削る。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第百二十八條 施行日前に前条の規定による改正前の関税法第十四條の二第二項において準用する第百三十五條の規定による改正前の国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第百三十六條において「旧国税通則法」という。第七十三條に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第百三十條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十七條の二第二十四項の表第七十三條第五項の項を次のように改める。

第七十三條第五項	
国税	特別還付金
国税の徴収権	特別還付金を徴収する権利
国税に	特別還付金に
第九十七條の二第二十四項の表第七十三條第五項の項の次に次のように加える。	
第七十三條第六項	
国税	特別還付金
国税に	特別還付金に
国税の徴収権	特別還付金を徴収する権利
国税に	特別還付金に

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第百三十一條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第百三十三條第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百三十一條第一項中「行わない」を「行使しない」に改め、同條第二項中「二年間行わない」を「これらを行使用することができるときから二年間行使しない」に改める。

附則第二十條の八第三項中「民法第五百五十三條の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第百三十二條 施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第百三十三條第三項又は附則第二十條の八第三項に規定する時効の中断

による。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)
第百二十九條 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十八條第五項中「中断する」を「更新する」に改める。

の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(国税徴収法の一部改正)
第百三十三條 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第五項第一号中「及び無記名債権」を削る。

第百二十六條の見出しを「(担保責任等)」に改め、同條中「強制競売における担保責任」を「競売における担保責任等」に改める。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第百三十四條 施行日前に前条の規定による改正前の国税徴収法第百二十六條に規定する差押財産の換価に係る売却決定を行った場合におけるその差押財産の換価については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正)

第百三十五條 国税通則法の一部を次のように改

正する。

第八条中「第四百三十二条から第四百三十四条まで」を「第四百三十六条」に、「第四百三十九条から第四百四十四条まで」を「第四百四十一条から第四百四十五条まで」に改める。

第四十二条中「第四百二十三号」を「第三編第一章第二節第二款」に、「第四百二十四号」を「第三款」に改める。

第七十三条の見出しを「(時効の完成猶予及び更新)」に改め、同条第一項中「その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる」を「当該各号に定める期間は完成せず、その」に、「更に進行する」を「新たにその進行を始める」に改め、同条第二項中「規定により時効が中断された場合には、その」を削り、「ときにおいても、その時効中断の効力は、失われない」を「場合においても、同項の規定による時効の完成猶予及び更新は、その効力を妨げられない」に改め、同条第五項中「中断し、又は当該国税が納付されたときは、その中断し、又は納付された」を「完成せず、又は新たにその進行を始める」ときは、「完成せず、又は新たにその進行を始める」に、「」につき、その時効が中断する」を「の時効は、完成せず、又は新たにその進行を始める」に改め、同条に次の一項を加える。

6 国税(附帯税、過怠税及び国税の滞納処分費を除く。)が納付されたときは、その納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税についての国税の徴収権の時効は、その納付の時から新たにその進行を始める。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第百三十六号 施行日前に生じた旧国税通則法第八条に規定する国税の連帯納付義務については、なお従前の例による。

2 施行日前に納税者に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る旧国税通則法第四十二条における準用する旧民法第四百二十三号の規定による債権者代位権については、なお従前の例による。

3 施行日前に納税者が国を害することを知つてした法律行為がされた場合におけるその行為に係る旧国税通則法第四十二条において準用する旧民法第四百二十四号の規定による詐害行為取消権については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧国税通則法第七十三条第一項又は第五項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第百三十七号 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号の二中、「指名金銭債権 指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。」を削る。

(地震保険に関する法律の一部改正)

第百三十八号 地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(地震保険に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百三十九号 施行日前に前条の規定による改正前の地震保険に関する法律第六条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第百四十号 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「中断し」を「完成せず、若しくは新たにその進行を始め」に改める。(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

に伴う経過措置)

第百四十一号 施行日前に前条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条の二第一項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第百四十二号 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「指名金銭債権又は指名金銭債権を」を「金銭債権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第百二二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。又は金銭債権」に改め、「特定短期社債を除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これら」を「特定社債又は優先出資証券」に改める。

第七号中「消滅時効は」の下に「、その権利を行使することができる時から」を加える。

第七章 文部科学省関係

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第百四十三号 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「権利は」の下に「これらを使用することができる時から」を加え、同条第二項中「のなす」を「が行う」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三号の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置)

第百四十四号 施行日前に前条の規定による改正

前の私立学校教職員共済法第三十四条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正)

第百四十五号 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第九条中「権利は」の下に「これを使用することができるときから」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百四十六号 施行日前に前条の規定による改正前の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第五条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第百四十七号 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「てん補」を「填補」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百四十八号 施行日前に原子力損害(前条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律第二条第二項に規定する原子力損害をいう。)の発生の原因となつた事実が生じた場合における他の法律による給付との調整については、前条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関

する法律附則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第四百九十九条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第四百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

(著作権法の一部改正)

第五百五十条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項第一号を次のように改める。

一 補償金の提供をした場合において、著作権者がその受領を拒んだとき。

第七十四条第一項第四号中「場合」を「とき」に、「除く」を「除く。」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「場合」を「とき」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなく」を削り、「場合」とし(その者に過失があるときを除く。)に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 著作権者が補償金を受領することができないとき。

第七十四条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第五百五十一条 施行日前に前条の規定による改正前の著作権法(以下この条において「旧著作権法」という。)第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の第二項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の補償金、旧著作権法第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項の二次使用料、旧著作権法第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項の報酬又は旧著作権法第九十五条の三第五項若しくは第九十七条の三第六項に規定する使

用料の支払義務が生じた場合におけるこれらの補償金、二次使用料、報酬又は使用料の供託については、なお従前の例による。

(スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正)

第五百二十二条 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「一年間行わない」を「これを行することができる時から一年間行使しない」に改める。

(PTA・青少年教育団体共済法の一部改正)

第五百五十三条 PTA・青少年教育団体共済法(平成二十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第七百二十四条」の下に「及び第七百二十四条の二」を加える。

(PTA・青少年教育団体共済法の一部改正に伴う経過措置)

第五百五十四条 前条の規定による改正前のPTA・青少年教育団体共済法(次項において「旧PTA・青少年教育団体共済法」という。)第九条第四項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後のPTA・青少年教育団体共済法第九條第四項において準用する新民法第七百二十四条の二の規定は、旧PTA・青少年教育団体共済法第九條第一項の規定による損害賠償の請求権の同条第四項において準用する旧民法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

(展覧会における美術品損害の補償に関する法律の一部改正)

第五百五十五条 展覧会における美術品損害の補償に関する法律(平成二十二年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「三年間行わない」を「これを行することができる時から三年間行使しない」に改める。

(東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の特例に関する法律の一部改正)

第五百五十六条 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律(平成二十五年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の完全成猶予の特例に関する法律

第一条及び第二条(見出しを含む。中「中断」を「完成猶予」に改める。

(東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五百五十七条 施行日前に和解の仲介(前条の規定による改正前の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第一条に規定する和解の仲介をいう。)の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、前条の規定による改正後の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の完全成猶予の特例に関する法律第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律の一部改正)

第五百五十八条 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例に関する法律

第一条中「消滅時効等」を「消滅時効」に改める。

第三条の見出しを「(消滅時効の特例)」に改め、同条中「同条前段」を「同条第一号」に、「同条後段」を「同条第二号」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、同法第七百二十四条の二の規定は、適用しない。

(東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五百五十九条 前条の規定による改正後の東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例に関する法律第三條の規定は、施行日前に生じた特定原子力損害前条の規定による改正前の東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律第一条に規定する特定原子力損害をいう。)に係る賠償請求権についても適用する。

第八章 厚生労働省関係

(健康保険法の一部改正)

第六十号 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十九号第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第九十三号第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第九十四号中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一号 施行日前に前条の規定による改正前の健康保険法第八十九号第三項又は第九十三号第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正)

第六十二号 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八号第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第四十二号第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第四十三号中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

第五十二号第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

附則第五号第五項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

附則第六号第一項中「てん補される」を「填補される」に、「てん補する」を「填補する」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六十三号 施行日前に前条の規定による改正前の船員保険法(次項において「旧船員保険法」という)第三百三十八号第三項、第四百二十二号第二項又は第五百二十二号第一項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧船員保険法附則第六号第一項に規定する損害賠償の請求権が生じた場合におけるその損害賠償については、なお従前の例による。

(労働基準法の一部改正)

第六十四号 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八十五号第五項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(労働基準法の一部改正に伴う経過措置)

第六十五号 施行日前に前条の規定による改正前の労働基準法第八十五号第五項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第六十六号 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十八号第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第四十二号中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

第五十八号第三項、第五十九号第四項及び第六十号第五項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

第六十四号第一項中「てん補される」を「填補される」に、「てん補する」を「填補する」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。

(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六十七号 施行日前に前条の規定による改正

前の労働者災害補償保険法(次項において「旧労働者災害補償保険法」という)第三十八号第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧労働者災害補償保険法第六十四号第一項に規定する損害賠償の請求権が生じた場合におけるその損害賠償については、なお従前の例による。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第六十八号 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第三十一号の二第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九号 施行日前に理事となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の消費生活協同組合法第三十一号の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(生活保護法の一部改正)

第七十号 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第七十六号の三三「権利は、」の下に「これを行ふことができる時から」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第七十一号 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二号(見出しを含む)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第四十五号中「七年間行わない」を「これらを行使することができる時から七年間行使用しない」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第七十二号 施行日前に前条の規定による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法第四十二号に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

るその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正)

第七十三号 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第九十号第四項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第九十二号第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、「当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うもの」とされる保険給付の支給を受ける権利を含む。第四項において同じ。」を削り、「五年を経過したとき」を「その支給すべき事由が生じた日から五年を経過したとき、当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該保険給付の支給に係る第三十六号第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき」に改め、同条第三項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十三号の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改め、同条第四項中「保険給付を受ける権利」を「第一項に規定する保険給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利」に改める。

第九十三号中「基く」を「基づく」に改め、「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第七十四号 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という)第九十号第四項(旧厚生年金保険法附則第七号の二第三項及び第二十九号第八項において準用する場合を含む)又は第九十二号第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2 施行日前に保険給付を受ける権利(当該権利

に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。)が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の厚生年金保険法第九十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第百七十五条 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十六条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第十八条中「六年間行わない」を「これらを行使することができる時から六年間行使しない」に改める。

(引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置)

第百七十六条 施行日前に前条の規定による改正前の引揚者給付金等支給法第十六条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)

第百七十七条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出しを「(理事の自己契約等)」に改め、同条中「契約する」を「契約をし、又は当該理事と組合との利益が相反する行為をする」に、「双方代理」を「双方代理等」に改める。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百七十八条 施行日前に行われた理事と組合(前条の規定による改正前の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第三条に規定する組合をいう。)との利益相反行為については、前条の規定による改正後の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律以下この条において「新生活衛生法」という。)第三

十三条(新生活衛生法第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正)

第百七十九条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九十一条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百十條第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第百一十條中「基く」を「基づく」に改め、「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第百八十条 施行日前に前条の規定による改正前の国民健康保険法第九十一条第二項又は第百十條第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(未帰還者に関する特別措置法の一部改正)

第百八十一条 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十條中「三年間行わない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第百八十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)の一部を次のように改正する。

第百一 条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百二 条第一項中「(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第三項において同じ。)」を削り、「支給事由を」支給すべき事由に改め、「経過したとき」の下に、「当該権利

に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該年金給付の支給に係る第十八条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき」を加え、同条第三項中「給付を受ける権利」を「第一項に規定する年金給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利」に改め、同条第四項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第五項中「民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第百三 条中「基く」を「基づく」に改め、「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第百八十三条 施行日前に前条の規定による改正前の国民年金法(以下この項において「旧国民年金法」という。)第百一 条第三項(旧国民年金法第百三十八條及び附則第九條の三の二第六項において準用する場合を含む。)又は第百二 条第五項(旧国民年金法第百三十八條において準用する場合を含む。)に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2 施行日前に年金給付を受ける権利(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。)が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の国民年金法(以下この項において「新国民年金法」という。)第百二 条第一項(新国民年金法第百三十八條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第百八十四条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十三 条第一項中「支給を受ける権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、「二年間行わない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

第八十四 条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(中小企業退職金共済法の一部改正に伴う経過措置)

第百八十五条 施行日前に前条の規定による改正前の中小企業退職金共済法第八十四条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(じん肺法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正)

第百八十六 条 次に掲げる法律の規定中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

一 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第三十八 条

二 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)第二十一 条

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第百八十七 条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第六十三 条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百八十八 条 施行日前に前条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第六十三 条第二項に規定する時効の中断の事由が生じ

た場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法等の一部改正)

第百八十九条 次に掲げる法律の規定中「権利は」の下に「これらを行使することができるときから」を加える。

一 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)第二十條
二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第十四條
三 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二二号)第三十條

(児童扶養手当法の一部改正)
第百九十条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条(見出しを含む)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。
第二十二條中「権利は」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第百九十一条 施行日前に前条の規定による改正前の児童扶養手当法第十九条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)
第百九十二条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第七条(見出しを含む)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)
第百九十三条 施行日前に前条の規定による改正

前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第七條に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)
第百九十四条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「二年間行なわない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)
第百九十五条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条(見出しを含む)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第百九十六条 施行日前に前条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十一条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)
第百九十七条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第九条(見出しを含む)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)
第百九十八条 施行日前に前条の規定による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

第九条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)
第百九十九条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第六條中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第七条(見出しを含む)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。
(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)
第二百条 施行日前に前条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第七條に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)
第二百一条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八條中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第九条(見出しを含む)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)
第二百二條 施行日前に前条の規定による改正前の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第九條に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(石炭鉱業年金基金法の一部改正)
第二百三条 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年

法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項中「権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(石炭鉱業年金基金法の一部改正に伴う経過措置)
第二百四條 施行日前に前条の規定による改正前の石炭鉱業年金基金法第三十四條第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)
第二百五條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項中「権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二百六條 施行日前に前条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十一條第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(児童手当法の一部改正)
第二百七條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項中「権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第三項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三條の規定にかかわらず、時効中

断

断」を「時効の更新」に改める。

第二十四条中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二百八条 施行日前に前条の規定による改正前の児童手当法(以下この条において「旧児童手当法」という。第二十三条第二項又は第三項これらの規定を旧児童手当法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正)

第二百九条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予」に改める。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百十条 施行日前に前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十八条第一項に規定する調停の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律以下この条において「新男女雇用機会均等法」という。第二十四条(新男女雇用機会均等法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(雇用保険法の一部改正)

第二百一十條 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第六十九條第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第七十四條中「権利は、」の下に「これらを行使

することができるときから」を加える。

(雇用保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二百一十二條 施行日前に前条の規定による改正前の雇用保険法第六十九條第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第七條中「第四百七十四條第一項ただし書及び第二項を」第四百七十四條第二項から第四項まで」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第二百一十四條 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二百二十八條第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第六十條第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができるときから」を加え、同条第二項中「民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断を「時効の更新」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百一十五條 施行日前に前条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十八條第二項又は第六十條第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正)

第二百一十六條 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十六條第五項中「五年間行わない」を「これらを行使することができるときから五年間行しない」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第二百一十七條 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十三條第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百一十八條 施行日前に前条の規定による改正前の介護保険法第八十三條第二項又は第二十八條第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(平成十八年改正前介護保険法の一部改正)

第二百一十九條 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法の一部を次のように改正する。

第八十三條第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百一十條 施行日前に前条の規定による改正前の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第八十三條第二項又は第二十八條第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正)

第二百一十一條 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十六條(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予」に改める。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百一十二條 施行日前に前条の規定による改正前の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第五條第一項に規定するあつせん申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(以下この条において「新個別労働関係紛争解決法」という。第十六條(新個別労働関係紛争解決法第二十一條第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第二百二十三條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十七條第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十四條 施行日前に前条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十七條第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正)

第二百二十五條 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができるときから」を加え、同条第

二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第十三条中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十六条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十二条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正)

第二百二十七条 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成二十年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「三年」を「五年」に改める。

(特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十八条 前条の規定による改正前の特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法第九条に規定する請求期限がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその請求期限については、なお従前の例による。

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正)

第二百二十九条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律

国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第十三条第一項第二号中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(以下この条において「旧年金給付遅延加算金支給法」という。)第十二条第二項(旧年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正)

第二百三十一条 平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第三項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二十五条中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十二条 施行日前に前条の規定による改正前の平成二十二年法律等における子ども手当の

支給に関する法律第二十四条第二項又は第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(平成二十三年法律等における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第二百三十三条 平成二十三年法律等における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第三項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二十九条中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(平成二十三年法律等における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十四条 施行日前に前条の規定による改

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百三十七条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百四十六條の二、第百四十七條の五第二項並びに第百四十八條第一項、第三項及び第四項の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第百七十條第一項		二年	五年を経過したとき	それらを行使することができる時から二年
			その支給すべき事由が生じた日から五年を経過したとき、当該年金たる給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金たる給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以降に到来する当該年金たる給付の	

正前の平成二十三年法律等における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十八条第二項又は第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正)

第二百三十五条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「三年」を「五年」に改める。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十六條 前条の規定による改正前の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十条に規定する請求期限がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその請求期限については、なお従前の例による。

改正前厚生年金保険法第百七十条第三項	民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断	支給に係る支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき
		時効の更新

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十八条 施行日前に年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利又は当該年金たる給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金たる給付を受ける権利が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(次項において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。第百七十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。)

2 施行日前に前条の規定による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百七十条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第九章 農林水産省関係 (農業協同組合法の一部改正)

第二百三十九条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第六項第六号の二中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権(民法明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記

名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第百二二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。又は金銭債権に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第十一條の十一第四項中「(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四条」を「第七百二十四条及び第七百二十四条の二」に改める。

第三十五條の二第二項中「契約する」を「契約をし、又は当該理事と組合との利益が相反する行為をする」に改める。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二百四十條 前条の規定による改正前の農業協同組合法(次項において「旧農業協同組合法」という。第十一條の十一第四項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。)

2 前条の規定による改正後の農業協同組合法(次項において「新農業協同組合法」という。第十一條の十一第四項において準用する新民法第七百二十四条の二の規定は、旧農業協同組合法第十一條の十一第一項の規定による損害賠償の請求権の同条第四項において準用する旧民法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

3 施行日前に行われた理事、経営管理委員又は清算人と農業協同組合又は農業協同組合連合会との利益相反行為については、新農業協同組合法第三十五條の二第二項(新農業協同組合法第七十二條の二の二において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(農業災害補償法の一部改正)

第二百四十一條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十七條の二第六項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第八十八條中「払戻」を「払戻し」に、「三年間これをを行わない」を「これらを行使用することができるときから三年間行使しない」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第百三十一條第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第二百四十二條 施行日前に前条の規定による改正前の農業災害補償法(以下この条において「旧農業災害補償法」という。第八十七條の二第六項(旧農業災害補償法第百三十二條第一項及び第百四十一條の二において準用する場合を含む。))又は第百三十一條第二項(旧農業災害補償法第百四十一條第二項において準用する場合を含む。))に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(競馬法の一部改正)

第二百四十三條 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「六十日間行わない」を「これらを行使用することができる時から六十日間行使しない」に改める。

第二十三條の六第五項中、「第二項の規定によるを」と、「当該」に、「年五分の割合で」を「当該同意を得た日における法定利率により」に改める。

附則第五條第四項中「六十日間行わない」を「これらを行使用することができる時から六十日間行使しない」に改める。

(競馬法の一部改正に伴う経過措置)

第二百四十四條 施行日前に都道府県又は指定市町村(前条の規定による改正前の競馬法(以下この条において「旧競馬法」という。))第一条の二第二項に規定する指定市町村をいう。が旧競馬法第二十三條の六第二項の規定による同意を得ていた場合における前条の規定による改正後の競馬法第二十三條の六第五項の規定により交付しなければならぬ金額については、なお従前の例による。

(水産業協同組合法の一部改正)

第二百四十五條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十五條の八第四項中「第七百二十四条」の下に「及び第七百二十四条の二」を加える。

第三十九條の二第二項中「契約する」を「契約をし、又は当該理事と組合との利益が相反する行為をする」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二百四十六條 前条の規定による改正前の水産業協同組合法(以下この条において「旧水産業協同組合法」という。第十五條の八第四項(旧水産業協同組合法第九十六條第一項及び第百條の八第一項において準用する場合を含む。))又は第百條の八第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下この条において「新水産業協同組合法」という。第十五條の八第四項(新水産業協同組合法第九十六條第一項及び第百條の八第一項において準用する場合を含む。))において準用する新民法第七百二十四條の二の規定は、旧水産業協同組合法第十五條の八第一項(旧水産業協同組

合法第九十六條第一項及び第九十七條の八第一項において準用する場合を含む。の規定による損害賠償の請求権の旧水産業協同組合法第十五條の八第四項において準用する旧民法第七百二十四條前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

3 施行日前に行われた理事、経営管理委員又は清算人と水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）との利益相反行為については、新水産業協同組合法第三十九條の二第二項（新水産業協同組合法第七十七條（新水産業協同組合法第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第九十七條の八第五項において準用する場合を含む。）、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第九十七條第三項及び第九十八條の八第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（土地改良法の一部改正）
第二百四十七條 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五號）の一部を次のように改正する。
第三十九條第八項中「民法（明治二十九年法律第八十九號）第五十三條の規定にかかわらず、時効中断を「時効の更新」に改める。
第五十九條中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九號）」を加える。
第八十九條の三第四項中「民法第五十三條の規定にかかわらず、時効中断を「時効の更新」に改める。
（土地改良法の一部改正に伴う経過措置）
第二百四十八條 施行日前に前条の規定による改正前の土地改良法（以下この条において「旧土地改良法」という。）第三十九條第八項又は第八十九條の三第四項（旧土地改良法第九十條の二第九項において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。
（森林法の一部改正）
第二百四十九條 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九號）の一部を次のように改正する。

第六十一條中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「を受ける」を「の提供をした場合において、補償金を受けるべき」に改め、同条第二号中「過失がなくを削り、「受ける」を「受けるべき」に改め、「とき」の下に「（土地を使用し、又は収用する者に過失があるときを除く。）」を加え、同条第三号中「補償金払渡の差押又は仮差押を受けた」を「差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられた」に改める。
（森林法の一部改正に伴う経過措置）
第二百五十條 施行日前に前条の規定による改正前の森林法（以下この条において「旧森林法」という。）第五十八條第一項から第四項まで（これらの規定を旧森林法第六十五條及び第六十六條において準用する場合を含む。）の規定により補償金の支払義務が生じた場合におけるその補償金の供託については、なお従前の例による。
（漁船損害等補償法の一部改正）
第二百五十一條 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八號）の一部を次のように改正する。
第十三條の十七中「支払義務は」を「支払義務に係る請求権はこれらを行使することができるときから」に改める。
第三十八條の二十二第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。
（漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置）
第二百五十二條 施行日前に前条の規定による改正前の漁船損害等補償法第三十八條の二十二第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。
（農地法の一部改正）
第二百五十三條 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九號）の一部を次のように改正する。
第七條第八項中「使用貸借の解除をし」の下に「若しくは」を加え、「若しくは返還の請求をし」を削る。

第十條第三項第一号中「対価」を「対価の支払の提供をした場合において、対価に、「受領を拒み、又は受領することができない場合」を「その受領を拒んだとき」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 対価の支払を受けるべき者が対価を受領することができない場合
第十六條第二項及び第三項を削る。
第十九條を次のように改める。
第十九條 削除
第四十三條第七項中「同条第一項」を「同条」に改める。
（農地法の一部改正に伴う経過措置）
第二百五十四條 施行日前に締結された農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る返還の請求については、前条の規定による改正後の農地法第七條第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
2 施行日前に登記をしてない賃貸借の目的である農地又は採草放牧地の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る契約の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。
3 施行日前に締結された農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る前条の規定による改正前の農地法第十九條の規定により読み替えて適用される旧民法第六百四條第一項に規定する賃貸借の存続期間については、なお従前の例による。
（旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）
第二百五十五條 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇一號）附則第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九號）の一部を次のように改正する。
第六十六條第六項中「中断」を「完成猶予及び

更新」に改める。
（旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第二百五十六條 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法第六十六條第六項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。
（漁業災害補償法の一部改正）
第二百五十七條 漁業災害補償法（昭和三十三年法律第五十八號）の一部を次のように改正する。
第九十六條中「払いもどし」を「払戻し」に、「三年間これを行なわない」を「これらを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。
第四百七十七條の十三第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。
（漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）
第二百五十八條 施行日前に前条の規定による改正前の漁業災害補償法第四百七十七條の十三第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。
（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）
第二百五十九條 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三號）の一部を次のように改正する。
第一百四十四條第一項中「引受け」の下に「及び契約上の地位の移転（第六項において「債務の引受け等」という。）を、「係る債権者」の下に「及び救済農水産業協同組合が譲り受ける契約上の地位に係る契約の相手方」を加え、「移転債権者」を「移転債権者等」に改め、同条第三項中「要旨

更新」に改める。
（旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第二百五十六條 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇一號）附則第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九號）の一部を次のように改正する。
第六十六條第六項中「中断」を「完成猶予及び

更新」に改める。
（旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第二百五十六條 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇一號）附則第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九號）の一部を次のように改正する。
第六十六條第六項中「中断」を「完成猶予及び

更新」に改める。
（旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第二百五十六條 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇一號）附則第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九號）の一部を次のように改正する。
第六十六條第六項中「中断」を「完成猶予及び

及び「を」を「要旨並びに」に改め、「ある債権者」及び「知れている債権者」の下に「及び契約上の地位に係る契約の相手方」を加え、同条第六項中「移転債権者」を「移転債権者等」に、「債務の引受け」を「債務の引受け等」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

(森林組合法の一部改正)

第二百六十条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第二項中「契約する」を「契約をし、又は当該理事と組合との利益が相反する行為をする」に改める。

(森林組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二百六十一條 施行日前に行われた理事又は清算人と森林組合又は森林組合連合会との利益相反行為については、前条の規定による改正後の森林組合法(以下この条において「新森林組合法」という。)第四十七條第二項(新森林組合法第九十二條(新森林組合法第九十九條第五項において準用する場合を含む。))及び第九十九條第三項において準用する場合を含む。の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(種苗法の一部改正)

第二百六十二條 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條第五項中「同条」を「同条第一号」に改める。

(種苗法の一部改正に伴う経過措置)

第二百六十三條 前条の規定による改正前の種苗法第十四條第五項において準用する旧民法第七百二十四條後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二百六十四條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七條中「第五百二十二條まで」を「第五百六條まで、第五百八條から第五百十三條まで、第五百十五條、第五百十六條及び第五百二十一

條」に改める。

第三十條第三項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第五十四條第四項第六号中「指名金銭債権又は指名金銭債権を」を「金銭債権(民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第百二二號)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。又は金銭債権」に改め、「限る」の下に。以下この号において同じ」を加え、「これを」を「特定社債」に改める。

第六十九條中「消滅時効は」の下に、「その権利を行使することができる時から」を加える。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二百六十五條 第四條第二項から第八項までの規定は、前条の規定による改正前の農林中央金庫法第七條に規定する農林中央金庫の行う行為について準用する。

2 施行日前に理事、経営管理委員又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の農林中央金庫法(以下この項において「新農林中央金庫法」という。)第三十條第三項(新農林中央金庫法第九十五條において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第二百六十六條 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七號)の一部を次のように改正する。

第五十二條第五項中「中斷」を「完成猶予及び更新」に改める。

第五十八條第一項中「還付を受ける権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を、「給付を受ける権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九號)第百五

十三條の規定にかかわらず、時効中斷」を「時効の更新」に改める。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置)

第二百六十七條 施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人農業者年金基金法第五十二條第五項又は第五十八條第二項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第十章 経済産業省関係

(自転車競技法の一部改正)

第二百六十八條 自転車競技法(昭和二十三年法律第百二十九號)の一部を次のように改正する。

第十五條中「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二百六十九條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一號)の一部を次のように改正する。

第九條の八第二項第十号の二中「指名金銭債権又は指名金銭債権を」を「金銭債権(民法(明治二十九年法律第八十九號)第三編第一章第七節第一款(指図証券)に規定する指図証券、同節第二款(記名式所持人払証券)に規定する記名式所持人払証券、同節第三款(その他の記名証券)に規定するその他の記名証券及び同節第四款(無記名証券)に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第百二二號)第二条第一項(定義)に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。又は金銭債権」に改め、「限る」の下に。以下この号において同じ」を加え、「これを」を「特定社債」に改める。

第三十八條第二項中「(明治二十九年法律第八十九號)」を削り、「同項第一号」を「同項各号」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。)第三十八條第二項(新中小企業等協同組合法第六十九條、第八十二條の八及び第八十二條の十八において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(小型自動車競走法の一部改正)

第二百七十一條 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第百二十八號)の一部を次のように改正する。

第十九條中「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

(商品先物取引法の一部改正)

第二百七十二條 商品先物取引法(昭和二十五年法律第百三十九號)の一部を次のように改正する。

第三百三十一條の五第一項中「第九十三條ただし書」を「第九十三條第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

(商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置)

第二百七十三條 施行日前にされた意思表示に係る組織変更時発行株式(前条の規定による改正前の商品先物取引法第百二十九條第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。))の引受けについては、前条の規定による改正後の商品先物取引法第百三十一條の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鉱業法の一部改正)

第二百七十四條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九號)の一部を次のように改正する。

第九十八條第一項第一号中「対価の下に」を提供した場合において、対価を加え、「又はこれを受領することができる」ときを削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「訴え」を「訴えが」に改め、同号を同項第三号と

し、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 対価を受けるべき者が対価を受領することができないとき。

第九十八条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第九十三条の見出し中「しんしゃく」を「しん酌」に改め、同条中「発生」の下に「又は拡大」を加え、「しんしゃく」を「しん酌」に改める。

第百十五条第一項を次のように改める。

損害賠償請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 損害の発生時から二十年間行使しないとき。

第百十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 人の生命又は身体を害した場合における損害賠償請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

(鉱業法の一部改正に伴う経過措置)

第二百七十五条 施行日前に前条の規定による改正前の鉱業法(以下この条において「旧鉱業法」という。)第九十三条の規定により対価の支払義務が生じた場合におけるその対価の供託については、なお従前の例による。

2 施行日前に損害を賠償する義務が生じた場合におけるその損害賠償の責任及び範囲については、前条の規定による改正後の鉱業法(第四項において「新鉱業法」という。)第百十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 旧鉱業法第百十五条第一項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

4 新鉱業法第百十五条第二項及び第三項の規定は、損害賠償請求権の旧鉱業法第百十五条第一

項前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

(信用保証協会法の一部改正)

第二百七十六条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「取引」を「取引等」に改め、同条第一項中「取引」の下に「をし、又は当該理事と協会との利益が相反する行為」を加え、「双方代理」を「双方代理等」に改める。

(信用保証協会法の一部改正に伴う経過措置)

第二百七十七条 施行日前に行われた理事と協会(前条の規定による改正前の信用保証協会法第二条に規定する協会をいう。)との利益相反行為については、前条の規定による改正後の信用保証協会法第十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水洗炭業に関する法律の一部改正)

第二百七十八条 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「しんしゃく」を「しん酌」に改め、同条中「発生」の下に「又は拡大」を加え、「しんしゃく」を「しん酌」に改める。

第二十條を次のように改める。

(消滅時効)

第二十條 第十六条第一項に規定する損害の賠償請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 損害の発生時から二十年間行使しないとき。

2 人の生命又は身体を害した場合における損害賠償請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

(水洗炭業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百七十九条 施行日前に損害を賠償する義務が生じた場合におけるその損害賠償の責任及び範囲については、前条の規定による改正後の水洗炭業に関する法律(第三項において「新水洗炭業法」という。)第十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正前の水洗炭業に関する法律(次項において「旧水洗炭業法」という。)第二十條後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

3 新水洗炭業法第二十條第二項の規定は、旧水洗炭業法第十六条第一項に規定する損害の賠償請求権の旧水洗炭業法第二十條前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

(特許法の一部改正)

第二百八十条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第六項中「同条を「同条第一号」に改める。

第八十八条第一号中「その対価を」を「対価の弁済の提供をした場合において、その対価に改め、」又はこれを受領することができないとき」を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「訴の」を「訴えの」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 その対価を受けるべき者がこれを受領することができないとき。

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二百八十一条 前条の規定による改正前の特許法(以下この条において「旧特許法」という。)第六十五条第六項旧特許法第百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)において準用する旧民法第七百二十四條後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧特許法第八十六条第二項第二号(旧特許法第九十二条第七項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により対価を支払う義務が生じた場合におけるその対価の供託については、なお従前の例による。

(商標法の一部改正)

第二百八十二条 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第五項中「同条を「同条第一号」に改める。

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第二百八十三条 前条の規定による改正前の商標法(以下この条において「旧商標法」という。)第十三条の二第五項(旧商標法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)において準用する旧民法第七百二十四條後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(技術研究組合法の一部改正)

第二百八十四条 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第七十四条第一項中「第九十三条ただし書を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中」を理由として新設分割時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第二百九条第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中」を理由として新設分割時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

(技術研究組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二百八十五条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の技術研究組合法(以下この条において「新技術研究組合法」という。)第三十三

条第二項(新技術研究組合法第六十条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。 2 施行日前にされた意思表示に係る組織変更時発行株式(前条の規定による改正前の技術研究組合法(次項において「旧技術研究組合法」という。第六十七條第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。))の引受けについては、新技術研究組合法第七十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 施行日前にされた意思表示に係る新設分割時発行株式(旧技術研究組合法第二百二十二條第一号に規定する新設分割時発行株式をいう。))の引受けについては、新技術研究組合法第二百二十九條の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (割賦販売法の一部改正) 第二百八十六條 割賦販売法(昭和三十六年法律第五百九十九号)の一部を次のように改正する。 第三十五條の三の十三第五項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。 (割賦販売法の一部改正に伴う経過措置) 第二百八十七條 施行日前にされた意思表示については、前条の規定による改正後の割賦販売法(以下この条において「新割賦販売法」という。))第三十五條の三の十三第五項(新割賦販売法第三十五條の三の十四第三項、第三十五條の三の十五第三項及び第三十五條の三の十六第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (商店街振興組合法の一部改正) 第二百八十八條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。 第五十條第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。 (商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置) 第二百八十九條 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の商店街振興組合法(以下この	条において「新商店街振興組合法」という。))第五十條第二項(新商店街振興組合法第七十八條において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (小規模企業共済法の一部改正) 第二百九十條 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二號)の一部を次のように改正する。 第二十三條第一項中「支給を受ける権利は」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「二年間行わない」を「これを行使することができない時から二年間行使しない」に改める。 (中小企業倒産防止共済法の一部改正) 第二百九十一條 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。 第十九條中「支給を受ける権利は」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「二年間行わない」を「これを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。 (半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正) 第二百九十二條 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。 第二十七條第四項中「民法第七百二十四條」を「民法第七百二十四條第一号」に改める。 (半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第二百九十三條 前条の規定による改正前の半導体集積回路の回路配置に関する法律第二十七條第四項において準用する旧民法第七百二十四條後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。 (不正競争防止法の一部改正) 第二百九十四條 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。 第十五條を次のように改める。	(消滅時効) 第十五條 第二條第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三條第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。 一 その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知つた時から三年間行わないとき。 二 その行為の開始の時から二十年を経過したとき。 (不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置) 第二百九十五條 前条の規定による改正前の不正競争防止法第十五條後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。 (投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正) 第二百九十六條 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。 第七條の見出し中「業務執行」を「業務の決定及び執行」に改め、同条第一項中「無限責任組合員が」の下に「決定し」を加える。 第七條の次に次の一条を加える。 (組合の代理) 第七條の二 無限責任組合員は、組合の業務を執行する場合において、他の組合員を代理することができる。 2 無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は、無限責任組合員の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理することができる。 3 前項の規定にかかわらず、各無限責任組合員は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。	第十六條中「第六百六十八條(組合財産の共有)、第六百六十九條」を「第六百六十七條の二から第六百六十九條まで(他の組合員の債務不履行、組合員の一人についての意思表示の無効等、組合財産の共有及び)」に改め、「割合」の下に「第六百七十五條第一項(組合の債権者の権利の行使)」を、「第六百七十六條」の下に「から第六百七十七條の二まで」を、「組合財産の分割」の下に「組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止並びに組合員の加入」を加え、「第六百七十七條(組合の債務者による相殺の禁止)」を削り、「第六百八十條」の下に「から第六百八十一條まで」を加え、「第六百八十一條」を「脱退した組合員の責任等及び」に改める。 (投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第二百九十七條 施行日前に締結された前条の規定による改正前の投資事業有限責任組合契約に関する法律第三條第一項に規定する投資事業有限責任組合契約については、なお従前の例による。 (電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律の一部改正) 第二百九十八條 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(平成十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律 第一条中「要素に」を「申込み又はその承諾の意思表示について」に改め、「及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合」を削る。 第二条第四項を削る。 第三条中「第九十五條ただし書」を「第九十五條第三項」に、「電子消費者契約の要素に錯誤があつた場合であつて、当該錯誤が」を「意思表示が同条第一項第一号に掲げる錯誤に基づくもの
---	---	---	---

であつて、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであり、かつ」に改める。

第四条を削る。

(電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百九十九条 施行日前にされた電子消費者契約(前条の規定による改正前の電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(次項において「旧電子契約法」という。))の申込み又はその承諾の意思表示については、前条の規定による改正後の電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に契約の申込みがされた場合におけるその申込みに係る旧電子契約法第四条に規定する電子承諾通知に関する民法の特例については、なお従前の例による。

(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正)

第三百条 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「一部のみを」の下に「一人又は数人の他の組合員又は第三者に」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

(組合の代理)

第十四条の二 各組合員及び第十三条第二項の規定による委任を受けた第三者は、第十二条第一項の規定による決定に基づき組合の業務を執行する場合において、他の組合員を代理することができる。

2 前項の規定にかかわらず、各組合員は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。

第二十四条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により組合の成立後に加入し

た組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わなければならない。

第五十六条中「第六百六十八条、第六百六十九条を」第六百六十七条の二から第六百六十九条まで」に改め、「第六百七十四条第二項」の下に、「第六百七十五条第一項を、第六百七十七条」の下に、「第六百八十条の二」を加える。

(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百一条 施行日前に締結された前条の規定による改正前の有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約については、なお従前の例による。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第三百二条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項第六号中「指名金銭債権又は指名金銭債権を」金銭債権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。))又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第三十七条中「消滅時効は」の下に「、その権利を行使することができる時から」を加える。

第十一章 国土交通省関係

(鉄道営業法の一部改正)

第三百三条 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「一年間之ヲ行ハザル」を「之ヲ行使スルコトヲ得ベキ時ヨリ一年間行使セザル」に改める。

第一章中第十八条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三を第十八条ノ四とする。

第十八条ノ二中「第十八条」を「前二条」に改め、同条を第十八条ノ三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条ノ二 鉄道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引ニ關スル民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八条の二第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項第二号中表示していた「トアル」ハ「表示し、又は公表していた」トス

(軌道法の一部改正)

第三百四条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条ノ二第九号中「前条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第二十七条ノ三とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条ノ二 軌道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引ニ關スル民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八条の二第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項第二号中表示していた「トアル」ハ「表示し、又は公表していた」トス

(船員法の一部改正)

第三百五条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第九十六条第五項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第一百七条中「債権は、」の下に「これを行使することができるときから」を加え、「これを行わな」を「行使しない」に改める。

(船員法の一部改正に伴う経過措置)

第三百六条 施行日前に前条の規定による改正前の船員法第九十六条第五項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(建設業法の一部改正)

第三百七条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第十二号中「の瑕疵」を「が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合

合におけるその不適合」に改める。

第二十五条の十六(見出しを含む。中「中断」を「完成猶予」に改める。

(建設業法の一部改正に伴う経過措置)

第三百八条 施行日前に建設工事(前条の規定による改正前の建設業法(次項において「旧建設業法」という。))第二項第一項に規定する建設工事をいう。の請負契約が締結された場合におけるその契約の内容については、前条の規定による改正後の建設業法(次項において「新建設業法」という。))第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に旧建設業法第二十五条の十一第一号に規定するあつせん又は調停の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、新建設業法第二十五条の十六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(海上運送法の一部改正)

第三百九条 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第十九条の六の二中「次条第二項」の下に「及び第三十二条の二」を加える。

第二章中第三十二条の次に次の一条を加える。

(民法の特例)

第三十二条の二 一般旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。))による旅客の運送に係る取引に關して民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

第四十二条第一項中「及び第三十条」を「、第三十条」に改め、「除く。」の下に「及び第三十二

条の二を加える。

(道路運送法の一部改正)

第三百十條 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八十七條を次のように改める。

(民法の特例)

第八十七條 次に掲げる取引に關して民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八條の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業による旅客の運送又は自家用有償旅客運送に係る取引

二 一般自動車道の通行に係る取引

(公営住宅法の一部改正)

第三百十一條 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第三項中「年五分の割合を」を「法定利率」に改める。

(公営住宅法の一部改正に伴う経過措置)

第三百十二條 施行日前に到來した支払期に係る前条の規定による改正前の公営住宅法第三十二條第三項に規定する利息については、なお従前の例による。

(土地収用法の一部改正)

第三百十三條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第四十六條の四第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第九十五條の見出し中「払渡」を「払渡し」に改め、同条第二項中「左の各号」を「次に」に改め、同項第一号中「補償金等を受けるべき」を「補償金等の提供をした場合において、補償金等を受けるべき」に改め、「又は補償金等を受領することができないとき」を削り、同項第四号中「差押又は仮差押」を「差押え又は仮差押え」に、「払渡」を「払渡し」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第

二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、起業者に過失があるときは、この限りでない。

第九十五條第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 補償金等を受けるべき者が補償金等を受領することができないとき。

第九十五條第三項中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第五項中「左の各号」を「次に」に改め、同項第一号中「替地を」を「替地の提供をした場合において、替地を」に改め、「又は替地の譲渡若しくは引渡を受けることができないとき」を削り、同項第二号中「差押又は仮差押」を「差押え又は仮差押え」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 替地を受けるべき者が替地の譲渡又は引渡しを受けることができないとき。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第三百十四條 施行日前に前条の規定による改正前の土地収用法以下この条において「旧土地収用法」という。第四十六條の四第一項(旧土地収用法第九十五條第一項)において準用する場合を含む。に規定する補償金の支払義務、旧土地収用法第九十五條第一項(旧土地収用法第九十七條)に規定する補償金等の払渡し若しくは替地の譲渡及び引渡し義務又は旧土地収用法第九十七條に規定する補償金等の払渡し若しくは替地の譲渡及び引渡し義務を含む。に規定する補償金の払渡し義務が生じた場合におけるこれらの補償金、補償金等又は替地の供託については、なお従前の例による。

(モーターボート競走法の一部改正)

第三百十五條 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「六十日間行わない」を「これらを行使用することができるときから六十日間行使用しない」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第三百十六條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項第十三号中「の瑕疵」を「が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改める。

第三十七條第一項第十一号中「の瑕疵」を「が種類若しくは品質に關して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改める。

第三十九條の見出し中「手附」を「手付」に改め、同条第一項中「みずから」を「自ら」に、「こえる」を「超える」に、「手附」を「手付」に改め、同条第二項中「みずから」を「自ら」に、「手附」を「手付」に改め、「当事者の一方が契約の履行に着手するまでは」を削り、「償還して」を「現実に提供して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

第四十條の見出し中「瑕疵担保責任」を「担保責任」に改め、同条第一項中「の瑕疵」を「が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に、「第五百七十條において準用する同法第五百六十六條第三項を」第五百六十六條に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置)

第三百十七條 施行日前に宅地建物取引業法の改正前の宅地建物取引業法(次項において「旧宅地建物取引業法」という。第二條第一号に規定する宅地をいう。以下この条において同じ。)又は建物の売買又は交換の契約が締結され又は成立した場合におけるその契約に係る書面の交付については、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。第三十七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

行使することができるときから六十日間行使用しない」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第三百十六條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項第十三号中「の瑕疵」を「が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改める。

第三十七條第一項第十一号中「の瑕疵」を「が種類若しくは品質に關して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改める。

第三十九條の見出し中「手附」を「手付」に改め、同条第一項中「みずから」を「自ら」に、「こえる」を「超える」に、「手附」を「手付」に改め、同条第二項中「みずから」を「自ら」に、「手附」を「手付」に改め、「当事者の一方が契約の履行に着手するまでは」を削り、「償還して」を「現実に提供して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

第四十條の見出し中「瑕疵担保責任」を「担保責任」に改め、同条第一項中「の瑕疵」を「が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に、「第五百七十條において準用する同法第五百六十六條第三項を」第五百六十六條に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置)

第三百十七條 施行日前に宅地建物取引業法の改正前の宅地建物取引業法(次項において「旧宅地建物取引業法」という。第二條第一号に規定する宅地をいう。以下この条において同じ。)又は建物の売買又は交換の契約が締結され又は成立した場合におけるその契約に係る書面の交付については、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。第三十七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に宅地建物取引業者(旧宅地建物取引業法第二條第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。次項において同じ。)が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約が締結された場合におけるその契約の解除については、新宅地建物取引業法第三十九條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る担保責任についての特約の制限については、新宅地建物取引業法第四十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(道路法の一部改正)

第三百十八條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第七十三條第五項中「五年間行わない」を「これらを行使用することができるときから五年間行使用しない」に、「因り」を「より」に改める。

第九十四條第三項中「過失がなくて」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該管理者に過失があるときは、この限りでない。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第三百十九條 施行日前に前条の規定による改正前の道路法(以下この条において「旧道路法」という。第九十四條第一項(旧道路法第九十一條第二項)において準用する場合を含む。の規定により不利用物件の返還義務が生じた場合におけるその不利用物件の供託については、なお従前の例による。

(航空法の一部改正)

第三百二十條 航空法(昭和二十七年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三百二十四條の二の次に次の一条を加える。

(民法の特例)

第三百二十四條の三 航空運送事業による旅客の運送に係る取引に關して民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八條の二第一項

の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

(土地区画整理法の一部改正)

第三百二十一条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行

しない」に改め、同条第二項中「民法明治二十九年法律第八十九号」第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断を「時効の更新」に改める。

(土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)

第三百二十二条 施行日前に前条の規定による改正前の土地区画整理法(以下この条において「旧土地区画整理法」という。)第四十二条第二項(旧土地区画整理法第百十條第八項において準用する場合を含む。)に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)
第三百二十三条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第十九条中「請求権は、」の下に「被害者又はその法定代理人が損害及び保有者を知った時から」を加える。

第七十五条中「請求権は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

第八十条第三項中「民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断を「時効の更新」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)

第三百二十四条 施行日前に前条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法(以下この条において「旧自動車損害賠償保障法」という。)第十六條第一項又は第十七條第一項(これらの規定を旧自動車損害賠償保障法第二十三條の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による請

求権が生じた場合におけるこれらの請求権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧自動車損害賠償保障法第八十条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三百二十五条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(民法の特例)

第五十五条の二 道路の通行又は利用に係る取引に關して民法(明治二十九年法律第八十九号)第百四十八條の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表して

(海岸法等の一部改正)

第三百二十六条 次に掲げる法律の規定中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

一 海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三十五條第五項

二 特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第三十六條第五項

三 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三十八條第五項

四 津波防災地域づくりに關する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第四十七條第五項

(内航海運組合法の一部改正)

第三百二十七条 内航海運組合法(昭和三十三年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第二項中同項第一号を「同項各号」に改める。

(内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置)
第三百二十八条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規

定による改正後の内航海運組合法(以下この条において「新内航海運組合法」という。)第三十四条の三第二項(新内航海運組合法第五十五条(新内航海運組合法第五十八條において準用する場合を含む。))及び第五十八條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(公共用地の取得に關する特別措置法の一部改正)

第三百二十九条 公共用地の取得に關する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第三号」を「第四号」に改める。

第三十三條第二項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

(公共用地の取得に關する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第三百三十条 施行日前に緊急裁決で定められた権利取得の時期又は明渡し期限が到来した場合における前条の規定による改正前の公共用地の取得に關する特別措置法(以下この条において「旧公共用地取得特別措置法」という。)第三十三條第二項(旧公共用地取得特別措置法第四十五條において準用する場合を含む。)に規定する利息については、なお従前の例による。

(河川法の一部改正)

第三百三十一条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第二項中「一」を「い」に改め、同項第一号中「補償金を受けるべき」を「補償金の提供をした場合において、補償金を受けるべき」に改め、「又は補償金を受領することができないとき」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、水利使用の許可を受けた者に過失があるときは、この限りでない。

第四十三條第二項中第二号を第三号とし、第

一号の次に次の一号を加える。
二 補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。

第四十三條第三項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

(河川法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十二条 施行日前に前条の規定による改正前の河川法(以下この条において「旧河川法」という。)第四十一条(旧河川法第百條第一項において準用する場合を含む。)の規定により補償金の支払義務が生じた場合におけるその補償金の供託については、なお従前の例による。

(都市計画法の一部改正)

第三百三十三條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第七項中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第三百三十四條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改め、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断を「時効の更新」に改める。

第九十一条第一項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第九十二条第一項中「一」を「い」に改め、同項第一号中「補償金等を受けるべき」を「補償金等の提供をした場合において、補償金等を受けるべき」に改め、「又は補償金等を受領することができないとき」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、施行者に過失があるときは、この限りでない。

第九十二条第一項中「第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。」

二 補償金等を受けるべき者が補償金等を受領することができないとき。

第九十二条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第七百七条第三項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

第六百八十八条の十五第一項中「年六パーセントの割合により算出した」を「法定利率による」に改める。

(都市再開発法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十五条 施行日前に前条の規定による改正前の都市再開発法(以下この条において「旧都市再開発法」という。)第四十二条第二項(旧都市再開発法第五十条の十一第三項、第五十六条の三第五項(旧都市再開発法第五十八條の二第二項において準用する場合を含む。))及び第六六条第八項(旧都市再開発法第六十八條の二十四第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2 施行日前に権利変換計画の認可の公告がされた場合におけるその権利変換計画に係る旧都市再開発法第九十一条第一項に規定する補償金については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧都市再開発法第九十一条(旧都市再開発法第九十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定により補償金等又は損失の補償額の支払義務が生じた場合におけるその補償金等又は損失の補償額の供託については、なお従前の例による。

4 施行日前に譲受け希望の申出の撤回がされた場合におけるその申出の撤回に伴う対償の支払については、前条の規定による改正後の都市再開発法第六十八條の十五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

の一部改正)

第三百三十六條 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の十六第十項中「五年間行わない」を「これを行使用することができるときから五年間行使用しない」に改め、同条第十一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号 第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十七條 施行日前に前条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の十六第十一項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第三百三十八條 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「行なう」を「行う」に、「の瑕疵」を「種類又は品質に関して契約の内容及び適合しないときにおけるその不適合」に、「第六百三十八條第一項に規定する期間につき」を「第六百三十七條第一項に規定する期間についてその目的物の引渡しの日から」に改める。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十九條 施行日前に建設業者である積立式宅地建物販売業者(前条の規定による改正前の積立式宅地建物販売業法第二条第四号に規定する積立式宅地建物販売業者をいう。)が行う積立式宅地建物販売(同条第二号に規定する積立式宅地建物販売をいう。)の契約があつて旧民法の請負に関する規定が適用されるものが締結された場合におけるその契約に係る特約については、前条の規定による改正後の積立式宅地建物販売業法第四十条第二項の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

(船舶油濁損害賠償保障法の一部改正)

第三百四十條 船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の表第十九條第一項の項中欄中「年六パーセントの割合」を「事故発生の日における法定利率」に改め、同表第三十條第一項の項中欄中「まで年六パーセントの割合」を「まで事故発生の日における法定利率に」、「規定する年六パーセントの割合」を「規定する法定利率」に改める。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)

第三百四十一條 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「の特例」を削る。

第二条に次の一項を加える。

5 この法律において「瑕疵」とは、種類又は品質に関して契約の内容及び適合しない状態をいう。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 瑕疵担保責任

第九十四條の見出し中「の特例」を削り、同条第一項中「第六百三十四條第一項及び第二項前段」を「第四百十五條、第五百四十一條及び第五百四十二條並びに同法第五百五十九條において準用する同法第五百六十二條及び第五百六十三條」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の場合における民法第六百三十七條の規定の適用については、同条第一項中「前条本文に規定する」とあるのは「請負人が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第九十四條第一項に規定する瑕疵がある目的物を注文者に引き渡した」と、同項及び同条第二項中「不適合」とあるのは「瑕疵」とする。

第九十五條の見出し中「の特例」を削り、同条

第一項中「隠れた」を削り、「第五百七十条において準用する同法第五百六十六條第一項並びに同法第六百三十四條第一項及び第二項前段を「第四百十五條、第五百四十一條、第五百四十二條、第五百六十二條及び第五百六十三條」に改め、後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の場合における民法第五百六十六條の規定の適用については、同条中「種類又は品質に関して契約の内容及び適合しない」とあるのは「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第九十五條第一項に規定する瑕疵がある」と、「不適合」とあるのは「瑕疵」とする。

第九十七條の見出し中「の特例」を削り、同条中「隠れた」を削る。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百四十二條 施行日前に住宅新築請負契約(前条の規定による改正前の住宅の品質確保の促進等に関する法律(次項において「旧住宅品質確保法」という。))第九十四條第一項に規定する住宅新築請負契約をいう。が締結された場合におけるその契約に係る同項に規定する担保の責任については、なお従前の例による。

2 施行日前に新築住宅(旧住宅品質確保法第二条第二項に規定する新築住宅をいう。)の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る旧住宅品質確保法第九十五條第一項に規定する担保の責任については、なお従前の例による。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正)

第三百四十三條 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第一号中「補償金を受けるべき」を「補償金の提供をした場合において、補償金を受けるべき」に改め、「又は補償金を受領することができないとき」を削り、同項第四

号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、認可事業者に過失があるときは、この限りでない。

第三十三条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。

第三十三条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三百四十四条 施行日前に前条の規定による改正前の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第三十二条第一項の規定により補償金の支払義務が生じた場合におけるその補償金の供託については、なお従前の例による。

(マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正)

第三百四十五条 マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第一号中「補償金を受けるべき」を「補償金の提供をした場合において、補償金を受けるべき」に改め、「又は補償金を受領することができないとき」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、施行者に過失があるときは、この限りでない。

第七十六条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。

第百五十二条及び第百五十四条中「同項第二号及び第三号」を「同項第三号及び第四号」に改める。

(マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律

の一部改正に伴う経過措置)

第三百四十六条 施行日前に前条の規定による改正前のマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律(以下この条において「旧円滑化法」という。)第七十五条若しくは第百五十三条の規定により補償金の支払義務が生じた場合又は旧円滑化法第百五十一条の規定により分配金の支払義務が生じた場合におけるこれらの補償金又は分配金の供託については、なお従前の例による。

(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正)

第三百四十七条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項第二号イ及びロ中「隠れた」を削り、「てん補する」を「填補する」に改め、同項第三号中「てん補する」を「填補する」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第二号イ及びロ並びに第三号中「てん補する」を「填補する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「瑕疵」とは、住宅品質確保法第二条第五項に規定する瑕疵をいう。

第六条第一項中「損害賠償請求権を」を「瑕疵を理由とする報酬の返還請求権又は損害賠償請求権(次項において「報酬返還請求権等」という。)」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「損害賠償請求権」を「報酬返還請求権等」に改め、同項第三号中「損害」を「報酬返還請求権等に係る報酬の返還の義務又は損害」に改める。

第十四条第一項中「隠れた」を削り、「損害賠償請求権を」を「瑕疵を理由とする代金の返還請求権又は損害賠償請求権(次項において「代金返還請求権等」という。)」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「損害賠償請求権」を「代金返還請求権等」に改め、同項第三号中「損害」を「代金返還請求権等に係る代金の返還の義務又は損害」に改める。

に改める。

第十六条中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

第十七条第一項中「第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項」を「第四百五十五条、第五百四十一条、第五百四十二条又は第五百六十二条若しくは第五百六十三条(これらの規定を同法第五百五十九条において準用する場合を含む。)」に改める。

第十九条第二号中「第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項」を「第四百五十五条、第五百四十一条、第五百四十二条又は第五百六十二条若しくは第五百六十三条(これらの規定を同法第五百五十九条において準用する場合を含む。)」に改める。

(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百四十八条 施行日前に住宅(前条の規定による改正前の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下この条において「旧履行確保法」という。))第二条第一項に規定する住宅をいう。を新築する建設工事の請負契約が締結された場合におけるその契約に係る旧履行確保法第六條第一項に規定する弁済を受ける権利については、なお従前の例による。

2 施行日前に新築住宅(旧履行確保法第二条第一項に規定する新築住宅をいう。)の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る旧履行確保法第十四条第一項に規定する弁済を受ける権利については、なお従前の例による。

(特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部改正)

第三百四十九条 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(平成二

十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「三年間行わない」を「これを行わせることができる時から三年間行使しない」に改める。

第十二章 環境省関係

(大気汚染防止法の一部改正)

第三百五十条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の四を次のように改める。

(消滅時効)

第二十五条の四 第二十五条第一項に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から五年間行使しないとき。

二 損害の発生時から二十年を経過したとき。

(大気汚染防止法の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十一条 前条の規定による改正前の大気汚染防止法(以下この条において「旧大気汚染防止法」という。)第二十五条第一項に規定する損害賠償の請求権の旧大気汚染防止法第二十五条の四前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合におけるその時効の期間については、なお従前の例による。

2 旧大気汚染防止法第二十五条の四後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第三百五十二条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條の三を次のように改める。

(消滅時効)

第二十條の三 第十九条第一項に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効

によつて消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から五年間行使しないとき。

二 損害の発生時から二十年を経過したとき。

(水質汚濁防止法の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十三条 前条の規定による改正前の水質汚濁防止法(以下この条において「旧水質汚濁防止法」という。)第十九条第一項に規定する損害賠償の請求権の旧水質汚濁防止法第二十条の三前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合におけるその時効の期間については、なお従前の例による。

2 旧水質汚濁防止法第二十条の三後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第三百五十四条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第百六条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十五条 施行日前に前条の規定による改正前の公害健康被害の補償等に関する法律第百六条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(土壌汚染対策法の一部改正)

第三百五十六条 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 当該指示措置等を講じ、かつ、その行為

をした者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 当該指示措置等を講じた時から二十年を経過したとき。

(土壌汚染対策法の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十七条 前条の規定による改正前の土壌汚染対策法第八条第二項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正)

第三百五十八条 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第四百二十四条」を「第三編第一章第二節第三款第一目」に改める。

第十三章 防衛省関係

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正)

第三百五十九条 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「審査請求による時効の完成猶予及び更新」に改め、同条中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二十二条中「三年間行なわれない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百六十条 施行日前に前条の規定による改正前の連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律第十六条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第十四章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)

第三百六十一条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百六十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

理 由

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十九年四月二十七日印刷

平成二十九年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U